

平成 25 年度 第 6 回 甲賀市自治基本条例策定委員会 次第

日時:平成 25 年(2013 年)11 月 29 日(金)

14 時 00 分から 16 時 00 分まで

場所:甲賀市市民福祉活動センター

1 開 会

2 第5回会議録の確認について

3 各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表について(前回の続き)

4 次回の内容について

第7回会議

日時:平成25年12月16日(月)14時～16時

場所:サントピア水口(共同福祉施設) 教養文化室

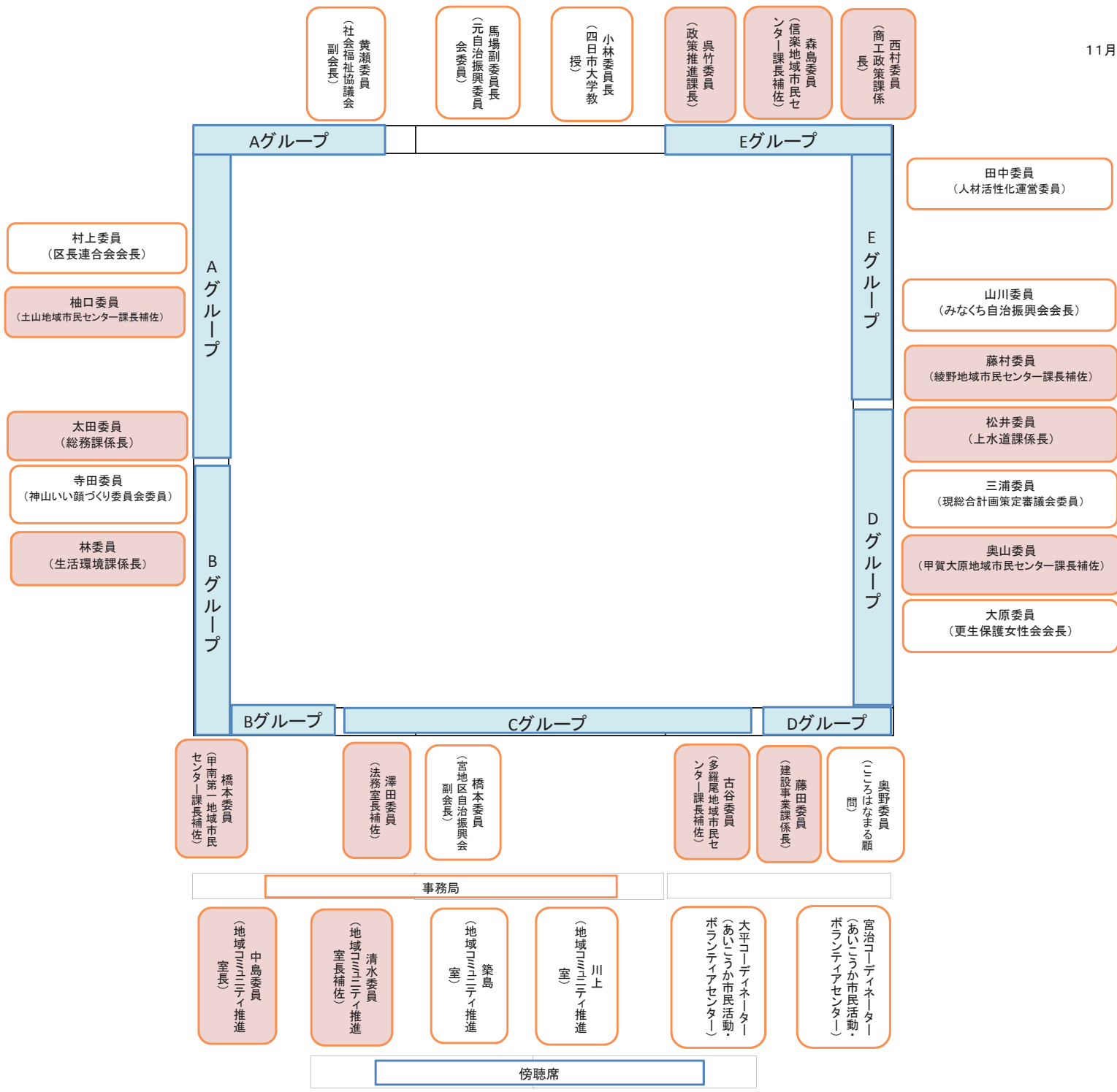
5 閉 会

# 甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」  
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に  
あなたも仲間  
いろどる山河と  
生きいき文化  
こぼれる笑顔に  
応える安心  
うみだす活力  
受けつぐ伝統  
かがやく未来に  
鹿深の夢を



問題群	強み	弱み	主な既存条例等	この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと）
① 自然・環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 空気がよい (A) (D)</li> <li>• 自然が多い (A) (D)</li> <li>• 自然が豊か (A) (C) (E)</li> <li>• 住みやすい、自然がある (B)</li> <li>• 自然に恵まれてゆとりや余暇を楽しめるフィールドとなっている (B)</li> <li>• 豊かな自然を活かした遊び場がある (C)</li> <li>• 自然環境に恵まれている (D)</li> <li>• 里山がある (D)</li> <li>• 緑が多い (D)</li> <li>• そこそこ田舎 (D) (E)</li> <li>• 自然と生活できる (D)</li> <li>• 水がおいしいところ (D)</li> <li>• 水が豊富 (D)</li> <li>• 山、川が美しい (E)</li> <li>• 琵琶湖の水を飲んでいない (E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• せっかくの自然を活かせていない (A)</li> <li>• 特定外来種が発見されるようになった（セアカゴケグモ） (B)</li> <li>• 獣害が多い (D) (E)</li> <li>• 大きな川がありながら荒れている (D)</li> <li>• 廃屋や耕作放棄地が増えてきた (D)</li> <li>• 田舎 (E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 甲賀市環境基本条例</li> <li>• 甲賀市環境基本計画</li> <li>• 甲賀市地域新エネルギービジョン</li> <li>• ラブアースこうか2012（第2期甲賀市地球温暖化対策実施計画）</li> <li>• 甲賀市の風景を守り育てる条例</li> <li>• 甲賀市地域鳥獣被害防止計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自然環境保全（ハード面は行政が担うなど、市民との対話における役割分担を明記） (A)</li> <li>• 自然保護 (A)</li> <li>• 自然を大切に守る (A)</li> </ul>
② 歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域ごとに伝統文化が残っている (A)</li> <li>• 陶芸、忍者といった観光資源 (A)</li> <li>• 歴史的な文化、遺産がたくさんある。甲南（まがい仏・紫香楽の宮） (A) (B) (C)</li> <li>• 独特の文化がある（芸術・映画） (B)</li> <li>• 豊富な郷土史 (B)</li> <li>• 多種、多彩な祭礼 (B)</li> <li>• 地域学 (B)</li> <li>• 歴史、文化がある (B) (D) (E)</li> <li>• 寺、神社が多い (D)</li> <li>• 文化財が多い（仏像等） (D)</li> <li>• 神社、寺などの伝統行事が継がれている (D)</li> <li>• 地域のイベントが多い（お祭り等）大切にしていって欲しい (D)</li> <li>• 慣例を大切にすると＝歴史文化の継承 (E)</li> <li>• 土山、水口等の宿場、文化遺産が多い (E)</li> <li>• 旧跡を守るため、ウォーキングや勉強会を自治振興会で (E)</li> <li>• 奈良や京都にはない東海道を中心に隠れた文化もある (E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 歴史、文化が活かされていない (D)</li> <li>• 関わっていないひとの思い (E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 甲賀市文化財保護条例</li> <li>• 甲賀市文化財保護基本方針</li> <li>• 甲賀市文化のまちづくり計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 伝統文化を後世に伝える (A)</li> <li>• 地域の歴史文化を大切に守る (A)</li> <li>• 文化財を活かしたまちづくり (A)</li> <li>• 地域の特徴を活かした景観、文化の創出 (E)</li> <li>• 後継者、担い手育成 (D)</li> </ul>
③ 産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業活動が活発 (A)</li> <li>• 工業団地がある (A)</li> <li>• 工場が多い (A)</li> <li>• 農林業が続いている (A)</li> <li>• 地産の野菜、米がおいしい (A)</li> <li>• 信楽焼きなどに代表される特産品がある (B)</li> <li>• お茶どころ（朝宮・土山） (B)</li> <li>• 元気な中小企業がある (B)</li> <li>• 食べ物、地場産品 (B)</li> <li>• 地域特産品がある (C) (D)</li> <li>• 信楽という有名な観光スポットがある (C)</li> <li>• 有名観光地がある (C)</li> <li>• 地場産業が強い (D)</li> <li>• 「甲賀」は知名度がある。「信楽」も知名度がある (D)</li> <li>• 地域資源が豊富（自然・森林・里山・歴史文化遺産・茶・陶器等） (C) (E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大企業がない、企業（本社）が少ない (A) (D)</li> <li>• 雇用不足 (A) (D)</li> <li>• 観光スポットを活かせていない（若い世代が行きたいと思うような） (A)</li> <li>• 知名度が低い (B)</li> <li>• 地域の資源がうまく活かされていない (C)</li> <li>• 経済の循環が少ない (D)</li> <li>• 安い物がしにくい (D)</li> <li>• インフラ（水がない） (D)</li> <li>• 忍者とタヌキのみ (D)</li> <li>• 観光地としては中途半端 (D)</li> <li>• ショッピングセンターが多く、個人商店街がなくなった (E)</li> <li>• 周辺地と中心地の格差あり (E)</li> <li>• 周辺地では商店の衰退が進んでいる (E)</li> <li>• 観光客数が伸びていない。特に宿泊客が少ない (E)</li> <li>• 観光情報の発信弱い（観光戦略） (E)</li> <li>• 農林業の衰退化 (E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 甲賀市観光振興計画</li> <li>• 土山地区活性化計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 雇用の創出（企業活動の活性化、過疎対策）、行政はインフラ整備、市民は地元雇用を大切に (A)</li> <li>• 産業の発展（第1次から第6次までをいける組織づくり） (A)</li> <li>• 商店街の活性化、行政・商工会等との前向きな協議 (A)</li> <li>• 地場産業や文化伝統を伝承するまち (B)</li> <li>• 地産地消をコーディネートし、甲賀ブランドの仕組みづくりや全国的なPRを (D)</li> </ul>

問題群	強み	弱み	主な既存条例等	この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと）
④ 道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新名神高速道路のインターチェンジが3つもある（A）（C）</li> <li>・信楽高原鉄道（B）</li> <li>・新名神高速道路が通っているため、京阪神や名古屋（都市）へも行きやすい（B）（C）（D）（E）</li> <li>・都会と田舎がコンパクト、ちょうど良い（B）</li> <li>・道路交通の便が良い（D）</li> <li>・新名神高速道路を活かしたまち、東海道、忍者、陶器、観光が良い（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR電車の便が悪い（A）（D）</li> <li>・コミュニティバスの運行（ルート）に不満あり（不便）（A）</li> <li>・幹線道路整備が不十分（A）（B）（C）</li> <li>・市の面積が広すぎて、行き来に時間がかかりすぎる（A）（B）（C）（D）（E）</li> <li>・新名神高速道路の周辺整備（B）</li> <li>・公共交通機関が少ない（子ども、高齢者は移動手段が少ない、自動車に頼っている）（A）（B）（C）（E）</li> <li>・交通の便が悪い（B）（D）（E）</li> <li>・鉄道交通の整備が進んでいない（D）</li> <li>・辺地のため、県立高校に人が集まらない。東海道沿線にみんな行ってしまふ（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新名神高速道路活用戦略</li> <li>・甲賀市公共交通活性化によるまちづくり推進計画</li> <li>・甲賀市信楽高原鉄道沿線地域公共交通総合連携計画</li> <li>・甲賀市地域公共交通総合連携計画</li> <li>・甲賀市道の構造の技術的基準を定める条例</li> <li>・甲賀市道に設ける道路標識の寸法を定める条例</li> <li>・甲賀市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例</li> <li>・甲賀市法定外公共物管理条例</li> <li>・甲賀市国土利用計画</li> <li>・甲賀市交通安全計画</li> <li>・甲賀市都市計画マスタープラン</li> </ul>	
⑤ 施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良い温泉がある（やっほんぼん、大河原温泉、宮乃温泉、塩野温泉）（B）</li> <li>・公立甲賀病院（B）</li> <li>・運動施設がたくさんある（グラウンド）（B）</li> <li>・ゴルフ場が多いところ（B）（D）</li> <li>・子どもや老人の方の遊ぶところが多い（D）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の老朽化の進行（A）</li> <li>・小学校が多い（A）</li> <li>・市民の憩いの場がない（自然いっぱい公園など）（A）</li> <li>・小児科が少ない（A）</li> <li>・基本設備の不足（B）</li> <li>・河川の整備が進んでいない（川の中の砂）（B）</li> <li>・スポーツ施設が使いにくい（B）</li> <li>・人口増減合併前のままの施設が多く、統廃合が進んでいない（B）</li> <li>・若者の遊び場がない（B）</li> <li>・地域医療に差がある（C）</li> <li>・人口の割に施設が多い（E）</li> <li>・学校の統合がされていない（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市公園条例</li> <li>・甲賀市都市公園条例</li> <li>・甲賀市立図書館のあり方</li> <li>・市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方</li> <li>・甲賀市幼稚園保育園の適正規模及び民営化等に関する基本的な考え方</li> <li>・甲賀市スポーツ振興計画</li> </ul>	
⑥ 市民の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間性の良い人が多い（A）</li> <li>・人情味がある（A）</li> <li>・いわゆる「スレ」ている人がいない（C）</li> <li>・立ち上がりは遅いが協力的な人が多い（C）</li> <li>・このまちを良くしようという熱い思いをもった人がたくさんいる（C）</li> <li>・いろいろな技をもった人がいる（C）</li> <li>・人がやさしい（D）</li> <li>・住民の質が高い（D）</li> <li>・人の人情を感じる（E）</li> <li>・絆や仲間意識がある（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民気質として自分たちがどんどん自発的に進める方ではない（B）</li> <li>・地元根性が強い（B）</li> <li>・リーダーとなる人材が偏っている（C）</li> <li>・いろんな力を持った人がいるのに活かされていない（C）</li> <li>・リーダーが少ない（D）</li> <li>・慣例を大切にすること＝ルールがない、個の価値観が尊重されない（E）</li> <li>・人の人情を感じない＝利己主義で他力本願（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民憲章</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おもてなし、まちを愛する心意気を（E）</li> </ul>
⑦ 子ども・若者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周りに子どもが少ない（家の中にいる子どもが多い気がする）（B）</li> <li>・市街地への若者流入（都市計画）（B）</li> <li>・20代、30代の若者がいない（C）</li> <li>・若者対策が出来ていない（C）</li> <li>・若者がいない（D）</li> <li>・若者の定着が少ない（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市子ども・子育て応援団会議条例</li> <li>・甲賀市児童クラブ条例</li> <li>・こうか 親と子応援アクションプラン</li> <li>・甲賀市幼稚園保育園の適正規模及び民営化等に関する基本的な考え方</li> <li>・甲賀市子ども読書活動推進計画</li> <li>・甲賀市青少年自然体験活動振興計画</li> </ul>	

問題群	強み	弱み	主な既存条例等	この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと）
⑧高齢者 （過疎）		<ul style="list-style-type: none"> <li>過疎化の地域が多い（A）</li> <li>少子高齢化が進んでいる（A）</li> <li>他市に比べて高齢化率が高い（A）</li> <li>高齢化が進み、集落の成立が難しくなっている（B）</li> <li>高齢者同士のつながり、ネットワークが十分でない地域もある（住宅団地など）（B）</li> <li>高齢者が多い（ひとり暮らしの方も多い）（B）（C）</li> <li>周辺地では高齢化と過疎化が進んでいる（C）（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲賀市介護保険条例</li> <li>甲賀市地域福祉推進計画</li> <li>甲賀市地域福祉（活動）計画</li> <li>甲賀市第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画</li> <li>甲賀市国土利用計画</li> <li>甲賀市都市計画マスタープラン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年長いても安心して住み続けられるまち（B）</li> <li>自治振興会等による広域的な対策（C）</li> <li>行政は仕組みづくりや支援、他は地域が主体となって取り組むといった役割分担の明確化（B）</li> </ul>
⑨ 市の一体感	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧町でやり方が違っていたので、統一する場合に選択肢はいくつもある（A）</li> <li>旧町によって特色のあった文化が合併してもそのまま残っている（続いている）（B）</li> <li>合併前の5町の個性が活きている（E）</li> <li>甲賀全体がブランド（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一極集中になってきた（水口に集まっている。人も物も祭りも）（A）</li> <li>街の中心がなく、ばらけている。（A）</li> <li>地域間のバランスが悪い（中心部と周辺部）（A）</li> <li>合併後、人口の増・減する地域が分かれてきた（B）</li> <li>旧町の交流が少ない（C）（E）</li> <li>旧町意識が強い（C）（E）</li> <li>画一行政をしている所がある（C）</li> <li>合併時にしなくてはならない事を今頃している（C）</li> <li>地域による格差が生まれている（D）</li> <li>生活基盤に地域格差がある（C）</li> <li>旧町の特性が活かされていない（C）</li> <li>旧町のしがらみから抜け出していない（E）</li> <li>合併前の5町がなかなかひとつになれない（E）</li> <li>合併は良かったのか（E）</li> <li>水口ばかりが良い街になっている（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新市建設計画</li> <li>国土利用計画</li> </ul>	
⑩ コミュニ ティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治振興会がある（A）</li> <li>山間部では隣近所のつながりが温存している（A）</li> <li>山間部では区で何事についてもある程度まとまりがある（A）</li> <li>各地域の結束力がある（特に従前の区・自治会）（A）</li> <li>地域愛が強い（B）</li> <li>スポーツが地域でよく行われている（B）</li> <li>昔ながらの近所、隣どうしの助け合いがまだまだ続いている（区・自治会・自治振興会）（B）</li> <li>ある程度町の顔が見える（良いも悪いも）（D）</li> <li>人が少ない（D）</li> <li>地域としてのまとまりがある（D）</li> <li>地域の顔がわかりやすい（D）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>街中ではつながりが薄れてきている（A）</li> <li>地域差がある（人の考え方、区・自治会のあり方、事業推進など）（A）</li> <li>近所との関係がドライになってきた（B）</li> <li>空き家などが多くなってきた（B）</li> <li>地縁的なつながりが失われつつある（C）</li> <li>公共の土地だけでなく、私有地も管理できていない（C）</li> <li>地域によって差が出てきている（C）</li> <li>各団体の役員が毎年、順番に回ってくる（C）</li> <li>地域行事が多すぎる（D）</li> <li>近所づきあいが薄い（D）</li> <li>地域の関わりがわずらわしい（D）</li> <li>イベント等への若者の参加が少ない（D）</li> <li>若者の地域参加を（E）</li> <li>女性のリーダーが少ない（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲賀市地域福祉推進計画</li> <li>甲賀市自治振興会等規則</li> <li>甲賀市行政区設置規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>どういうまちにしたいかを個人が本気で考え、意見交換、議論ができる場を大切にしたい（E）</li> <li>地域のよさをみんなが活かしていく努力が必要（E）</li> <li>大切なものを子どもたちに伝えていく（E）</li> </ul>

問題群	強み	弱み	主な既存条例等	この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと）
⑪ 行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 窓口の対応が良い (B)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 旧町体質が残っている (A)</li> <li>• 個々の活動を取りまとめ、甲賀市のビッグイベントがない (A)</li> <li>• 区長会、自治振興会の役割が不明確 (A)</li> <li>• 親子支援はあっても母支援、働くママ支援がない (A)</li> <li>• 財源が不足しているため、補助金が削られる (A)</li> <li>• 国歌を斉唱しない (A)</li> <li>• 前例にとらわれすぎる (B)</li> <li>• 資金不足 (B)</li> <li>• 鉄道沿線の開発が弱い (C)</li> <li>• 集落が点在 (C)</li> <li>• 行政サービスの地域格差 (D)</li> <li>• 旧町の温度差がひどい (D)</li> <li>• 窓口格差がある (D)</li> <li>• 書類の提出が多い (E)</li> <li>• 福祉、笑顔がない (E)</li> <li>• 職員が上から目線 (E)</li> <li>• 市民に対して「してやっている」という職員が多い (E)</li> <li>• 人口が増加しないということはまちづくりがまちがっていること (E)</li> <li>• 市街化調整区域では発展しない (E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 甲賀市行政手続条例</li> <li>• 甲賀市行政組織条例</li> <li>• 甲賀市総合計画策定審議会条例</li> <li>• 甲賀市監査委員条例</li> <li>• 甲賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</li> <li>• 甲賀市法令順守の推進条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 福祉事業の役割分担 (A)</li> <li>• 補助金の見直し整理 (A)</li> <li>• 子育て支援、母支援 (A)</li> <li>• 公共施設の整備、市民の集い、憩いの場所作り (A)</li> <li>• 地元の想いを活かすインフラ整備 (E)</li> </ul>
⑫ 市民活動と協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市民活動が活発に行われている (C)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• せっかくの市民活動、市民に伝わっていない (A)</li> <li>• 地域活動への支援が少なくなってきた (B)</li> <li>• ボランティアの方の活躍の場が少ない (C)</li> <li>• 「協働」が言葉だけになっている (C)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 甲賀市市民協働事業提案制度実施要項</li> <li>• 甲賀市市民活動総合保障制度要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市民活動支援、協働 (A)</li> <li>• 区と自治振興会のすみ分け (A)</li> <li>• 青少年（子ども）のまちづくりの参画 (B)</li> <li>• 協働による役割分担（どこまで責任を持つか）(C)</li> <li>• 協働はどういった人が担うのか、あるいは受け手なのか (C)</li> <li>• 地域のよさを引き出すためには、市民をはじめ多様な主体と今、協働をしていくとき (E)</li> </ul>
⑬ 安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自然災害が少ない (A) (D)</li> <li>• 比較的、安全・安心な街である (A)</li> <li>• 災害が少なく暮らしやすい (B)</li> <li>• 地域のつながりが強いので、子どもたちの安全対策等が協力してもらいやすい (B)</li> <li>• 災害対策（設備・マニュアル等） (B)</li> <li>• 安全への取り組み (B)</li> <li>• 情報基盤整備により各戸に音声スピーカーがあり、災害対策が進んでいる。 (B)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 甲賀市防災会議条例</li> <li>• 甲賀市災害対策本部条例</li> <li>• 甲賀市国民保護協議会条例</li> <li>• 甲賀市国民保護対策本部及び甲賀市緊急対処事態対策本部条例</li> <li>• 甲賀市インフルエンザ等対策本部条例</li> <li>• 甲賀市青少年活動安全誓いの日条例</li> <li>• 甲賀市生活安全条例</li> <li>• 甲賀市暴力団排除条例</li> <li>• 甲賀市犯罪被害者等支援条例</li> <li>• 甲賀市既存建築物耐震改修促進計画</li> <li>• 食育推進計画</li> <li>• 安心安全な学校づくり交付金に係る施設整備計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害に備えたまちづくり (B)</li> <li>• 行政と市民の役割分担による対策 (B)</li> </ul>

問題群	強み	弱み	主な既存条例等	この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと）
⑭ 人権			<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市人権尊重のまちづくり条例</li> <li>・甲賀市人権総合計画</li> <li>・甲賀市同和対策基本計画</li> <li>・甲賀市男女共同参画計画</li> <li>・甲賀市人権教育基本計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権を大切にする（思いやりの気持ちを育てる）（A）</li> <li>・人権意識の高揚（A）</li> </ul>
⑮ 教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育熱心である（A）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学・専門学校がない、少ない（A）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市教育振興基本計画</li> <li>・市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもにとって魅力があり、住み続けたいと思えるまち（B）</li> </ul>
⑯ 個人情報			<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市個人情報保護条例</li> <li>・甲賀市情報公開条例</li> <li>・甲賀市地域情報化計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の扱い方（ルールとは何か）（D）</li> </ul>
⑰ 国際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流が進んでいる（E）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際化推進計画</li> </ul>	
前文に				<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国民として、そして甲賀市民としての自覚と誇りを持つ（A）</li> </ul>



# 甲賀市観光振興計画

甲賀のお宝発見伝



平成 22 年 3 月

甲 賀 市

目次	2
計画策定の目的	
1. 計画の位置づけ	3
2. 総合計画における施策と観光との関連	4
3. 計画の期間	6
観光とは	
1. 観光振興の果たす役割	7
2. 観光(ツーリズム)産業とは	7
3. 近年の国や県の動向	9
当市の観光面の課題と方針	
1. 当市の観光面における課題	12
2. 当市の観光振興の方針	12
観光振興のための行動指針	
1. 普段の生活の中に観光資源を見出しその魅力を高めます	13
2. 観光客の受入や交流のための環境を整えます	15
3. 「観光資源」を「観光商品」として売り出します	17
地域別観光戦略(観光ゾーニング)	
甲賀市の観光エリア区分	21
1. 「甲賀流忍者」	22
2. 「信楽(紫香楽)」	23
3. 「東海道の宿場」	24
行動に向けた喫緊の課題	
1. 課題と方向性の共有	25
2. 計画の実施体制	25
計画の策定経過	27

## 計画策定の目的

### 1. 計画の位置づけ

市の羅針盤とも言われる甲賀市総合計画（以下「総合計画」）は、平成19年3月に策定されました。

市のあらゆる施策や事業は、この総合計画に基づいて実施されており、観光に関する施策や事業、あるいは目標値についても基本的には全て総合計画に包括されています。

しかし、後述するように観光は大変広い分野に関連を持っていることから、総合計画における施策体系の枠組みを超えた相互連携が必要となりますが、これまで本市においては観光振興についての統一的な指針が明確ではありませんでした。

甲賀市観光振興計画（以下「本計画」）は、市全体が観光振興に対する考え方を共有し、総合計画に基づいてそれぞれの分野で取り組まれている個々の施策や事業を観光振興の観点で相互連携し、総合計画に定めた「人 自然 輝きつづける あい甲賀」を実現することを目的として策定するものです。

本計画は  
総合計画に定める

人 自然 輝き続ける あい甲賀 の実現に向け

1. 総合計画に基づく市の各種施策と、観光振興の関連を示します
2. 甲賀市の観光振興方針を示します
3. 観光振興のための行動計画を示します

## 2. 総合計画における施策と観光との関連

総合計画基本計画に定める施策の体系について、特に観光に関連の深い施策（中区分まで）を示すと下記のとおり広い分野への関連性が伺えます。

### 【施策の体系】

目 標	施策の柱（大区分）	主要施策（中区分）	関連	
目 標 1	生活の安心感をみんな で育てる	ともに認めあう人権文化の まちづくり	人権尊重社会の形成	
			同和問題の解決	
			男女共同参画社会の実現	
			多文化共生社会の形成	○
	みんなで支えあう福祉のま ちづくり		高齢者福祉の充実	
			障がい者福祉の充実	
			地域福祉の充実	
			社会保障の充実	
	安心して子どもを産み育て られるまちづくり		子育て支援の充実	
			保育の充実	
			ひとり親家庭の支援	
	みんなが健康でいきいきと 暮らせるまちづくり		保健・医療の充実	
健康づくりの推進				
目 標 2	自然環境を大切にし、 暮らしの豊かさにつな ぐ	豊かな自然を守り親しむ、う るおいのあるまちづくり	自然環境の保全と共生	○
			水と緑の環境整備	○
		美しいふるさとの風土を守 り育てるまちづくり	ふるさとの風景の保全	○
			美しい風土景観の創造	○
		今あるものを大切にする資 源循環型のまちづくり	省資源・省エネルギーの推進	
		廃棄物処理対策の充実		
目 標 3	安全で快適な生活の基 盤を整え、 まちの活力 を高める	誰もが移動しやすいまちづ くり	道路網の整備	○
			公共交通の充実	○
	安全で快適な定住環境が整 ったまちづくり		住宅環境の整備	○
			防災対策の充実	
			防犯・安全対策の充実	
	情報を暮らしの豊かさにつ なげるまちづくり		電子自治体の構築	
			高度情報化社会への対応	
新名神高速道路を活かした 活力と魅力あるまちづくり		新名神高速道路を活かした地域整備	○	
		拠点形成する市街地の整備	○	

目 標 4	地域の特性を活かし、元気な産業を伸ばす	大地の恵み豊かなまちづくり	農業の振興	◎
			林業の振興	○
			畜産業の振興	○
			水産業の振興	○
			鳥獣害対策の推進	
	人行き交い心はずむまちづくり	観光資源の活用	◎	
		受け入れ体制の充実	◎	
		情報発信システムの拡充	◎	
	元気な産業を育むまちづくり	地場産業・工業の振興	○	
		企業立地の促進	○	
		商業の振興	◎	
		就労支援と労働環境の向上		
目 標 5	たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる	学びが生きがいをうみだすまちづくり	生涯学習の充実	○
			人権学習の推進	
			生涯スポーツの推進	
	子どもや若ものがいきいきと育つまちづくり	学校教育の充実	○	
		子どもの安心・安全の充実		
		青少年の健全育成		
	歴史と文化を守り創るまちづくり	文化財の保存と活用	◎	
		伝統文化の継承と啓発	○	
		文化・芸術・芸能の振興	○	

協働の目標	市民と行政の協働により、まちの成長力を高	みんなで支えあう協働のまちづくり	市民が主体となったまちづくりの推進	○
			協働のまちづくりの推進	○
	市民に開かれた効率的な行財政運営	広報・広聴体制の充実	○	
		効率的・効果的な行財政運営	○	

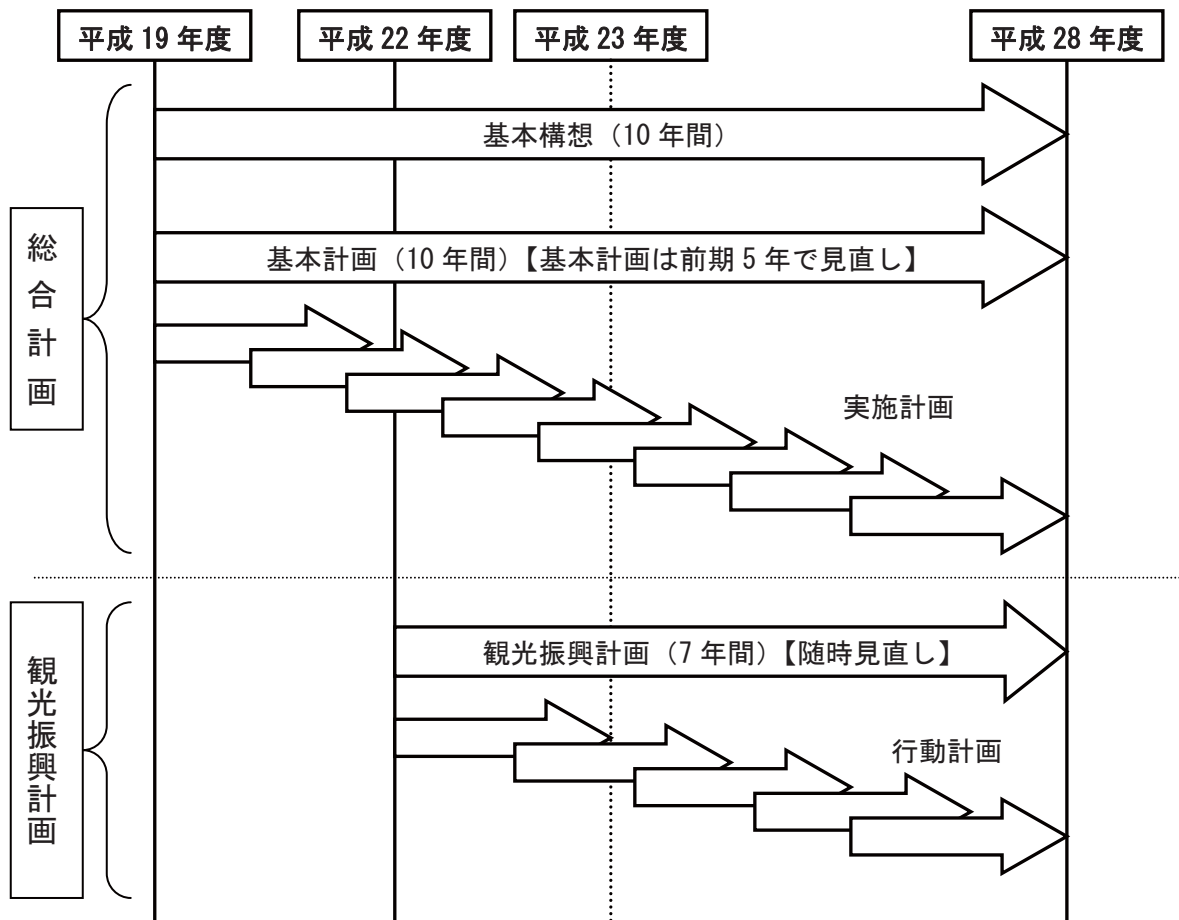
◎特に観光振興に関連の深い施策

○観光振興に関連の深い施策

※印の無い施策についても、観光の多様性により関連を持つ可能性があります。

### 3. 計画の期間

計画期間は平成22年度を初年度とし、総合計画の目標年度である平成28年度までの7年間とします。



この計画期間中、総合計画の基本計画及び実施計画の見直しが行われた場合や、観光業界を取り巻く環境に変化が生じた場合等については、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

## **観光とは**

### **1. 観光振興の果たす役割**

財団法人日本交通公社によると、観光振興が地域に果たす役割は、大きく「経済的効果」と「社会的効果」に分類されます。

経済的効果としては、観光客による消費支出が増大することによる「既存企業の活性化や新規産業の立地」、「雇用機会の増大」、「住民所得の増大」が挙げられます。

一方、社会的効果としては、「観光客との交流」、「新規定住者の増加」、「地域イメージの向上」が挙げられます。

これらの効果は「インフラ整備進展」、「税収拡大」、「活力ある社会」、「豊かな生活の実現」につながることから、観光の振興が地域振興に大きく関わるものであると言えます。

### **2. 観光(ツーリズム)産業とは**

社団法人日本ツーリズム産業団体連合会によると、観光産業の持つ特性は次のように大きく3つに分類できます。

#### **【多様な地域資源を活用した“地場産業”】**

観光産業は、人・自然・歴史・文化をはじめとした多様な地域資源を複合的に活用することで成り立っています。このため、より多くの地域資源を組み合わせたり、それぞれの付加価値を高めることにより、誘客力や地域内の波及効果の高まりが期待できます。

#### **【地域内における“輸出産業”】**

観光産業においては、地域外（外国を含む）からの来訪者が地域内で消費支出することから、地域内における輸出産業としての特性を有していると言えます。

しかも、地産地消により地域内での調達率を高めることによって、波及効果が地域内で循環するうえ、様々な流通コストの削減や環境負荷の低減も可能です。





### 3. 近年の国や県の動向

近年、国や県においては、法整備、計画策定、専門部署の設置などにおいて、観光分野への注力が顕著に見られます。

国・県の計画では、ともに滞在型観光の推進とインバウンド（訪日外国人旅行）の強化が重要な施策として挙げられており、当市においても今後の観光を考えるうえで念頭に置かなければなりません。

#### 【国の動向】

- 平成15年 ・ 「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の開始
- 平成19年 ・ 「観光立国推進基本法」施行
  - ・ 「観光立国推進基本計画」策定
- 平成20年 ・ 「エコツーリズム推進法」施行
  - ・ 「観光圏整備法」施行
  - ・ 観光庁設置

### 観光立国推進基本法の概要

観光基本法(昭和38年)を全面改正。平成18年12月13日成立、平成19年1月1日施行。

#### 題 名

観光立国の実現を国家戦略として位置づけ、その実現の推進を内容とするものであることにかんがみ、題名を「観光基本法」から「観光立国推進基本法」に改正。

#### 前 文

少子高齢社会の到来や本格的な国際交流の進展を視野に、観光立国の実現を「21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題」と位置付け。

#### 目 的

観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与すること

#### 基 本 理 念

観光立国の実現を進める上での

- ① 豊かな国民生活を実現するための「住んでよし、訪れてよしの国づくり」の認識の重要性
- ② 国民の観光旅行の促進の重要性
- ③ 国際的視点に立つことの重要性
- ④ 関係者相互の連携の確保の必要性を規定

#### 関係者の責務等

- ① 国の責務  
観光立国の実現に関する施策を総合的に策定、実施する。
- ② 地方公共団体の責務  
地域の特性を活かした施策を策定し実施。  
また、広域的な連携協力を図る。
- ③ 住民の責務  
観光立国の重要性を理解し、魅力ある観光地の形成への積極的な役割を担う
- ④ 観光事業者の責務  
観光立国の実現に主体的な取り組みよう努める。

#### 「観光立国推進基本計画」の作成

- ① 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針
  - ② 観光立国の実現に関する目標
  - ③ 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - ④ その他、必要な事項
- を盛り込んだ、閣議決定による観光立国推進基本計画を策定。  
(国土交通大臣がとりまとめを担当)

[出典：国交省HP]

# 観光立国推進基本計画の概要

観光立国推進基本法の制定  
(平成18年12月)

・基本法第10条の規定に基づき、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「観光立国推進基本計画」を策定(平成19年6月閣議決定)

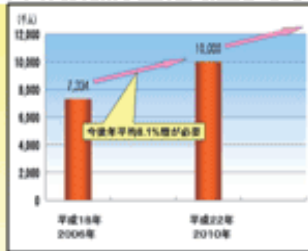
## 基本的な方針

◆国民の国内旅行及び外国人の訪日旅行を拡大するとともに、国民の海外旅行を奨励等

## 目標

計画期間における基本的な目標

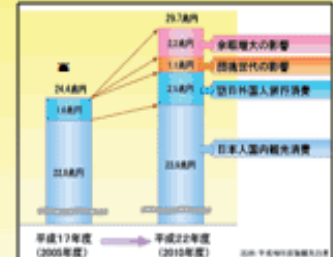
○訪日外国人旅行者数  
平成22年までに1,000万人に、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にする



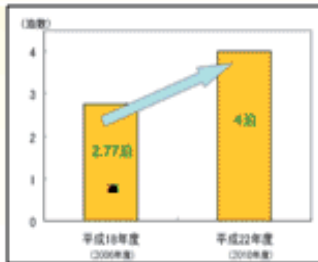
○日本人の海外旅行者数  
平成22年までに2,000万人にする



○国内におおる観光旅行消費額  
平成22年度までに30兆円にする

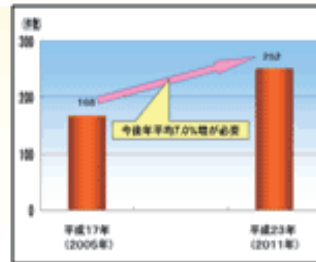


○日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数  
平成22年度までに年間4泊にする



\*暫定値  
(確定値では、  
2.72泊)

○我が国におおる国際会議の開催件数  
平成23年までに5割以上増やす



## 計画期間

5年目

\*修正前の値  
(修正後の値は、  
23.9兆円)

## 施策

目標を達成するための具体的な  
施策を記述

## その他

毎年度点検を行うとともに、  
おおむね3年後を目途に見直し  
等

[出典：国交省HP]

## 【県の動向】

- 平成21年 ・「新・滋賀県観光振興指針 近江の誇りづくり観光ビジョン」策定
- ・観光振興課設置

### 新・滋賀県観光振興指針の構成

#### 第1章 観光の動向

- 観光を取り巻く社会情勢の変化(少子高齢化・人口減少、ライフスタイルの多様化、情報化社会の進展など)
- 国の動向(デジタル・ジャパン・キャンペーンの展開、観光立国推進基本法・エコツーリズム推進法施行、観光庁発足など)

#### 第2章 滋賀県観光の現状と課題

##### ●滋賀県の優位性

- ・個性豊かな観光資源
- ・恵まれた交通アクセス
- ・豊富な「知」の拠点

##### ●滋賀県の観光を取り巻く状況

- ・観光客数増加、宿泊客数低迷
- ・外国人観光客数は増加傾向
- ・少ない国際コンベンション開催実績 など

##### ●県の観光振興における課題

- ・積極的な「滋賀県の魅力」の発信 ・魅力ある観光プログラムの創造と国際観光の展開 ・おもてなしの心あふれる「滋賀」へ

#### 第3章 基本方針

観光交流時代における新しい滋賀の創造と発信に向けて

#### 第4章 基本目標

「滋賀」の認知度向上

滋賀の特性を活かした国際観光・滞在型観光の推進

観光交流の活性化に向けた受け入れ環境の整備

#### 第5章 観光振興戦略および施策の展開方向

滋賀ならではの観光ブランドの創造・発信

滋賀の観光情報の発信強化およびネットワーク化の推進

滋賀の優位性を活かした国際観光の展開

滋賀の素材を活かしたツーリズムの展開

受け入れる人びとの「おもてなし」の向上と居心地の良い「まちづくり」の推進

具体的な施策の展開

#### 第6章 観光産業の振興に向けた多様な主体による協働の推進

県

ビューロー

市町

観光関連団体

観光事業者

県民など

[出典：滋賀県HP]

## **当市の観光面の課題と方針**

### **1. 当市の観光面における課題**

当市においては、これまで「観光振興」についての統一的な考え方や方針が明確ではありませんでした。

従来の観光振興策は、どちらかと言えば伝統行事としての地域文化や祭礼、歴史遺産の保存伝承、あるいは単発のイベント開催による一時的な集客のために予算とマンパワーが注がれてきており、「観光産業」や「経済効果」という観点からの観光振興策は、一部の地域や事業者等を除いて、ほとんど取り組まれていませんでした。

このため、市内で多くの行事やイベントが開催されているにも関わらず、相互の連携や統一感はあまりなく、年間を通じた集客や観光消費の喚起を通じて、観光産業を振興するほどの大きなPR効果や継続した経済効果を生み出すことは困難な状況でした。

これまでのような行事やイベントに注力する観光振興策では、それらに必要な事業予算を市の補助金や企業・個人からの寄付金に依存する傾向が強く、社会の経済情勢や市の財政状況が厳しくなるにつれて財源確保が難しくなっています。また、スタッフの確保や教育指導、安全・衛生管理の面においても、これまで以上の徹底が求められるようになってきています。

このような状況から、従来の手法には限界が生じてきており、観光振興施策の見直しと統一的な方針の策定が必要となっています。

### **2. 当市の観光振興の方針**

当市は、平成16年の合併によって、豊かで広大な自然と多様な歴史、文化、産業など多くの観光資源を得ました。

また新名神高速道路の開通に伴い、市内にインターチェンジが3箇所設置され、京阪神・中部の大都市圏から約1時間程度でアクセスすることが可能になったことで、より多くの来訪者を迎えるための大変有利な交通条件が整いました。

今後、当市はこの多くの観光資源と地理的な優位性を十分に活用し、現在の観光面における課題を踏まえながら、「人 自然 輝き続ける あい甲賀」を実現するため、次に示す方針と行動指針により様々な観光振興施策に取り組んでいくものとします。

## 甲賀市観光振興の方針

観光による産業振興を通じて地域への経済効果を高めます

### 行動指針

1. 普段の生活の中に観光資源を見出しその魅力を高めます
2. 観光客の受入や交流のための環境を整えます
3. 「観光資源」を「観光商品」として売り出します

## **観光振興のための行動指針**

### 1. 普段の生活の中に観光資源を見出しその魅力を高めます

#### **通年型の観光推進**

近年、旅行の形態が多様化し“異日常”の体験を目的とした「ニューツーリズム(※1)」と総称される新しい観光スタイルが注目されています。

これはイベントや特別な観光施設だけではなく、何気ない普段の生活風景や地域特性、産業などが、そのまま観光資源になる可能性を秘めているということを示しています。

また、イベントのように一時に多くの人数を集客するのではなく、年間を通じて“まちなか”へと誘客を図ることにより、住民が観光受け入れに参加する機会が増えることになり、観光客との交流機会やビジネスチャンスにもつながります。

「“ないものねだり”ではなく“あるもの探し”」という言葉がよく使われるように、まちに誇りを持ち、普段の生活風景の中にある観光資源を見出し、その魅力を高め、地域活性化につなげることを目指すものです。

## ※1 ニューツーリズム

厳密な定義はなされていないが、従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しいタイプの旅行を指す。テーマとしては産業観光、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、ロングステイなどが挙げられる。旅行商品化としても地域の立場から特性を活かすことが必要で、その意味でニューツーリズムは地域活性化につながる新しい旅行の仕組み全体を指すとも言える。

[出典：国交省HP]

■行動計画	概要
①観光資源カルテの整備	地域の歴史・自然・文化・産業などを観光の視点からデータ整備することにより、地域に眠っていた観光資源を顕在化させ、新たな価値を発見します。
②産業観光の可能性検討	市内の企業と連携し、企業が有する技術や施設、生産現場などを見学したり体験できるような観光の仕組みを検討します。
③公共交通と観光振興の連携	市民の生活交通である鉄道やバス等の公共交通を活性化するため、交通政策部署との連携を図りながら、沿線の観光開発によって観光旅客輸送を増やす取り組みを行います。
④観光に関する市民向け講座の開催	地域の歴史・自然・文化など、観光に関する市民向け講座・学習会を開催し、市民の観光への関心及び地域に対する知識や誇りを高めます。
⑤市民による観光モニター	市民から観光モニターを選び、市内観光の体験レポート記事を広報紙に掲載することで、市民向けの観光啓発を行います。
⑥学校教育との連携	学校の体験学習や総合学習と連携し、ボランティアガイドによる地域の歴史・文化に関する講座を開講したり、学校給食への地元産食材を増やすことにより、子どもたちが地域のことについて学んだり体験できる機会を増やします。
⑦農山村環境の保全	農業振興部署との連携により、耕作放棄地対策や中山間地域対策を強化し、美しい農山村

	<p>景観の保全に努めるとともに、「空気がきれい」・「のどか」・「水がきれい」・「自然に触れられる」といった地域イメージを高めます。</p>
--	--

## 2. 観光客の受け入れや交流のための環境を整えます

### 来訪者に対する受け入れ体制の整備

観光客を受け入れるためには、道路や駐車場などといったハード面の整備に加え、容易に市内の観光情報を入手出来るような観光案内所を設けたり、分かりやすい案内看板を設置するなど、来訪者の立場に立った案内体制の整備が必要です。

行政と住民・事業者がお互いに協力しながら、これらの整備を段階的に進めていくことにより、来訪者と住民の双方にとって利便性の高いまちづくりにつながります。

### 「おもてなしの心」や接客マナーを育成し、観光客との交流を深める

市民が「おもてなしの心」を持ち、来訪者を温かく迎え入れることができるようなまちの雰囲気は、訪れた人の心に響き、リピーターや新たな来訪者を呼びます。そのためには、観光事業者を中心とした接客マナーの研修や、観光ガイドの育成、市民向けの学習会などによって、“人”を育てていくことが必要です。

このようにして、観光客との交流を深めていくことが、まちの賑わいや住民自身の成長にもつながります。

■行動計画	概 要
①観光協会の機能強化	観光協会の合併や法人化による組織強化、また観光に関する専門知識を有したコーディネーターの配置等により、観光協会の受け入れ機能を強化します。
②「(仮称)まちかど案内所(※2)」の設置	拠点としての観光協会事務所のほかに、市民や事業者等と連携しながら、観光客が気軽に立ち寄ることができる「(仮称)まちかど案内所」の設置を進め、きめ細かな観光案内体制を整えます。

③観光セミナーや研修・講習の開催	専門分野の講師を招き、観光に関するセミナーや、受け入れに必要な接遇マナー、心構え、安全・衛生管理等に関する研修・講習を開催します。
④観光ガイドの育成と組織化	観光ガイドの養成講座やスキルアップ研修を開催し、ガイドの人材育成及び組織化を進めます。 また、外国語ガイドの体制整備について、今後の誘客戦略を踏まえながら検討します。
⑤まちの「顔」づくり	まちを元気にする熱意とリーダーシップを持った人や、外部に情報発信することができる知名度・影響力のある人に まちの“顔”として活躍してもらうため「観光大使」等の制度整備を進めます。
⑥市民が観光受け入れに参画できる機会を創出	市民が積極的に観光受け入れに関わることができるよう、観光に関する市民からの企画や提案を施策に反映する仕組みづくりを進めます。 また、ホームページや観光ガイドに掲載する市内の観光地及びイベントに関する動画や写真、体験記について市民から公募するなど、協働の取り組みを推進します。
⑦農家民宿と農業体験プログラムの確保	交流を楽しみながら農山村の生活が体験できる農家民宿を確保し、農作業や自然などの地域資源を生かした屋外体験及び特産加工、郷土料理づくりや地域文化活動などの室内体験プログラムを整備します。
⑧「都市農村交流受入窓口協議会」の設置	農山村体験・交流事業の運営および活動の受入調整を担う地域協議会を民間主導で設置します。

## ※2 (仮称) まちかど案内所

観光客向けのパンフレット配布、観光案内、トイレの提供などに協力いただける市内の事業者等を選考し、接遇や観光案内に関する講習を経て「(仮称)まちかど案内所」に指定。観光客の利便性向上を図るとともに、指定を受けた事業者にとっては目印となる看板等の設置や観光パンフレットへの掲載により誘客につなげる。



### 3. 「観光資源」を「観光商品」として売り出します

#### 点から線、線から面へ

市内に点在する多くの「観光資源」は、“テーマ”や“モノガタリ性”を持たせてルート化したり、相互に連携して質を高め、点から線、線から面へと広がることで「観光商品」となります。

さらに、市内の農産品の付加価値向上やブランド化の推進、“安心”で“安全”な特産物を活かした物産や食事、土産物などを充実していくことによって甲賀市観光の商品価値を高めることが、観光消費額や経済効果の増加にもつながります。

#### マーケティングや観光業界の流通システムを活用した戦略的営業活動

「観光商品」を市場に流通させるためには、マーケティング手法や観光業界の流通システム等を活用し、絶えず情報収集を行いながら市場のニーズに対応した商品やサービスの提供体制を整えることが必要です。また商品特性や販売戦略に応じたターゲット層を定め、「最適な商品」を「最適な価格」、「最適な方法」で市場へ投入することが重要です。

今後、観光協会や民間事業者などと連携し、マーケティングや営業活動を強化しながら、甲賀市そのものを「観光商品」として売り出し、観光誘客による地域への経済効果につなげていくための戦略を構築します。

■行動計画	概要
①観光分野のビジネスマッチングを実施	市内の観光事業者、農業者、商工業者等を対象に、観光を切り口とした連携や、新産業・新サービス創出を図るため、ビジネスマッチング（事業者間交流）を実施します。 また、各種専門機関との連携により、販路開拓やバイヤーへの取次ぎ等のコンサルティングを行います。 これらの取り組みを通じた将来的な目標として、「(仮称)甲賀観光ビジネスメッセ」の開催を目指します。
②「甲賀ブランド」の一体的な推進	多様な分野において推進されている「甲賀ブランド」の価値を一体的に高めるため、地域のイメージ向上やブランドコンセプトの統一に向

	けた調査・検討を行うとともに、関係者による共通認識や協力関係を深めます。
③観光商品の造成	観光資源のルート化や、相互連携による品質及び内容を向上させることにより「観光商品」の造成と観光客による域内消費額の増加に務めます。 将来的な目標として、観光協会による第3種旅行業の取得(※3)による着地型旅行(※4)の造成を目指します。
④広域連携の推進	交通アクセスが向上したことにより、旅行客の行動範囲が広がっており、広域で旅行客を囲い込むために近隣地域や集客力のある観光地との連携を強化します。
⑤マーケティング・リサーチの実施	年間4回の観光入込み客調査に加え、観光客に対するアンケート調査や事業者からの聞き取り等を実施し、消費者ニーズや実態の把握に努めます。 また、近隣観光地や国内旅行の情勢、価格競争力の分析を行い、商品造成と販売戦略に反映します。
⑥営業活動による販路・人脈の開拓	都市部をはじめ、各地域の旅行事業者に対する定期的な営業訪問及び説明会への参加、ダイレクトメールの発送等により、販路と人脈の開拓に努めます。 また業者名簿の作成により、情報の蓄積を行います。
⑦情報の共有と学習機会の提供	マーケティング等により蓄積した消費者ニーズや観光業界の動向、国や外郭団体の補助金や支援策に関する情報について、市内の関係者が共有したり相互に学習できる機会を提供します。
⑧効果的なメディア戦略の推進	観光地を紹介する旅番組や情報番組、新聞雑誌に対する情報提供の他、映画やテレビドラマのロケーション誘致にも力を入れるなど、当地域の情報発信のために各種メディアを効果的に活用します。

### ※3 第3種旅行業の取得

## 第3種旅行業務の範囲の変更について

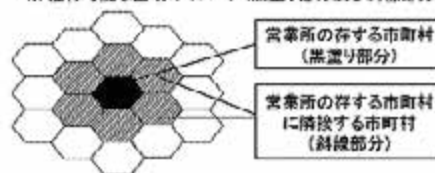
### 背景

- 地域が企画する創意工夫に溢れた旅行商品の流通を促して地域振興を進める観点から、第3種旅行者が募集型企画旅行を行えるように検討を行う旨、「構造改革特区の第8次提案に対する政府の対応方針」(平成18年2月16日構造改革推進本部決定)に盛り込まれた。
- これを受け、「創意工夫豊かな地域の企画旅行商品の流通促進に関する委員会」の下に「制度問題分科会」を設置し、検討を行った結果、第3種旅行者が従来の営業保証金及び最低資本金のままで、一定の条件を満たす募集型企画旅行を実施することができることとする内容とする報告書が平成18年6月に取りまとめられた。
- これを踏まえ、旅行業法施行規則(昭和四十八年運輸省令第八十一号)を改正し、第3種旅行者による募集型企画旅行の実施に関し必要な規定の整備を行う。

### 改正の概要

- 次の条件の下、募集型企画旅行を実施することができるよう、第3種旅行業務の範囲を変更
  - ・ 旅行の催行区域が、旅行毎に、一の営業所の存する市町村、これに隣接する市町村及び国土交通大臣の定める区域<sup>\*</sup>の区域内に設定されていること
  - ・ 旅行代金(一定の比率以内で設定される申込金を除く。)については、旅行開始日より前の収受は行わないこと

※ 催行可能な区域のイメージ(黒塗り部分及び斜線部分)



(参考) 制度改正後の旅行者の業務範囲等

	業務範囲				主な登録要件	
	企画旅行		手配旅行	営業保証金	最低資本金	
	募集型	受注型				
	海外	国内				
第1種	○	○	○	○	7000万円	3000万円
第2種	×	○	○	○	1100万円	700万円
第3種	×	○ (区域限定かつ 当日払い)	○	○	300万円	300万円

消費者保護を図りつつ、地域の観光資源を熟知した地元の中小観光事業者による旅行商品の創出を促進。

[出典：国交省HP]

### ※4 着地型旅行

着地型とは、これまでの旅行商品が都市部の旅行会社で企画・造成される「発地型」であったのに対し、旅行目的地側主導で行うことを指す。これまでは、旅行者のニーズを把握し情報を発信するのに便利な発地型が大半だったが、消費者志向の多様化にともない、地元の人しか知らないような穴場や楽しみ方が求められるようになり、着地型が見直されている。地元にとっても新しい観光素材を掘り起こし、都市部の旅行会社に提案する着地型が地域おこしにつながるとして力を入れている。

[出典：株式会社ツーリズム・マーケティング研究所]

## 地域別観光戦略（観光ゾーニング）

当市は、田園や山河が織り成す美しい風景と、米や茶などの農産物が豊かに実る自然環境に恵まれています。また多くの寺社仏閣や歴史の宝庫であり、様々な文化や産業が発展してきました。

市制施行5周年を記念して選定した「であい・こうか八景（※5）」をはじめ、市内の多様な観光資源を活用し観光商品を造成していくためには、対外的な知名度や注目度が高いもの、また商品化の可能性があるものを優先的に売り出すことで、まずは当地に関心を持ってもらったり目を向けてもらうことが必要です。

当市では、知名度や地域特性、また旧町時代からの観光振興施策の流れも踏まえたうえで、「甲賀流忍者」、「信楽（紫香楽）」、「東海道の宿場」の3つのテーマ毎に市域をゾーニング（エリア区分）し、重点的に観光振興に取り組むこととします。

### ※5 であい・こうか八景

#### ①びわこの源流

鈴鹿山脈の御在所山に源を発し、甲賀市を貫流する野洲川。その支流では、春は桜、初夏は蛍、秋は紅葉、冬は雪景色など、見事な四季折々の風景に出逢えます。

#### ②陶都の山容

信楽では、笹ヶ岳をはじめとする峰々の稜線の美しさ、山道に咲く市の花「ササユリ」、溪流から流れる神秘的な「鷄鳴の滝」など、高原ならではの自然に出逢えます。

#### ③豊かな田園

良質な米を育てる甲賀の田園では、春は緑の早苗が風になびき、秋は黄金色の稲穂が頭をたれ、その風景は、豊かな甲賀の風土に出逢えます。

#### ④お茶のふるさと

日本最古と伝えられる茶産地や、滋賀県下一の生産量を支える広大な茶畑では、初夏のころには緑豊かな風景と、ふくいくたるお茶の香りに出逢えます。

#### ⑤甲賀の里を望む

日本真鍮の元祖が祀られる庚申山からは甲賀の里が一望でき、眼下には国史跡に指定された「城跡」や日本の動脈「新名神」が望め、甲賀のいまむかしに出逢えます。

#### ⑥東海道の道しるべ

古城山は、東西南北どの方向から見ても山容を同じくせず、古来より交通の要衝にあつて、街道を行き交う旅人の目印となり、また、東海道の土山・水口では宿場町とし

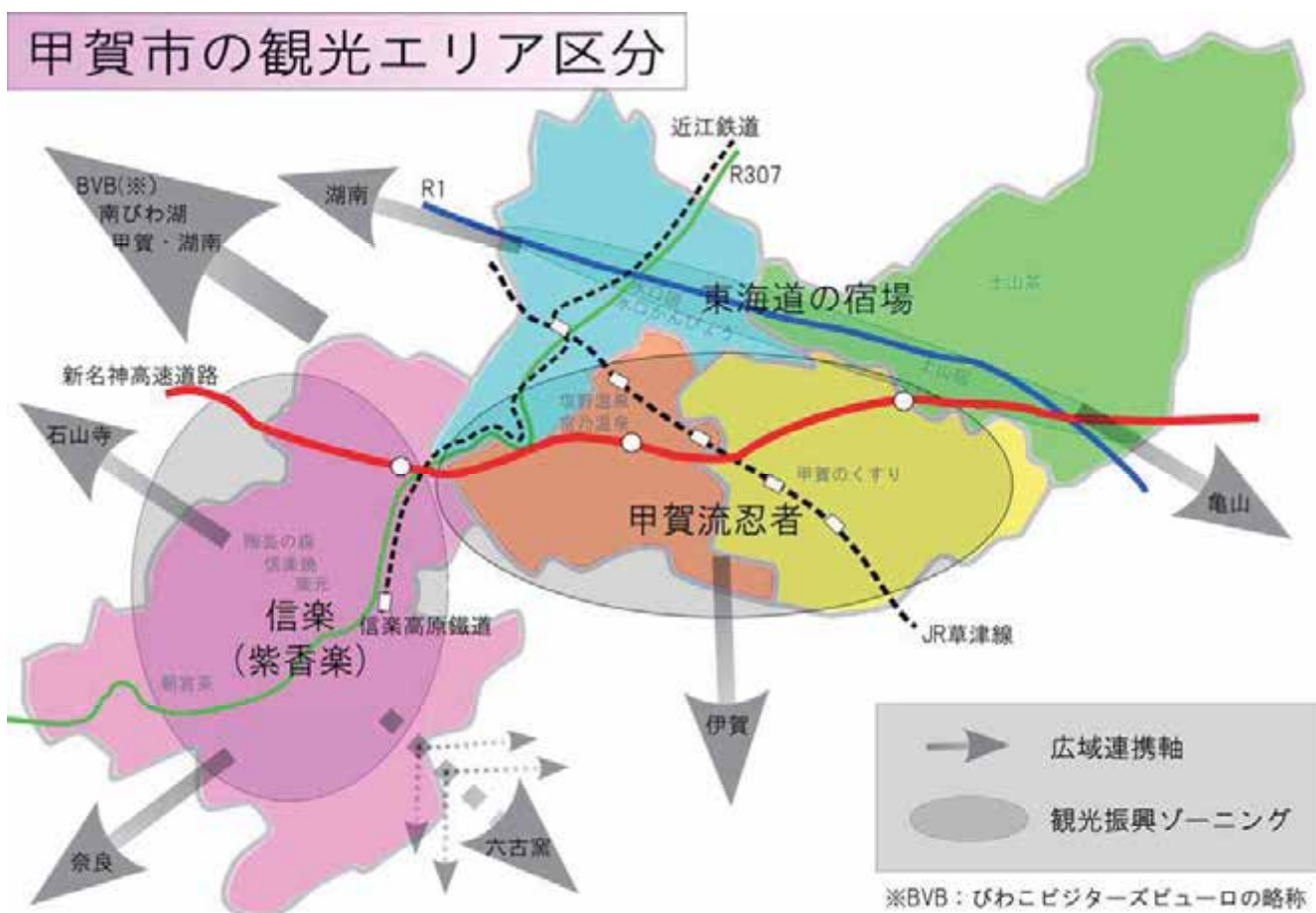
て栄えた往時の息づかいに出逢えます。

### ⑦甲賀の車窓から

甲賀市では、信楽高原鐵道・JR草津線・近江鐵道の3つの鐵道が自然の中を走る姿に出逢えます。里山をはじめとする鈴鹿連山など乗客の心を和ませる四季折々の風景にも出逢えます。

### ⑧甲賀のにぎわい

甲賀市には、住む人々の心意気により生まれ、脈々と受け継がれてきた祭りや伝統芸能が数多くあり、人や文化に出逢えます。さらに、新しく生まれた文化が、まちのにぎわいを広げます。



## 1. 「甲賀流忍者」

市の名称でもある「甲賀」。一般的には甲賀流忍者として高い知名度があります。この知名度を新たに創りあげることには大変難しいものであり、市の大きな財産と言えます。

外部の人にとっては“忍者の里”としての「甲賀」が、当市に対して抱くイメージや来訪動機につながる可能性は大きく、総合計画に掲げるように様々な分野での「甲賀ブランド」を創出していく過程においては、このことを十分念頭に置いておく必要があります。

また外国において“Ninja”は、“Samurai”や“Geisha”と同様に、日本の特徴的な存在として知られています。

先に述べたように、「観光立国推進基本法」の施行や「ビジット・ジャパン・キャンペーン」など、国ではインバウンドを大幅に増加させるための施策が進められており、甲賀流忍者の里である当市には、海外における“Ninja”という知名度を有効活用して誘客につなげる絶好の機会が訪れていると言えます。

現状としては、一部の民間施設などを除いて市内に忍者の里を感じさせるものは少ないですが、忍者は漫画やアニメ、テレビや映画などで題材にされ話題となる機会が多いことに加え、国のインバウンド施策による追い風も踏まえると、将来へ向けた観光分野の成長戦略として、忍者を切り口にした観光振興に取り組めます。

■行動計画	概要
① “忍者の里”の雰囲気醸成	甲賀町域に多く見られる「忍者の飛び出し人形」は、交通安全の啓発だけでなく“忍者の里”としての雰囲気づくりにも一役買っており、市内他地域にも設置が広がるようPTA等との連携を進めます。 他にも“忍者の里”を感じさせる身近な取り組みについて関係者との検討を行います。
②観光戦略及び受け入れ体制の検討	国内の誘客及びインバウンド誘客を推進するための戦略や必要な受け入れ体制について、関係機関による検討の場を設けるとともに、びわこビズターズビューロや旅行業者、周辺の観光施設等との連携や情報交換を行います。

③忍者検定の定着	これまで甲南町観光協会が中心となって実施されてきた「忍者検定」について、一過性のものではなく定着していけるよう、開催方法などについて検討します。
④伊賀市との連携強化	伊賀市は忍者を観光資源として有効活用している先進地であり、高い集客力があります。伊賀・甲賀広域連携を軸としながら、同じく忍者の里として観光面での連携をさらに強化していきます。

## 2. 「信楽（紫香楽）」

紫香楽宮に起源があるとされ、六古窯のひとつに数えられる「信楽焼」の知名度は高く、当市の観光入込客の約半数が信楽地域を訪れています。観光客を受け入れることができる施設や、陶器類を中心とした土産物を取扱う商店なども信楽地域に一定の集積が見られるなど、信楽焼は地域経済の核となっています。

しかし、安価な外国産陶磁器に押されるなどして、信楽焼の生産額は年々落ち込んできており、さらなる観光誘客による底上げが必要なことから、信楽町観光協会を中心に奈良や京都、石山寺などといった近隣の観光地との交流や広域連携による誘客活動が活発に進められています。また平成18年、滋賀県版経済振興特区制度に基づき「国際陶芸産業都市」特区計画の認定を受け、平成22年度には「信楽陶芸トリエンナーレ<sup>(※6)</sup>」の開催が予定されるなど、信楽焼は、当市を代表する観光資源として今後ますます発信力を高めていこうとしています。

市としては、特区推進室を設け専任職員を配置しているところですが、特区地域を超えた市内全体への波及効果がでるよう、観光部門との連携を密にしていきます。

### ※6 信楽陶芸トリエンナーレ

「信楽陶芸トリエンナーレ事業」は、信楽の産地振興・まちづくりを推進する「特区計画」の目玉事業であり、陶芸・産業・観光などの各分野で「日本の信楽から世界のSHIGARAKI」になることを表明する大舞台に相応しい取組を行うものである。トリエンナーレ事業を通じて、国際的に拓かれた信楽焼の振興と産地振興に取組んでいく。

[出典：信楽陶芸トリエンナーレ基本計画]

■行動計画	概要
①信楽陶芸トリエンナーレをきっかけとした観光誘客の強化	<p>信楽焼を核に、紫香楽宮跡遺跡、朝宮茶などの地域資源を織り交ぜながら、新たな信楽の発信による観光誘客の強化や地場産業の活性化を推進します。</p> <p>また、信楽を訪れた観光客が市内他地域にも波及するよう、市内全体での受け入れ体制を整えます。</p> <p>[トリエンナーレ基本計画に基づく]</p>
②信楽高原鉄道との連携による観光旅客誘致	<p>市の第3セクターである信楽高原鉄道について、乗車することが観光目的の一つとなるよう観光路線としての魅力を高め、同鉄道を利用した信楽への観光誘致を図ります。</p>

### 3. 「東海道の宿場」

当市は東海道が市域を東西に横断し、東海道五十三次の土山宿と水口宿では往時の賑わいの名残が見られます。また街道や町人文化に由来する史跡や伝統が多く残されています。

街道付近の寺社である大池寺や田村神社、或いは水口神社の曳山祭には全国から多くの参拝者・観覧者が訪れているものの、特定の祭礼時期に集中したり、まちなかへの回遊や波及効果が少ないため、これまで観光資源として十分に活かすことができない状況にありした。

近年、団塊世代の定年退職や健康志向、ウォーキングブームなどにより、東海道を歩く人の数が増えていることから、集客力のある寺社や沿道の宿泊施設等と連携をとりながら、両宿場を中心とした街道沿い一帯が単なる通過点ではなく“目的地”や“立ち寄り所”となるような仕組みづくりを進めていくことにより、まちなかの活性化を目指します。

■行動計画	概要
①回遊性の向上	<p>大池寺や田村神社など街道沿いの集客力が高い施設から、宿場のまちなかや近隣地域に人が回遊するためのルート化や相互連携に取り組みます。</p>



②空き店舗活用	街道筋の町家および空き店舗を活用したコミュニティビジネス（※7）や立ち寄り所の整備に対する支援を検討します。
③土山宿と水口宿の連携	土山宿と水口宿について、同じ「東海道の宿場」としての一体的なPRや観光整備を進めていきます。

#### ※7 コミュニティビジネス

コミュニティビジネスは、地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されています。

[出典：経済産業省HP]

## 行動に向けた喫緊の課題

### 1. 課題と方向性の共有

観光は非常に広い分野への関わりがあることから、多くの人の関与を必要とします。これら関係者が課題を共通認識し、方向性を共有することが重要となります。

当市においては、今回初めて観光振興の目指す方向性を定めることとなったため、従来の考え方や手法との違いなどから混乱が生じたり、共通理解が得られにくいことも考えられます。

このため、計画策定後の早い段階においては、観光セミナーや研修会を実施したり対話の機会を多く設けるなど、関係者の共通認識を深めることに重点を置くこととします。

### 2. 計画の実施体制

本計画では、特定の実施主体を定めていません。これは観光が非常に多様な人々の関わりで成り立っており、特定の人や組織のみが成せるものではないからです。

このため計画ではランドデザインのみを提示し、具体的な取組みについては大きな自由度があることから、多様な人々が観光との関わりを持てるような仕組み作りを

早急に行います。

また、観光協会については観光振興の中心的な役割を果たしていくべき組織であると位置づけています。甲賀市観光協会の合併協議については、現時点では信楽を除く4町で進められることになりましたが、本計画の目指す方向性と観光協会の進む方向が異なることのないよう、必要に応じて協議や意見交換を行う場を設けていくこととします。

市の組織体制においても、部署間の調整や意志統一の必要性があることから、随時、関係部署による協議の場を設けます。

## 計画の策定経過

甲賀市観光振興計画検討委員

任期H21.7.30～H22.3.17

職名	氏名	備考
甲賀市観光協会（水口町観光協会推薦）	小坂 堅 氏	
甲賀市観光協会（土山町観光協会推薦）	吉永 治 一 郎	
甲賀市観光協会（甲賀町観光協会推薦）	杉本 知 子	
甲賀市観光協会（甲南町観光協会推薦）	寺井 喜 志 雄	
甲賀市観光協会（信楽町観光協会推薦）	奥田 忠 司	副委員長
甲賀市の商工団体代表	杉田 利 正	
甲賀市の農業団体代表（JAこうか）	土山 真 司	
学識経験者	西村 三 喜 枝	
学識経験者	上田 悦 男	
学識経験者	高田 信 男	委員長
	黒葛原 健 治	アドバイザー

[敬称略]

### 委員会開催履歴

日時	概要
第1回 平成21年 7月30日	・委員委嘱 正副委員長選出 ・計画策定の目的 スケジュールについて
第2回 平成21年 8月20日	・アドバイザーの選任について ・計画の施策について
第3回 平成21年 9月15日	・アドバイザー講演 ・市の目指す観光の姿について
第4回 平成21年10月 7日	・計画の目標、重点ポイントについて
第5回 平成21年11月19日	・BVB説明会 インバウンド誘致について ・戦略的項目について
第6回 平成21年12月21日	・計画原案について
第7回 平成22年 1月22日	・計画原案の最終確定
第8回 平成22年 3月17日	・パブリックコメントの意見検討 ・計画最終決定

# 新名神高速道路 活用戦略

- ◎ 基本方針（P 1～P 8）
- ◎ 実行計画（P 9～P 26）

滋賀県 甲賀市

平成24年 2月



**甲賀市新名神高速道路活用戦略**  
～ 日本の元気を『心』でつなく あいこうか ～  
＝基本方針＝

## I. 戦略策定の背景と趣旨

「理想郷こうか」を実現するためには、甲賀市の強みを活かすことが何よりも大切です。平成20年2月に開通した新名神高速道路（以下「新名神」）は、市内に3つのインターチェンジ（以下「IC」）、サービスエリア（以下「SA」）及びパーキングエリア（以下「PA」）を有する恵まれた地域資源であり、この新名神の活用を戦略的な政策展開に結びつける必要があります。

そのため、「甲賀市新名神高速道路活用戦略 基本方針」（以下「基本方針」）を策定し、新名神の活用を機軸に据えた地域づくりに取り組んでいくための基本的な考え方を示すこととしました。

今後は、この基本方針に従って、新名神を活用し、地域資源の価値を高めることで「理想郷こうか」の実現に向け戦略的に取り組みます。

## II. 新名神高速道路により「期待される効果」

### 1. 立地優位性を活かした企業立地の促進と地域産業の振興

物流コストなどの低減や時間距離の短縮は、大消費地である大阪・名古屋から約100km圏内に位置し、県下第1位（※）の工業出荷額を誇る本市の立地優位性をさらに高め、新たな産業の創出や農林産業を含む地域産業での新たな取引の創出・拡大などが期待されます。

特に、地域高規格道路として計画されている名神名阪連絡道路と接続する甲賀土山IC周辺地域の発展可能性が大きく高まり、物流拠点の整備や企業立地の促進、市内産業の振興、更には雇用機会の創出などにつながることを期待されます。

※ 平成21年工業統計調査によるものです。

※ 地域高規格道路…地域の発展の中心となる拠点を連結する、地域の交流や連携を促進するなどの機能を持つ道路です。

### 2. 交流人口の増加による地域活性化

交流人口の増加は、来訪者による消費の拡大につながり、地域産業や観光の振興、雇用機会の創出など、地域経済の活性化が期待されます。

また、地域間の交流拡大は、経済的な効果だけでなく、甲賀市のイメージアップや魅力の再発見、伝統文化の継承や新たな文化の創出、さらには市内への定住などに発展することも期待されます。

さらに、本市は、豊かな自然やお茶を始めとする農産物、国内有数の歴史遺産

や地域色豊かな文化を有しており、特に信楽地域においては、紫香楽宮跡や日本六古窯の一つである信楽焼といった固有の文化や産業を地域資源として有効に活用、PRすることで、より質の高い観光・交流地域となることが期待されます。

### Ⅲ. 新名神高速道路における「現状と課題」

#### 1. 新名神高速道路の交通量とIC出入台数

新名神は開通以降、名古屋圏から大阪圏を結び主要高速道路として定着し、その交通量は順調に増加しています。

しかし、新名神を行き来する車のうち、その約90%が通過しているだけで、新名神を機軸に据えた地域づくりを展開し、この新名神の通過交通車をいかに甲賀市内に誘導していくかが求められています。

表1：高速道路通過交通量

高速道路トラフィックカウンター年間累積交通量（通過交通車両の台数）		（単位：台）				
	H18	H19	H20	H21	H22	
名神高速道路 年間累積交通量	117,710,000	116,922,000	102,112,000	112,450,000	118,170,000	
新名神高速道路 年間累積交通量	—	—	31,962,000	40,542,000	42,813,000	

資料提供：NEXCO西日本（年度 累積断面交通量）

- ※ 名神は八日市～瀬田東間での数値となります。
- ※ 新名神は甲賀土山～草津JCT間での数値となります。
- ※ 新名神の供用開始は、平成20年2月23日となります。
- ※ 各年度3月末日基準となります。

表2：新名神高速道路のIC出入台数

新名神高速道路インターチェンジ別年間出入台数（ICの利用台数）		（単位：台）				
	H18	H19	H20	H21	H22	
甲賀土山IC	—	235,912	1,888,960	1,636,939	1,658,339	
甲南IC	—	—	34,593	1,053,018	1,197,288	
信楽IC	—	258,619	2,125,054	1,614,554	1,624,093	
合計	—	494,531	4,048,607	4,304,511	4,479,720	

資料提供：NEXCO西日本（新名神高速道路 滋賀県内IC別出入交通量）

- ※ 甲南ICの共用開始は、平成21年3月20日となります。
- ※ IC出入台数とは、各ICにおいて、出る車、入る車を累計した数値となります。
- ※ 各年度3月末日基準となります。

表3：新名神高速道路を利用して、甲賀市へ出入りした車の割合

新名神高速道路の市内ICの出入台数合計を新名神高速道路全線交通量合計で割った割合（単位：%）		H19	H20	H21	H22
甲賀市へ出入りした車の割合		0	12.7	10.6	10.5

- ※ 表2より新名神各IC別年間出入台数の合計÷表1より新名神線年間交通量×100で計算しています。
- ※ 新名神を利用して、「甲賀市へ出入りした車がどれほどいるか？」を、市が独自で計算した参考の数字となります。

## 2. 甲賀市の産業

甲賀市内への企業の立地の動向は、工業団地の区画販売件数から見ると、平成16年以降順調に区画販売が行われており、市内の工業団地の残り区画はほとんど無くなりつつあります。

また、甲賀市の工業出荷額は平成18年以降、滋賀県内1位で推移しており、新名神のアクセスの良さを活かすことができれば、新たな企業の進出が期待できることから、新たな工業団地や流通拠点を迎え入れるために新名神のIC周辺の環境整備を進める必要があります。

表4：甲賀市内の工業団地の合併以降の区画販売件数と残りの区画数

甲賀市内の工業団地の区画販売件数と残り区画数とその面積 (単位：区画)

町名 (総区画数)	年間区画販売件数								残り区画数 (区画面積)	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H23.9月末現在	
水口町 (105)	3	9	5	6	2	1	3	1	4	(22,849 m <sup>2</sup> )
甲賀町 (21)	3	1	0	0	0	0	0	0	1	(72,804 m <sup>2</sup> )
甲南町 (41)	3	5	3	1	2	1	3	1	1	(23,655 m <sup>2</sup> )

資料作成：甲賀市商工政策課

- ※ H16年は、合併をした10月以降の数字となります。H23年は、9月末時点の数字となります。
- ※ 総区画数とは、町単位での工業団地の区画数を積算した数値です。
- ※ 年間区画販売件数の数値は各年度3月末日を基準としています。
- ※ 残り区画数の水口町の4区画は八田サテライトパーク（民間）、甲賀町の1区画は甲賀西工業団地（民間）、甲南町の1区画は甲南フロンティアパーク（中小企業基盤整備機構）となります。

表5：甲賀市内の事業所数及び工業出荷額

甲賀市の市内の事業所数及び工業出荷額等の推移

単位：(事業所)社、(工業出荷額等)億円

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
事業所数	甲賀市	371	385	362	388	366	366	375	348
	滋賀県	3,457	3,591	3,337	3,442	3,248	3,259	3,321	2,976
	構成比	10.7%	10.7%	10.8%	11.3%	11.3%	11.2%	11.3%	11.7%
工業 出荷額等	甲賀市	5,659	5,400	5,797	6,617	7,189	7,604	8,128	7,146
	滋賀県	57,936	57,897	61,694	63,842	68,400	72,324	74,647	61,160
	構成比	9.8%	9.3%	9.4%	10.4%	10.5%	10.5%	10.9%	11.7%

出典：工業統計調査



### 3. 甲賀市の歴史、文化、観光

甲賀市は、固有の歴史や文化があり、併せて信楽焼・東海道宿場・甲賀流忍者を代表とする観光資源も多く、魅力溢れる地域資源を持っています。

しかし、観光入込客数は、合併以降、横ばい傾向にあり、より効果的な魅力発信を行わなければなりません。

表6： 指定文化財等件数

甲賀市内に所在のある指定文化財等の件数 (単位：件)

	国指定	県指定	市指定	合計
有形文化財	58 (2)	19	107	184
無形文化財	0	1	1	2
民俗文化財	0	4	6	10
記念物	4 (1)	8	20	32
その他文化財	20	11	0	31
甲賀市内合計	82 (3)	43	134	259

資料作成：甲賀市歴史文化財課

- ※ 国指定の有形文化財は重要文化財の件数を示し、うち国宝の内数を括弧内に示します。
- ※ 国指定の天然記念物の件数のうち、特別天然記念物の内数を括弧内に示します。
- ※ 有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の欄は指定件数を示します。
- ※ 平成23年3月31日時点の数値となります。

表7：観光入込客数

甲賀市における各年度（年間）の観光入込客の推移 (単位：人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
日帰り	2,723,401	2,691,774	2,730,392	2,812,693	2,867,649	2,761,841
宿泊	89,767	97,631	91,936	126,301	130,973	119,798
計	2,813,168	2,789,405	2,822,328	2,938,724	2,998,622	2,881,639

出典：滋賀県観光入込客統計調査

- ※ 各年度1月1日から12月31日までの人数を計測しています。
- ※ 観光地として入込客が年間1,000人以上であると予想される観光地点、観光行事から計測しています。（入場料を徴収している施設、旅館、ゴルフ場など人数の掌握ができるものについてはすべて参入しています。）

### 4. 甲賀市の人口

少子高齢化社会の進行により、全国的な人口減少が予測されている今、国立社会保障・人口問題研究所の予測では、甲賀市においても平成22年から人口減少に転じています。

新名神を機軸に据えた地域づくりにより、定住人口の維持を図ると共に、市内への新たな定住も視野に入れた、交流人口を増やすための取り組みを行わなければなりません。

表8：将来人口推計

甲賀市における市区町村別将来推計人口（平成20年12月推計）

（単位：人）

年度	H17(2005)	H22(2010)	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	H42(2030)	H47(2035)
人口総数	93,853	93,991	93,213	91,828	90,078	88,028	85,509

出典：国立社会保障・人口問題研究所（日本の「市区町村別将来推計人口」）

※ 数値は各年度12月1日を基準日としています。

表9：人口（総人口）

甲賀市における人口（総人口）の推移

（単位：人）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
水口町	39,615	40,262	40,502	40,641	40,994	40,622	40,834
土山町	9,341	9,289	9,232	9,097	8,955	8,855	8,683
甲賀町	11,821	11,723	11,608	11,536	11,478	11,362	11,217
甲南町	20,565	20,608	20,680	20,816	20,961	20,929	20,871
信楽町	14,075	13,924	13,679	13,593	13,420	13,179	12,982
市 合計	95,417	95,806	95,701	95,683	95,808	94,947	94,587

資料作成：甲賀市市民課（甲賀市 総人口表）

※ 数値は各年度3月末日を基準としています。

#### IV. 重点的な取り組みの方向

甲賀市では、新名神の開通と3つのIC整備による効果を最大限に活かすため、甲賀市総合計画における後期基本計画（平成24年度から平成28年度）の重点事業として、各IC周辺地域の整備や観光の振興などに重点的に取り組みます。

特に、観光振興においては、関西国際空港と中部国際空港（セントレア）の中間地点という特性を活かし、主に訪日外国人観光旅客や国内観光旅客の獲得に向けて、「忍者（Ninja）」を核とした、市内及び隣接地域の観光資源のネットワーク化により魅力向上を図ります。

また、3つのICの整備効果をより高め、市内はもとより近隣市町に波及させる基盤となる道路網を整備し、市内経済の活性化や地域の振興を進めます。

## V. 施策の方向

### 1. メインテーマ

#### 日本の元気を「心」でつなぐ あいこうか

～こうかの資源を「心」でつむぎ、  
こうかの「心」で日本の元気をつなぐ。～

#### (1) 『心をつむぐ』3つのゾーニング

新名神は、日本の活力となる全国の産物や人の流れをつくる役割を担っています。この日本の活力(＝元気)の玄関口となる3つのICを「こうかの心」と位置づけ、IC周辺地域の整備や観光の振興など地域資源の価値を高める取り組み(＝『心をつむぐ』)により、甲賀市に日本の各地域の元気を呼び込みます。

※『心をつむぐ』の意味…「つむぐ(糸をつむぐ)」とは、「綿や繭(まゆ)を錘(つむ)という道具を使い、繊維にし、糸とする。」ことを言い表します。それに例え、繊維をよって糸を作るのと同じように、様々な要素を織り交ぜながら、それぞれの地域の姿(魅力、夢)を再発見・再認識して行くことを、喩えて表しています。

また、そのために3つのゾーンを定め、各ゾーンにおいては、以下の視点で取り組みを行います。

#### ①「日本の活力が行き交うゾーン」(水口・土山ゾーン)

＝施策の視点＝

- ・日本の活力(＝産業生産物)を生み出す環境整備
- ・日本の活力となる流通拠点としての環境整備
- ・街道(東海道)の魅力発信

#### ②「やすらぎに人が行き交うゾーン」(甲賀・甲南ゾーン)

＝施策の視点＝

- ・「忍者」を核とした観光振興拠点としての環境整備
- ・こうかの活力(＝地域物産)の発信拠点の整備
- ・生きがいとゆとりのある生活空間の提供

#### ③「いにしへの浪漫が行き交うゾーン」(信楽ゾーン)

＝施策の視点＝

- ・いにしえから受け継ぐ浪漫(文化、歴史)の世界への発信
- ・信楽焼の魅力発信

## (2) 『心をつなぐ』5つの事業

3つのIC周辺の地域整備の効果をより高めるために、市内はもとより近隣市町へも波及する基盤となる道路網の整備をはじめとして、市民との協働の基礎となる安心を向上させるための事業や、ふるさと甲賀への誇りの醸成を図るための事業を、『心をつなぐ』5つの事業として取組を行います。

- ① 物流効率の向上とリスク回避を兼ね備えた道路整備事業
- ② 観光振興とリスク回避を兼ね備えた道路整備事業
- ③ 安心の向上と防災機能の強化を図る施設整備事業
- ④ 甲賀市中心街へのアクセス道路整備事業
- ⑤ 「ふるさと甲賀の心」を育む事業

※『心をつなぐ』の意味…「つなぐ」とは、「①紐(ひも)・綱(つな)などで物を結びとめて、そこから離れたり、逃げたりしないようにする。②相手の気持ちなどが離れていかないようにする。」ことであり、それぞれの『心でつむぐ』ゾーンで再発見・再認識した地域の姿(魅力、夢)をつなぎ合わせ、継続的でゆるぎないものにするということを、喩えて表しています。

## VI. 新名神高速道路活用戦略の推進

### 1. 市民と行政の協働

新名神高速道路活用戦略に基づく事業は、「市民と行政の協働」を基本とし、地域住民をはじめ、民間企業も含む関係団体及び行政等が連携・協力し、合意形成を図りながら実施します。

### 2. 新名神高速道路活用戦略 実行計画の策定及び進行管理

基本方針を着実に実現していくための具体的な事業は、「甲賀市新名神高速道路活用戦略 実行計画」(以下「実行計画」)を策定し、事業推進と進行管理を行います。



**甲賀市新名神高速道路活用戦略**  
～ 日本の元気を『心』でつなぐ あいこうか ～  
＝実行計画＝

## I. 実行計画策定と趣旨

甲賀市新名神高速道路活用戦略 基本方針（以下「基本方針」）に従い、甲賀市の新たな資源である新名神高速道路（以下「新名神」）の3つのインターチェンジ（以下「IC」）と土山サービスエリア（以下「SA」）、甲南パーキングエリア（以下「PA」）を最大限に活かしきり、今ある地域資源をさらに高めるために具体的な事業で構成する「甲賀市新名神高速道路活用戦略 実行計画」（以下「実行計画」）を策定し、事業推進と進捗管理を行います。

## II. 計画期間

実行計画の計画期間は、平成24年度から平成28年度までとします。

## III. 成果指標

実行計画に掲げた施策を着実に進展させ、事業効果を高めていくために、施策の最終的な成果を表す2つの「成果指標」を掲げます。

**成果指標1** 新名神高速道路を利用して、甲賀市へ出入りした車の割合  
交流人口を図る指標として設定します。

現状	基準年	目標	目標年
	10.5%		H22年

※ 新名神を利用して、「甲賀市へ出入りした車がどれほどいるか？」を、市が独自で計算した数値となります。

**成果指標2** 観光入込客数

観光振興を図る指標として設定します。

現状	基準年	目標	目標年
	2,881,639人		H22年

※ 観光入込客数は、滋賀県観光入込客統計調査の数値となります。

## IV. 推進方策

### 1. 市民との協働

今後、この実行計画に基づき、取り組んでいく事業を、一過性のものではなく、その効果を持続的なものとしていくために、市民、市内企業及び民間団体との連携・協力により取り組みます。

### 2. 事業の進捗管理

各事業・取組ごとの実施量、達成度をあらわす「活動指標」を設定し、毎年度、その取組の状況や目標の達成状況などを十分検証するとともに、公表を行い、市民の意見を取り入れながら、事業の見直しを図ります。

## V. 新名神高速道路を活用した事業・取組

### 1. 『心をつむぐ』3つのゾーンニングにおける事業・取組

#### (1) 「日本の活力が行き交うゾーン」(水口・土山ゾーン)

事業名	事業概要
<p>土山SA周辺活性化事業</p> <p>※スマートインターチェンジ(スマートIC)・・・ 高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジです。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがあります。</p>	<p>土山SA周辺の活性化を図るため、当面の目標として、以下の3点について、検討を進めます。</p> <p>それぞれを効果的に実現し、将来の地域活性化につなげるために、土山SA周辺の活性化計画を策定し、それに基づき、事業を推進します。</p> <p>① 土山SA未利用地の活用(短期目標) 7haの広さがある土山SA未利用地は、関西・中部圏域からのアクセスが容易であるという好立地条件を生かした、イベントスペースとしての活用を目指します。 イベントの開催においては、試験的なものから始め、その成果を踏まえながら、定期開催や他の利用の可能性についても検討します。</p> <p>② 土山SAスマートICの設置(中期目標) 土山SAの機能を向上させるためのスマートICの設置を、土山SAを活かした地域活性化の中間目標と位置づけ、「①」の成果などを踏まえながら、スマートICの設置を目指します。</p> <p>③ 土山SA周辺への企業(工業団地・店舗等)の誘致や周辺地域の整備(長期目標) 土山SAを活かした地域活性化の長期目標と位置づけ、企業(工業団地・店舗等)誘致や周辺地域の整備を計画的に行います。</p>
<p>〔関係所管課〕 政策推進室、商工政策課、観光戦略推進室、農業振興課 都市計画課、建設事業課、上水道工務課、下水道建設課</p>	
<p>東海道のにぎわい再生検討事業</p>	<p>市内には東海道五十三次の内、土山宿と水口宿という2つの宿場があり、合併前には旧町ごとにそれぞれの宿場において様々な取組がされてきましたが、甲賀市の東海道の宿場として、一体的な観光施策が展開出来ていません。</p> <p>また、様々な活動がある反面、東海道を感じさせるような面影が無くなりつつあります。</p> <p>しかし、近年、健康志向の高まりから、東海道を歩く人も多くみられ、これらの方を観光振興のためにう</p>



	<p>まく取り入れなければなりません。</p> <p>そこで、土山宿と水口宿を連携させ、市内に2つの宿場があるという強みを活かし、より一層の観光誘客を図るために、江戸時代のような東海道のにぎわいの再生を目指し、再建構想の検討を行う（仮称）東海道のにぎわい再生委員会の設置を行います。</p>
<p>〔関係所管課〕 政策推進室、建設事業課、商工政策課、観光戦略推進室 歴史文化財課、都市計画課、地域コミュニティ推進室</p>	
<p>あいこうか岡山城プロジェクト</p> <p>※ランドマーク…①地上の目印。②その土地の目印や象徴になるような建造物。</p>	<p>水口岡山城は、天正 13 年（1585）に豊臣秀吉の家臣である中村一氏によって築られました。城の範囲は古城山一帯で、城郭の規模は県内でも最大級であり、石垣や堀（空堀）など城の様子も状態良く残っています。</p> <p>また、眼下には東海道が東西に通り、この地を治める者にとって重要な城であったことが分かります。</p> <p>そこで、地域資源である水口岡山城跡（古城山）を、市のランドマークとして市民の方々に認識していただけるよう、環境整備や活用事業を市民と共に検討を行います。</p> <p>なお、この事業と平行して、学術的な調査を実施し、史跡指定を目指します。</p>
<p>〔関係所管課〕 歴史文化財課、公有財産管理室、観光戦略推進室 林業振興課、都市計画課、建設事業課、政策推進室</p>	
<p>忍者の里で田舎体験推進事業</p>	<p>近年、高齢化により農村地域の集落機能が低下している半面、健康的でゆとりのある生活、安らぎや癒しのある生活を求める傾向や、自然志向の高まり、食や農への関心の高まり等を背景に、都会では農業体験や田舎暮らし体験といった都市農村交流事業に対するニーズが高まっています。</p> <p>そこで、農村集落機能の維持や地域の活性化を図るため、都市農村交流を推進し、都会の小中学校の修学旅行や体験学習を対象とした甲賀の茶をはじめとした農業体験を受け入れる体制の整備を行います。</p> <p>また、かもしか荘を再生し、都市農村交流事業の拠点施設として、整備します。</p> <p>さらに、民間のコーディネート組織を設立し、都市部からの誘客（旅行業者への PR）、受入農家の拡充やその研修、地域リーダーの育成を行います。</p>
<p>〔関係所管課〕 農業振興課、観光戦略推進室</p>	

活動指標・・・事業の実施量、達成度をあらわす指標とします。

指標名	現状	基準年	目標	目標年
土山SAの未利用地の利用許可	なし	H23	あり	H24
土山SAの未利用地での試験的イベントの開催	なし	H23	あり	H25
土山SAスマートインターの設置にむけた検討委員会の立ち上げ	なし	H23	あり	H26
土山SA周辺活性化計画の策定	なし	H23	あり	H26
東海道町並み再生補助金利用件数	0件	H22	累計4件	H28
東海道沿いの空き民家・空き店舗の活用件数	0件	H23	累計2件	H28
あいこうか岡山城プロジェクトで実施する事業への参加者数	0人	H23	100人	H28
かもしか荘利用者数の増加	27,000人	H23	46,000人	H27
受入農家民宿の増加	0軒	H23	50軒	H27

(2) 「やすらぎに人が行き交うゾーン」(甲賀・甲南ゾーン)

事業名	事業概要
<p>忍者PA検討事業</p>	<p>甲賀市の歴史は古く、市内には多くの文化財や遺跡、史跡が存在します。</p> <p>中でも中世に活躍した「甲賀忍者」は、現在でも小説や映画に度々登場しており、甲賀市の歴史を代表するものの一つとなっています。</p> <p>そこで、日本はもちろん、海外にも広く通じる忍者ブランドの更なる醸成と継続的な発信を行うため、新名神の開通効果を最大限に活かし、甲南パーキングエリア(PA)を中心とした忍者ブランドの発信について検討します。</p> <p>継続的な忍者ブランドの発信に必要なハード面ソフト面の整備について検討するため、(仮称)甲賀流忍者会議を立ち上げ、新名神と忍者を軸としたまちおこしの検討を行います。</p>
<p>〔関係所管課〕 政策推進室、地域コミュニティ推進室、観光戦略推進室 農業振興課、歴史文化財課、建設事業課</p>	
<p>高齢者向け住宅整備事業</p>	<p>2015年から高齢者人口は、急速に増加すると見込まれています。今後、高齢者が残りの人生をどのように過ごすか、誰とどこで生活するか、こんなことを自由に選択できる時代である一方で、望まずとも、自分自身またはパートナーや親が寝たきりや認知症など「介護」が必要となることもあり、住み慣れた地域で、安心してすみ続けられる環境が整っていることが理想です。</p> <p>そこで、高齢者のニーズに応じた住まいの提供と、そこに介護、予防、医療、見守りといった様々な生活支援を適切に組み合わせ、高齢者が自分らしく生き生きと暮らすための高齢者向け住宅の整備を推進します。</p>
<p>〔関係所管課〕 長寿福祉課</p>	
<p>広域連携による国際観光客誘致事業</p> <p>※インバウンド…旅行、ホテル業界で外国人旅行者を自国へ誘致することの意味。日本においては、海外から日本へ来る観光客を指すことが多い。</p>	<p>近年の国・県によるインバウンド(訪日外国人旅行)の強化という施策の動向に加え、新名神高速道路の開通により、甲賀市は関西国際空港と中部国際空港とを結ぶルートの中間点に位置することになり、交通の利便性など国際観光を進める上で非常に恵まれた条件にあります。</p> <p>このような好条件を活かし、海外において知名度の高い「忍者」を核として、甲賀市だけでは演出することのできないような周遊・滞在コースの提案など伊賀市をはじめとする近隣地域や集客力のある観光地との連携を進めます。</p>

<p>※ミッション…委員会，代表団，使節団の意味を指す。</p>	<p>また外国語ガイドの体制整備や観光案内標識の外国語併記など受入体制の整備を進めます。</p>
<p>※観光ビジネスメッセ…市内の観光事業者、農業者、商工業者等を対象に、観光を切り口とした連携や、新産業・新サービス創出を図るため、ビジネスマッチング（事業者間交流）を行うものです。</p>	<p>特に今後も訪日市場の拡大が見込める東アジア（韓国、台湾、中国など）をターゲットに、東アジアからの誘客に強い旅行会社への PR 活動や東アジア地域への観光ミッションの派遣、また東アジアのメディアを招請しての旅行番組の制作や観光ビジネスメッセの開催を進め国際観光客誘致の取り組みを強化します。</p>
<p>〔関係所管課〕 観光戦略推進室</p>	

活動指標…事業の実施量、達成度をあらわす指標とします。

指標名	現状	目標		
		基準年	目標	目標年
（仮称）甲賀流忍者会議の発足	なし	H23	あり	H24
忍者PA活用計画	なし	H23	あり	H25
高齢者向け住宅建設戸数	0戸	H23	年間20戸を5ヶ所整備	H28
外国人観光入込客数	25,465人	H22	26,700人	H28

(3) 「いにしへの浪漫が行き交うゾーン」(信楽ゾーン)

事業名	事業概要
国際陶芸産業都市事業	<p>伝統的工芸品の中で認知度が全国第3位である信楽焼をまちづくりの核とし、国際的な陶芸産業都市となることを目指します。</p> <p>5年間の県版経済振興特区事業で取組んだ商品開発事業等を今後も継続するとともに、22年度に実施した「信楽まちなか芸術祭」を3年に1度のトリエンナーレ形式で市民が中心となって実施していきます。</p> <p>特に、関西圏、中京圏をメインターゲットとした誘客を行うとともに、市内の美術館等とも連携したインバウンドの誘致を進めます。</p> <p>また、毎年県外から数万人が来場される「信楽陶器まつり」などのイベントを、甲賀市の魅力を発信できる機会と捉え、甲賀の茶や甲賀の酒など市内の特産物と信楽焼とのコラボレーションによるPRを地域や自治会との協働のもとに行います。</p>
〔関係所管課〕 商工政策課、観光戦略推進室	
神秘なる三霊山魅力探求事業	<p>甲賀市は歴史、文化を多く持つ土地ですが、とりわけ甲賀忍者の修行の場とも言われる飯道山、庚申山、岩尾山は修験道でつながりを持ち、甲賀市の歴史の中でも解明されていないことが多く残る神秘的なエリアとなっています。</p> <p>そこで、この神秘的な3つの山(霊山)を甲賀市の静かで厳かな一面を味わうことの出来るエリアとして、その魅力の探求に努めます。</p> <p>魅力探求の一つとして、アカデミックに”三霊山”の研究を行い、”三霊山”に関する書籍の発行を目指します。</p> <p>そして、”三霊山”の神秘的な自然と歴史を5感で味わってもらえるような周遊ルートなどの環境づくりとイベントの開催をします。</p> <p>また、周遊ルートに信楽高原鐵道などの鉄道を組み込み、鉄道の利用促進にもつなげます。</p>
〔関係所管課〕 政策推進室、歴史文化財課、観光戦略推進室、林業振興課	
紫香楽宮跡整備活用事業	<p>奈良時代に聖武天皇が造営した紫香楽宮跡を適切に保存し、広く市民に活用を図ることを目的として、史跡の整備や資料館の建設を実施します。</p> <p>史跡と資料館が新名神の信楽ICに近い立地条件を活かし、市の特色と魅力の情報発信に努め、歴史資産と豊かな自然が調和した観光と交流の拠点として、まちづくりを進めます。</p>
※史跡紫香楽宮跡(宮町地区、新宮神社地区、鍛冶屋敷地区、北黄瀬地区、内裏野地区)	
〔関係所管課〕 歴史文化財課、都市計画課、建設事業課	

あいこうか「和歌（うた）」プロジェクト

奈良時代に聖武天皇が造営した紫香樂宮跡とされる宮町遺跡から、万葉集と古今和歌集に収められている2つの和歌が記された木簡が発見されました。『万葉集』は奈良時代に編さんされた日本で最も古い歌集で、その原本は発見されていません。また、この発見は『万葉集』と同じ歌がはじめて木簡で出土したことなど、万葉集の成立過程を解き明かす上で貴重なものです。

このことを受けて、現代の万葉集となるよう、甲賀の自然（であい・こうか八景など）や四季、人を勇気づけるうたや、大切な人への思いなどについて、短歌・俳句・詩などにより、それぞれの思いの詰まった「和歌（うた）」を広く募集し、公表します。

また、であい・こうか八景や市内の名勝を訪れて、俳句・短歌を詠むというツアーの開催や、市内の小中学校でも、取組みを進めます。

※万葉集には、多様な形式・種類の「和歌（うた）」が収められていることから、特定の形式にこだわらず、作品を募集することとしています。

〔関係所管課〕文化スポーツ振興課、学校教育課、社会教育課

歴史文化財課、観光戦略推進室

活動指標・・・事業の実施量、達成度をあらわす指標とします。

指標名	現状	基準年	目標	目標年
信楽焼生産額	408,421万円	H22	現状維持	H28
”三霊山”に関する調査研究と一般向け冊子の発行	0冊	H23	1冊	H28
紫香樂宮跡史跡（宮町遺跡・甲賀寺跡）訪問客	15,200人	H22	16,700人	H28
「和歌（うた）」作品の応募数	0件	H23	100件	H28
俳句・短歌ツアーの参加者数	0人	H23	50人	H28

## 2. 『心をつなぐ』5つの事業における主な事業・取組

### ① 物流効率の向上とリスク回避を兼ね備えた道路整備事業

事業名	事業概要
名神名阪連絡道路（忍者街道）の整備促進	<p>甲賀市は東海と近畿を結ぶ交通の要衝であり、県内有数の工場集積地域でもありますが、道路整備がうまく機能していないため、生活道路に大型車が混入するなど、市民の安全安心が脅かされています。滋賀県南部はもちろん、国全体としても南北を繋ぐ幹線道路が少ないために、特に名阪国道から甲賀市内に流入する大型車両は後を絶たない状況で、甲賀市にとって、広域を往来する通過車両と生活道路を利用する車両を分離し、通学児童や高齢者といった交通弱者の安全を確保することは、大きな課題となっています。</p> <p>また、新名神の開通効果を十分に発揮するには、東西だけでなく南北に国土を繋ぐことも必要であり、伊賀市・甲賀市といった県域を越えた広域の発展や危機管理上も極めて重要と考えられます。</p> <p>そこで、道路整備を機能させ、市民生活の安心と安全を向上させるために、地域高規格道路と位置づけられ、調査区間となっている、滋賀県甲賀地域と三重県伊賀地域を結ぶ名神名阪連絡道路（通称：忍者街道）の10km区間を整備区間とするよう、国等関係機関に強く働きかけ、早期整備実現を目指します。</p>
〔関係所管課〕 建設事業課、政策推進室	

### ② 観光振興とリスク回避を兼ね備えた道路整備事業

事業名	事業概要
甲南PA流出経路検討事業	<p>甲南PAと甲南ICは相互利用ができないため、新名神利用者が甲南PAに立ち寄った後、甲南地域に出て行けない状況にあります。甲南ICは甲南地域周辺の地域活性化が目的で設置されており、甲南PAでの情報発信に努め、甲南PAから市内に直接アクセスすることができれば、甲南ICの機能を更に発揮できることになります。</p> <p>また、現在事業が進められている国道307号バイパスとの相乗効果により、甲賀・甲南ゾーンと信楽ゾーンをつなぐ“忍者と信楽を直結する道路”となり、甲賀市全体の地域活性化にも効果が期待できます。</p> <p>そこで、甲南IC周辺の地域活性化を目指し、甲南PAの機能強化を行うために、甲南PAから甲南ICへの流出経路の設置について関係機関に働きかけ、早期実現を目指します。</p>
〔関係所管課〕 建設事業課	

<p>国道307号（信楽道路、長野バイパス）の整備促進</p>	<p>国道307号は、大阪・京都・滋賀を結ぶ主要な幹線道路であり、現在も京都府宇治田原町をはじめ、各府県で改良が進んでいます。また、国道307号グリーンバイパスの無料化や新名神の開通による影響もあり、信楽地域内の国道307号の重要性は益々高まっています。</p> <p>一方、信楽全域を縦断する幹線道路は国道307号1本しかなく、周辺地域から流入する通過車両が多くなる中、通過交通を迂回させながら、多くの地域資源を持つ信楽町への来訪者を増やすためには、人口集積地を通る現在の国道307号では、十分にその機能を担うことは困難です。</p> <p>また、山間でアクセス道路が限られている信楽地域において、国道307号は危機管理上もきわめて重要な路線です。東日本大震災以降、危機管理の面から道路の必要性が大きく見直されており、広域を結ぶ重要な幹線道路である国道307号のバイパス整備は市民の安心安全を守る上でも必須といえます。</p> <p>そこで、地域の発展や市民の安心安全の確保のため、国と滋賀県が整備を進めている国道307号（信楽道路、長野バイパス）の事業推進について積極的な協力を行い、早期供用開始を目指します。</p>
<p>〔関係所管課〕 建設事業課</p>	

### ③ 安心の向上と防災機能の強化を図る施設整備事業

事業名	事業概要
<p>庁舎整備事業</p> <p>※ワンストップ・サービス…一度の手続で、必要なことすべてを完了できるように設計されたサービス。とくに、さまざまな行政サービスを1か所で一度に受けられる「ワンストップ行政サービス」のことを指します。</p>	<p>平成23年3月に発生した東日本大震災のような大きな災害を想定すると、本来、市役所の本庁に災害対策本部を設置し、災害時の拠点とならなければなりません。</p> <p>現在、本庁である水口庁舎は、本館は昭和40年、別館は昭和50年に建築され、各地域の拠点となるべき地域市民センターについても甲賀大原地域市民センターは昭和31年に、信楽地域市民センターは昭和39年に建築され、それぞれ築約40年～50年が経過しており、老朽化や耐震性に問題があります。</p> <p>そこで、防災拠点としての機能を有し、ワンストップ・サービス等の市民の利便性の向上を図るため、本庁舎である水口庁舎の改修整備や地域市民センターの整備のあり方を検討します。</p> <p>なお、庁舎建築を行う場合、単に建替えるのではなく、甲賀らしさのイメージ発進機能を持ち合わせることを含めて、検討します。</p>
<p>〔関係所管課〕 公有財産管理室、職員課、地域コミュニティ推進室</p>	



<p>公立甲賀病院移転新築事業</p> <p>※中核病院の説明…中核病院とは、地域の医療連携の中核を担う病院のことです。かかりつけ医で行うことが難しい専門的な検査（MRI：核磁気共鳴画像法 等）や、区内の他の医療機関では提供することが困難な医療機能（出産・緩和ケア等）が必要となった場合は、中核病院や、さらに高度医療を行う大学病院等を受診することになります。</p>	<p>既存の公立甲賀病院は施設の老朽化に伴う耐震問題や駐車場や病室等のスペースが少ない等の問題を抱えています。</p> <p>そこで、甲賀保健医療圏の中核病院としての相応しい防災機能を備え、地域住民に安全、安心な保健・医療・福祉・介護サービスを確保するため、公立甲賀病院の移転新築を行います。</p> <p>また、同時に移転新築される公立甲賀病院へのアクセス基盤（市道松尾・山幹線、県道水口甲南線、都市計画街路葛木竜法師線）の整備を行い、新名神高速道路からのアクセスを良くすることで、より高度な医療技術を持つ病院への搬送時間を短くし、地域住民に安心を与える医療機関とします。</p>
<p>〔関係所管課〕 甲賀病院移転準備室、健康推進課、建設事業課</p>	

#### ④ 甲賀市中心街へのアクセス道路整備事業

事業名	事業概要
<p>新名神高速道路を活用した市内南北道路網の検討</p>	<p>甲賀市の北部には工業団地や商業地が集積していますが、甲賀市を南北に縦断する幹線道路は限られています。</p> <p>甲南ⅠCは甲賀市のほぼ中央に位置していますが、甲賀市を南北に結ぶ幹線道路網が整備されれば、甲南ⅠCの整備効果は更に発揮されることとなります。</p> <p>市内を縦断する幹線道路として、広域農道や幾つかの市道が極めて重要な役割を担っていますが、路面の損傷や橋梁の老朽化、歩行者安全対策等の課題を抱えており、十分にその役割を担っていくことは難しい状況です。</p> <p>現在、公共事業費は縮減の一途を辿っており、今後の公共投資には「集中と選択」が益々求められますが、特に市として大きな効果のある新名神を活用することは、市の活性化はもちろん、危機管理上も極めて重要です。</p> <p>そこで、道路維持管理と道路整備の課題を効果的に解消するため、市内を縦断する道路として計画されている路線整備や、既存の道路網との整合性を図り、市として実現可能な道路網を検討します。</p>
<p>〔関係所管課〕 建設事業課、建設管理課、都市計画課</p>	
<p>県道水口甲南線、県道杉谷嶺峨線、都市計画街路葛木竜法師線の整備促進</p>	<p>甲賀市のほぼ中央に位置する甲南ⅠCと甲賀市北部に集中している工業団地や商業地をスムーズに結ぶ幹線道路網の整備が十分ではなく、現在、甲南ⅠCへのアクセス向上が求められているところです。</p> <p>また、甲賀市北部の中心街にアクセスできる幹線道路が限られていることもあり、甲賀市を南北に結ぶ幹</p>

	<p>線道路網の整備は甲南ICへのアクセス向上と共に重要な課題となっています。</p> <p>現在、県道水口甲南線の改良と都市計画街路葛木竜法師線の整備が滋賀県により進められているところですが、県道水口甲南線～県道杉谷嶺峨線～市道葛木希望ヶ丘線～都市計画街路葛木竜法師線を経由すると、甲賀市北部と新名神甲南ICを南北に結ぶ幹線道路網ができることになります。</p> <p>新名神の開通効果を十分に発揮し、甲賀市が更に成長・発展するため、これらの県道改築事業の推進について積極的な協力を行います。</p>
〔関係所管課〕 建設事業課	

### ⑤ 「ふるさと甲賀の心」を育む事業

事業名	事業概要
<p>こうかブランドの創設、発信事業</p>	<p>市内には豊かで広大な自然と多様な歴史、文化、産業など多くの観光資源があります。しかし、これらの観光資源は旧5町がそれぞれ独自に培ってきたものであり、平成16年の合併以降も旧町からの延長線上で施策を展開してきたことから、これらの観光資源相互の連携や整理が図れていません。このため、これらの観光資源が甲賀市全体のイメージの向上に必ずしもつながらず、地域の活性化にうまく結びついていない面があります。</p> <p>そこで、これらの観光資源に共通する甲賀市全体のイメージを地域ブランド（こうかブランド）として創設し、そのブランドのもと観光資源相互の連携や整理を図り、情報発信するとともに、市場調査や来訪者ニーズの把握等で得られた情報を、ブランド改良につなげていきます。</p> <p>なお、このような観光施策展開の基礎となる「こうかブランド」の創設、発信といった取り組みを継続したものとするためには、市民が主体となり行政はコーディネート役に徹する必要があるため、こうかブランドの創設と発信を担う市民主体の組織として「こうかブランドマネジメント会議」を設立し、事業に取り組みます。</p>
〔関係所管課〕 観光戦略推進室、商工政策課	
<p>こうか忍者育成事業</p>	<p>現在、甲賀市には世界につながるブランドである「忍者」という観光資源がありますが、それを活かしておらず、市内に忍者をイメージさせるものが少なく、「忍者のまち」という意識付けも低いいため、将来の忍者ブランドの担い手の育成を図る必要があります。</p>

	<p>そこで、市民に対して「忍者」というブランドへの誇りの醸成を図り、将来の「忍者」ブランドの担い手の育成のため、『（仮称）こうか忍者音頭』を創設し、その普及活動を行います。</p> <p>『（仮称）こうか忍者音頭』の創作については、「忍者をイメージすることのできる歌、踊り（遊戯）であること」を前提に創作します。</p> <p>『（仮称）こうか忍者音頭』の普及については、甲賀市内の幼稚園・保育園での活用や、甲賀市内小学校においても取組みを進めます。また、各種イベントや地域において普及活動を行い、甲賀市全体に普及させることを目標とします。</p>
〔関係所管課〕 こども未来課、文化スポーツ振興課、観光戦略推進室、政策推進室	
<p>こうかエコ・リサイクルツアー推進事業</p> <p>※次世代エネルギーパーク…太陽光発電や生物由来の有機エネルギーなどをはじめとする次世代エネルギー設備や体験施設を集約して、次世代エネルギーについて国民が見て触れて理解することができる空間。資源エネルギー庁が地方自治体などから計画を公募して認定・公表しており、2010年度までに全国で33計画が認定されています。</p>	<p>甲賀市内には太陽光発電や木質チップボイラーなど、再生可能エネルギーを使用する施設や、様々なリサイクル関連施設が集積しています。しかし、来訪者が見て、触れて、学べる環境が十分に整備されていません。</p> <p>環境志向の高まりにより、リサイクル施設や次世代エネルギー施設の視察や学習の要望が多い中、新名神沿いに点在するこれらの施設に誘客を図ることが大いに期待できます。</p> <p>そこで、市はリサイクルセンターの見学受入や、公共施設の改修の際には再生可能エネルギーを導入するなど、積極的に市民や来訪者が見学できる環境を整えます。</p> <p>また、甲賀市内のリサイクル施設や再生可能エネルギー利用施設等の情報を発信し、施設見学者等の誘致を図るため、見学プログラムの公募や受入体制の整備を行います。</p> <p>公募したプログラムは市のホームページ等で広くPRし、環境学習プログラムやエコツアーとしての企画などを事業者や市民と連携して運営することとし、国が推進する「次世代エネルギーパーク※」の認定を目指します。また、地場産業や、特産品、地元産品の物販施設等もコースに組み込み、誘客と消費を促します。</p>
〔関係所管課〕 生活環境課、商工政策課、農業振興課、林業振興課、公有財産管理室	
<p>市内道路案内標識整備事業</p>	<p>新名神高速道路の開通により、市内の交通の流れに大きな変化をもたらしています。</p> <p>市内の道路網は複雑な上、新名神高速道路の3つのICから市内への公共施設や主要地点を示す案内標識は十分ではない状況にあることから、案内・誘導標識を整備する必要があります。</p> <p>そこで市民はもとより、新名神高速道路を利用して</p>

	訪れる来訪者にも分かりやすい、各公共施設や観光ポイント・避難所への確に誘導する道路案内標識の整備を行います。
〔関係所管課〕 政策推進室、建設事業課、観光戦略推進室、危機管理課	
情報基盤活用事業	<p>甲賀市は、伝統行事や歴史・文化資産が数多く残り、各種のイベントが開催されるとともに、普段の生活風景や地域の営みの中にも、まだまだ表に出ていないような観光資源をたくさん持つ地域です。</p> <p>このように、観光地としての潜在能力を備えているものの、甲賀市全体として見た時、それらのイベント相互の連携や統一感がないことや、観光情報に触れる機会が少ないことなど、情報をうまく活用出来ていないとは言えない状況にあります。</p> <p>また、新名神は開通以降、順調に利用されており、今後、この新名神の利用者に「いかに甲賀市へ来てもらうか。」が求められていることから、観光情報に触れる機会の創出と、単なる情報提供だけではなく、その時期にあった“生きた情報”に触れてもらうための情報提供手段を整備する必要があります。</p> <p>これらのことから、市民や観光客に甲賀市の観光を初めとする様々な情報を迅速に提供するために、現在、整備をおこなっている市内の情報基盤整備網を活用し、スピード感溢れる効果的な情報提供手段を整備します。</p> <p>まず、市内の地域情報基盤であるケーブルテレビを活用し、市内の各地に存在する特色ある地域行事や身近に存在する何気ない生活風景をはじめ、身近に存在する観光資源を素材にした地域情報番組を放送し、常に観光をはじめとする情報に触れてもらう機会を創出します。</p> <p>また、新名神の利用者に対し、土山SA・甲南PAや観光名所などに電子看板（デジタルサイネージ）等を設置し、甲賀市、市内団体のホームページと連携したスピード感あふれる効果的な情報の提供できる環境づくりに努めます。</p>
〔関係所管課〕 情報基盤整備推進室、観光戦略推進室、建設事業課 広報課、危機管理課、政策推進室	

活動指標…事業の実施量、達成度をあらわす指標とします。

指標名	現状	基準年	目標	目標年
名神名阪連絡道路（忍者街道）の整備区間の指定	なし	H23	あり	H28
甲南PA流出経路設置	検討中	H23	実施主体の確定	H25
国道307号（信楽道路）信楽IC～県道牧甲西線間	用地買収	H23	供用開始	H26
国道307号（長野バイパス）※勅旨～江田間	境界確定	H23	供用開始	H30
庁舎休憩スペース	なし	H23	あり	H26
庁舎情報発信スペース	なし	H23	あり	H26
公立甲賀病院から滋賀医科大学までの所要時間	85分	H23	70分	H28
市内南北道路網整備計画	なし	H23	あり	H24
広域農道の県道昇格	なし	H23	あり	H27
市内南北道路網の路線整備の事業化	なし	H23	あり	H27
都市計画街路葛木竜法師線	用地買収 ・一部工事着手	H23	供用開始	H28
県道水口甲南線、県道杉谷嶺峨線（当面は市道葛木希望ヶ丘線の交差点まで）	実施計画	H23	供用開始	H33
甲賀の名物創設数	3個	H23	15個	H25
おすすめルート数	3ルート	H23	7ルート	H25
アンテナショップ設置数	2箇所	H23	5箇所	H25
ラッピングバスの台数	1台	H23	3台	H25
ふるさと観光大使	0人	H23	1人	H25
保育園保護者への（仮称）こうか忍者音頭の認知度調査	知らない	H23	知っている 回答100%	H28
エコ・リサイクル見学施設への来訪者数	200人	H23	2,000人	H28
エコ・リサイクル見学受け入れ施設数	2施設	H23	10施設	H28
道路案内標識整備計画	なし	H23	あり	H24
電子看板の設置	0箇所	H23	5箇所	H25
情報提供端末の設置	0箇所	H23	2箇所	H25

## Ⅵ. 新名神高速道路活用戦略策定体制

新名神高速道路活用戦略（基本方針＋実行計画）は、次により策定を行いました。

### 1. プロジェクトチームによる策定

活用戦略を策定するプロジェクトチームを部局別に出し、平成22年11月1日付けで設置、平成23年4月の人事異動を受けて、再編し、作成にあたりました。

### 2. 策定経緯等

H22. 11月	新名神高速道路活用戦略 基本方針 策定
H22. 11月	新名神高速道路活用戦略プロジェクトチーム以下「PT」)期発足
H22. 11月	第1回PT会議（市長訓示）
H22. 12月	第2回PT会議
H23. 4月	第3回PT会議（人事異動により、メンバー改定）
H23. 5月	第4回PT会議（メンバー改定により、市長再訓示）
H23. 5月	第5、6回PT会議
H23. 6月	第7、8、9、10、11回PT会議
H23. 7月	PT集中調整会議（8日、13日、14日、20日、21日）
H23. 8月	第12、13回会議
H23. 8月	戦略素案決定
H23. 9月	第14、15、16、17、18回会議
H23. 9月	人事異動内示により担当員1名減員
H23. 10月	第19、20回会議
H23. 11月	第21回会議
H23. 11月	戦略原案確定
H23. 12月	パブリックコメント（12/5～1/9）
H24. 2月	戦略決定

## Ⅶ. 策定メンバー

	部局名	課室名	職名	氏名	備考(委嘱期間)
総括者	市長直轄	—	政策監	田村 善一	H22.11.1～戦略策定まで
副総括者	総合政策部	—	次長	浦山 喜明	H22.11.1～戦略策定まで
副総括者	総合政策部	—	管理監	堀井 誠明	H23. 4.1～戦略策定まで
担当員	総合政策部	情報基盤整備推進室	係長	田中 悟	H22.11.1～戦略策定まで
担当員	総務部	公有財産管理室	主査	藤川 彩	H23. 4.1～戦略策定まで
担当員	市民環境部	生活環境課	主査	井口 英明	H22.11.1～戦略策定まで
担当員	健康福祉部	長寿福祉課	係長	中井 さおり	H23. 4.1～戦略策定まで
担当員	産業経済部	観光戦略推進室	主査	牧野 辰哉	H22.11.1～戦略策定まで
担当員	産業経済部	農業振興課	主査	久保 重徳	H22.11.1～戦略策定まで
担当員	建設部	都市計画課	係長	土城 紀隆	H23. 4.1～戦略策定まで
担当員	建設部	建設事業課	主査	近藤 基博	H22.11.1～戦略策定まで
担当員	上下水道部	上水道工務課	係長	藤橋 克志	H22.11.1～戦略策定まで
担当員	教育委員会	歴史文化財課	係長	森地 俊之	H23. 4.1～戦略策定まで
以下は、人事異動により、改選を行いました。（異動前の所属で掲載しています。）					
担当員	総務部	財政課	主査	山本 肇	H22.11.1～H23. 3.31
担当員	健康福祉部	保健介護課	係長	谷 泰彦	H22.11.1～H23. 3.31
担当員	建設部	都市計画課	主査	橋 直人	H22.11.1～H23. 3.31
担当員	教育委員会	歴史文化財課	係長	長峰 透	H22.11.1～H23. 3.31
担当員	総合政策部	政策推進室	係長	近藤 直人	H22.11.1～H23. 9.30
事務局	総合政策部	政策推進室	室長	今村 日出弥	H23. 4.1～戦略策定まで
事務局	総合政策部	政策推進室	参事	藤村 與史雄	H23. 4.1～戦略策定まで
事務局	総合政策部	政策推進室	主事	川上 真祐	H23. 4.1～戦略策定まで
以下は、人事異動により、改選を行いました。（異動前の所属で掲載しています。）					
事務局	総合政策部	政策推進室	室長	藤井 道雄	H22.11.1～H23. 3.31
事務局	総合政策部	政策推進室	室長補佐	家森 康和	H22.11.1～H23. 3.31
事務局	総合政策部	政策推進室	主査	松下 泰也	H22.11.1～H23. 3.31





# 甲賀市都市計画マスタープラン

《概要版》

平成19年3月

滋賀県甲賀市

## 目 次

第1章	甲賀市都市計画マスタープランの概要	1
1.	都市計画マスタープランとは	1
2.	都市計画マスタープランの目的	1
3.	都市計画マスタープランの対象範囲と計画期間	1
4.	都市計画マスタープランの位置づけと全体構成	1
5.	上位計画による都市づくりの方向性	2
第2章	アンケート調査結果	3
1.	調査の概要	3
2.	市民アンケート調査	3
3.	中学生アンケート調査	4
第3章	整備課題の整理	5
第4章	都市将来像の検討	7
第5章	都市づくりの目標	7
第6章	都市づくりの基本方針	8
1.	都市づくりの展開方向	8
2.	将来都市構造	9
第7章	全体構想	11
1.	将来の都市フレーム	11
2.	都市の整備方針	11
(1)	土地利用の方針	11
(2)	道路・交通体系整備の方針	15
(3)	公園・緑地整備の方針	18
(4)	河川・供給処理施設整備の方針	20
(5)	都市環境形成、自然保全の方針	22
(6)	市街地整備の方針	23
(7)	都市景観形成の方針	26
(8)	都市防災の方針	28
(9)	その他共通する整備方針	29
第8章	地域別構想	30
1.	地域区分の設定	30
2.	地域別まちづくり方針	31
(1)	水口地域	31
(2)	土山地域	33
(3)	甲賀地域	35
(4)	甲南地域	37
(5)	信楽地域	39
第9章	実現化に向けて	41
1.	実現化方策の検討	41
2.	実現化に向けての取り組み	41
	用語の説明	43

# 第1章 甲賀市都市計画マスタープランの概要

## 1. 都市計画マスタープランとは

「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」は、平成4年6月の都市計画法の改正により新たに制定され、市町村の地域特性や都市づくりの課題に対応した整備方針を住民参加のもとに市町村が主体となって定めるものである。

## 2. 都市計画マスタープランの目的

「甲賀市都市計画マスタープラン」は、本市特有の社会情勢や市民の意向を踏まえつつ、次のことを明らかにし、甲賀市全体及び地域別のまちづくりの方向性に基づいて今後のまちづくりを計画的に進めていくことを目的としている。

- ①甲賀市全体でのまちづくりの方向性（全体構想）
- ②より市民に近い「地域レベルにおけるまちづくり」の方向性（地域別構想）

### 甲賀市都市計画マスタープランの役割

- ①甲賀市の実現すべき都市将来像を具体的に示す。
- ②将来のまちづくりや各種都市計画に対し、地域住民の理解を深める。
- ③各種都市計画間の相互の調整を図る。
- ④土地利用の規制・誘導の方策や各種都市施設整備事業など、都市計画に関する方策や事業を決定、変更する際の指針とする。

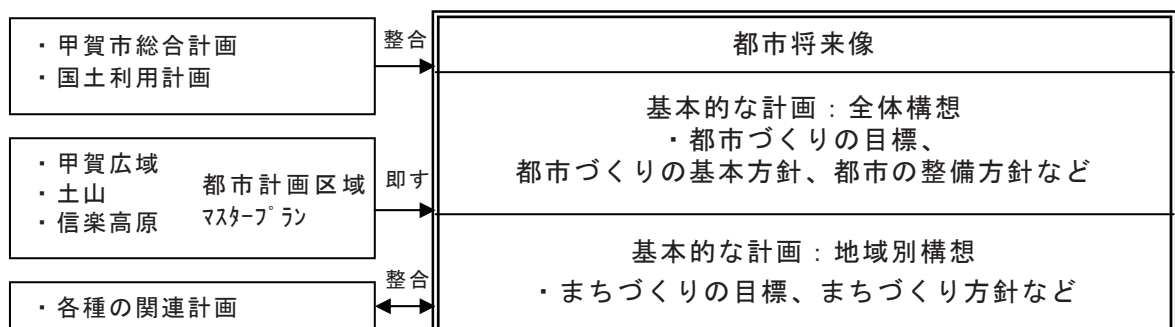
## 3. 都市計画マスタープランの対象範囲と計画期間

対象範囲は、甲賀市の行政区域（48,169ha、国土地理院 H17.10.1 現在）とする。  
計画期間は、平成19年度から平成38年度の20年間とする。

## 4. 都市計画マスタープランの位置づけと全体構成

「都市計画マスタープラン」は、基本構想（甲賀市総合計画）、国土利用計画の他、都市計画区域マスタープランなどを上位計画としてこの内容に整合し、地域住民に最も身近な甲賀市が市民の合意形成を図りながら、本市の特徴・特性を生かしたまちづくりの方向性を具体的に示すものである。

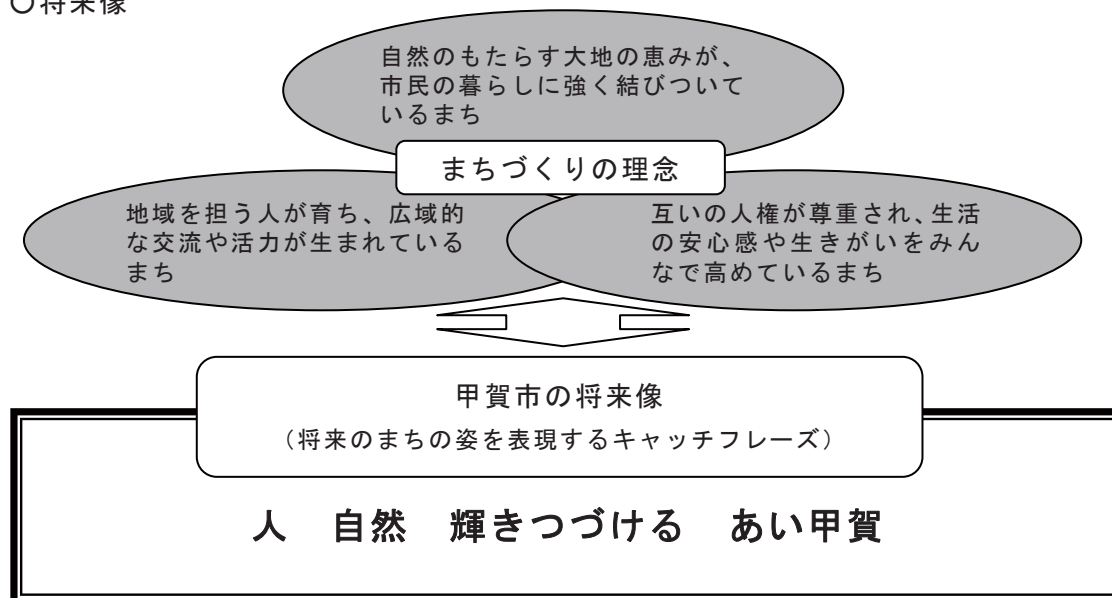
都市計画マスタープランは、都市将来像、全体構想、地域別構想等で構成する。



## 5. 上位計画による都市づくりの方向性

### (1) 甲賀市総合計画【甲賀市策定】

#### ○将来像



○将来人口 平成23年には95,000人、平成28年には96,000人と設定する。しかし、今後の施策展開において10万人都市の実現をめざす。

### (2) 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針【滋賀県決定 H16年度】

#### 1) 甲賀広域都市計画区域マスタープラン

- 基本理念
- ・ 交通体系の一体的整備によるまちづくり
  - ・ 都市整備による活力あるまちづくり
  - ・ 地域資源を活かしたまちづくり
  - ・ 自然環境と調和したまちづくり

#### 2) 土山都市計画区域マスタープラン

- 基本理念
- ・ 第二名神高速道路を活用した活力あるまちづくり
  - ・ 安心して暮らせるまちづくり
  - ・ 自然環境と調和したまちづくり
  - ・ 歴史・文化資源を活かしたまちづくり

#### 3) 信楽高原都市計画区域マスタープラン

- 基本理念
- ・ 地域資源を活かした観光・交流のまちづくり
  - ・ 交通基盤整備による活力あるまちづくり
  - ・ 安心して暮らせるまちづくり

## 第2章 アンケート調査結果

### 1. 調査の概要

市民の都市づくりやまちづくりに関する意向等を把握するため、一般市民と将来を担う中学生を対象にアンケート調査を実施した。

調査は平成18年3月8日から3月22日の間に行った。

表2-1 アンケート調査票数

区分	市民アンケート	中学生アンケート
配布票数	2,000票	1,060票
回収有効票	832票	921票
回収有効率	41.6%	86.9%

### 2. 市民アンケート調査

#### 《甲賀市の将来都市像と都市づくりの方策》

将来都市像は、「保健・福祉が充実した都市」(53.4%)、「自然豊かな都市」(52.4%)が上位を占め、次いで「観光客が訪れる都市」(35.5%)、「住宅を中心にした都市」(34.4%)が続いている。

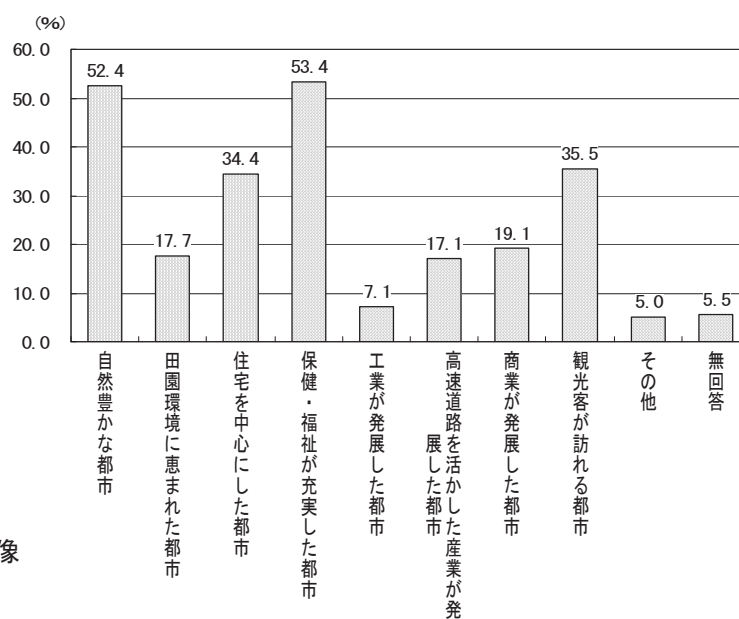


図2-1 甲賀市の将来都市像  
＜複数回答＞

より良い都市づくりに重要な方策は、「医療施設の整備」(32.7%)、「高齢者支援施設の充実」(24.9%)の医療・高齢者福祉、「川や水辺の保全」(25.2%)、「山等の緑の保全」(21.0%)の自然環境の保全や「伝統的な文化の保全、継承」(21.2%)が上位を占めるほか、防災・防犯、中心市街地の活性化、生活道路の整備が20%以上を占めている。

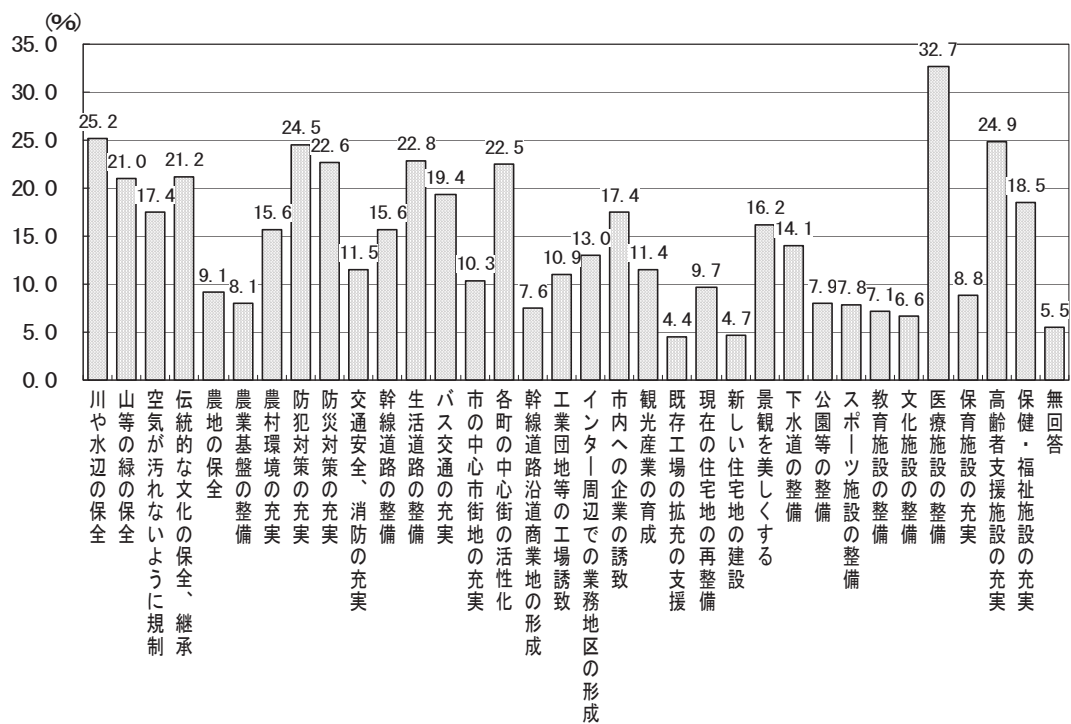


図 2 - 2 良い都市づくり方策<複数回答>

3. 中学生アンケート調査

《甲賀市の将来都市像》

将来都市像は、「自然が豊かな都市」(61.1%)が第1位を占め、次いで「商業が発展した都市」(43.0%)、「住宅地を中心にした都市」(41.9%)が続いている。

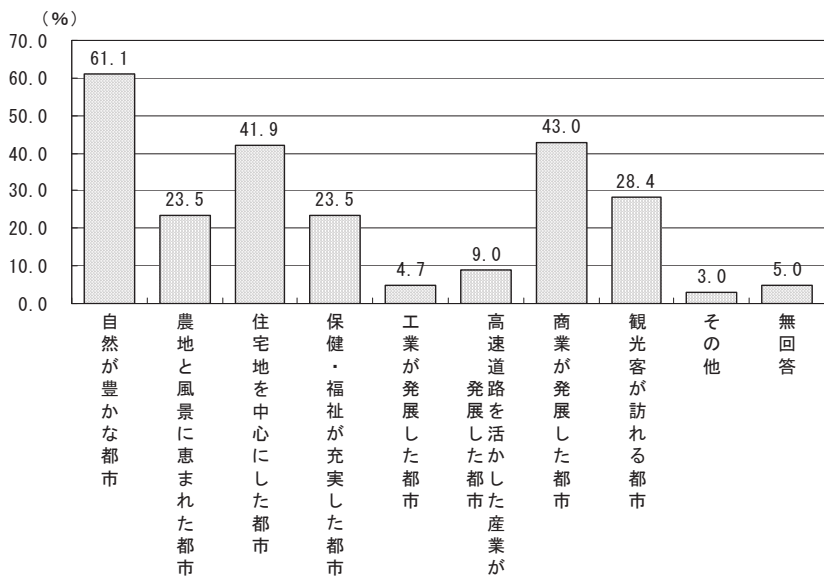


図 2 - 3 中学生の甲賀市の将来都市像<複数回答>

## 第3章 整備課題の整理

### 1. 土地利用上の整備課題

#### (1) 広域交流軸を活かした産業基盤の充実

第二名神高速道路が整備されることから、立地条件を活かして産業基盤を充実し、多様な就業の場の確保と都市活力の高揚を図ることが必要である。

#### (2) 歴史的・伝統的資源を生かした広域観光・交流の活性化

歴史的遺産や伝統工芸に恵まれるとともに広域交流軸上に位置していることから、これらの資源を活かした広域観光・交流の活性化を進めることが必要である。

#### (3) 自然環境を生かした良好な都市環境の保全

自然環境に恵まれていることから、今後も自然環境を保全するとともにこの環境を生かして良好な都市環境を保全していくことが必要である。

#### (4) 住みやすく、育てやすい居住環境の充実

本市は人口増加率が低下し、少子高齢化が進展している。また、良好な住宅地や生活環境施設の創造は十分と言えない面がみられことから、今後は住みやすく、育てやすい居住環境を充実し、安全で安心できる都市環境の形成を図る必要がある。

### 2. 都市施設上の整備課題

#### (1) 選択性が高い都市中心核と個性ある都市核の充実による機能分担の明確化

旧5町に各々の中心地があるとともに生活関連施設も各町に各々設置されている。しかし、市民の価値観の多様化、高度化に対応する上では各町中心地の個性化を図るとともにより高度で選択性の高い中心核を形成する必要がある。

#### (2) 活発化する地域交流の基盤の整備

本市では自動車交通を中心に通勤や交流が活発化するとともに、幹線道路網が水口町を中心とする放射状に形成されていることから、水口町市街地を中心に交通渋滞が発生している。このことから、幹線道路網の充実を図るとともに環状型の幹線道路の整備等を検討し、地域交流の基盤の整備を図る必要がある。

#### (3) 安定した公共交通の利便性の向上

本市には鉄道、バス路線網があるものの利用者は少ない状況にあるが、高齢社会を迎えて安定した公共交通を確保することが重要である。このことから、鉄道・バスの安定した経営の確保と各駅前の整備等により利便性の向上を図る必要がある。

#### (4) 開発行為の適正な規制と誘導手法の確立

本市は3つの都市計画区域の範囲が小さく、土地利用等の規制・誘導方策の一部が異なっている。また、都市計画区域以外において他の法令による土地利用規制が緩い区域が存在する。これらのことから、市域において開発行為の適正な規制と誘導手法を確立して秩序ある都市づくりを進める必要がある。

#### (5) 生活環境施設の整備推進と充実

本市は都市計画区域が一部で農村地域が多く、一部で下水道等の整備が遅れている面があることから、生活環境施設の整備促進と充実を図る必要がある。

### 3. 社会情勢を踏まえた整備課題

#### (1) 環境負荷の小さな都市の構築

経済的発展と地球環境問題などへの対応を両立させることにより、次世代が快適な生活を享受するために活用可能な資源を保全し、持続可能な発展が都市計画に求められている。

#### (2) 高齢者が生き生き暮らせる環境の実現

日本は高齢社会を迎え、本市においても高齢者比率は平成17年国勢調査で20%に高まってきている状況から、高齢者等に配慮した公共交通機関や不特定多数の者等が利用する建築物におけるバリアフリー化など、ユニバーサルデザインを配慮した都市づくり、まちづくりが必要である。

#### (3) 防災上危険な市街地の改善

本市は丘陵地や山地が多く、自然災害への対応策を十分に図る必要がある。また、旧東海道の沿道などには古くから形成された市街地がある。これらのことから、自然災害への対策とともに防災上危険な市街地においては改善を促進する必要がある。



## 第4章 都市将来像の検討

将来像は、甲賀市総合計画の“将来像”を踏まえつつ、都市計画上の視点として都市の機能、都市づくりの方策を加味して、次のように定める。

都市づくり・まちづくりの主役は市民であり、市民が生き生きと輝き、活動することをめざす。そして、豊かな自然環境に包まれ、安全で安心できる居住環境を備えた住みよい都市、また活力ある産業と文化に満ちた都市の創造をめざす。

《都市の将来像》

『ひとが輝き、住みよさと活力に満ちる あい甲賀』

## 第5章 都市づくりの目標

本市の都市の将来像を実現するため、都市づくりの目標を次のように定める。

### 1. 自然・歴史・伝統をみんなで守り育てる環境都市づくり

まちづくりルールの拡充を検討するとともに市民との協働により、豊かな自然、街道が育んだ歴史、祖先が培った伝統を守り育てる環境都市づくりをめざす。

### 2. 安全で安心できる住宅都市づくり

豊かな自然環境を背景に、高齢者から子どもまでのみんなが安全で安心して暮らせる住宅都市づくりをめざす。

### 3. 賑わいと魅力を感じる活力都市づくり

賑わいと選択性がある都市中心核と個性ある都市核を育成し、賑わいと魅力を感じる多核的な中心地を再構築し、活力ある都市づくりをめざす。

### 4. 第二名神高速道路等と伝統を活かした産業・交流都市づくり

第二名神高速道路、国道1号等を活かし、内陸工業、伝統産業等の活性化を図り多様な産業を創造するとともに観光・文化交流を活発化させ、活力のある産業・交流都市づくりをめざす。

### 5. 快適な生活を支える多様な都市施設に満ちた快適都市づくり

安定した公共交通の確保、幹線道路網の充実とともに各地の生活環境施設の整備、充実を図り、快適な生活を支える多様な都市施設の整備を進め、快適な都市づくりをめざす。

## 第6章 都市づくりの基本方針

### 1. 都市づくりの展開方向

都市づくりを展開していく上の基本方針を次のように定める。

#### (1) 総合的な土地利用規制・誘導方策による自然・文化環境と共生する都市づくり

本市の総合的な土地利用規制・誘導ルールを導入するとともに、景観法による計画の策定を行い、甲賀市らしさを生かした本市固有の自然・歴史・伝統と共生できる都市づくりを図る。

#### (2) 集約型都市構造の都市づくり

多核的な都市拠点を中心とする市街地に多様な都市機能の集積を図り、安心して暮らせる集約型の生活圏の整備を図る。市街地の周辺においては地域コミュニティの活力が発揮できるよう努める。これらを適正に配置して、自然、田園などの環境と共生する集約型都市構造の都市づくりを図る。

#### (3) 安全で快適な都市環境づくり

道路等の都市施設整備や防災・防犯、公害や光害対策に留意し、安全で快適な居住環境の向上、歴史的遺産や伝統的文化の継承や潤いのある田園・自然景観を生かした快適な景観の形成を行政と市民の協働により進め、安全で快適な都市環境の充実、形成を図る。

#### (4) 第二名神高速道路・国道1号等を活かした多核的な都市拠点づくり

第二名神高速道路や国道1号、307号等と主要地方道を活かし、商業・業務機能等が集積する都市拠点のほか、工業・流通業務拠点、観光・歴史交流拠点、交通拠点等の多様な都市拠点の充実、形成を図る。

#### (5) 地域交通ネットワーク等の連携による安心して快適な都市づくり

多様な都市機能が集積する多核的な都市拠点と周辺地域を公共交通ネットワーク等で連携し、都市内の人々が安心して快適に暮らせる都市づくりを図る。

## 2. 将来都市構造

次のような都市軸、都市核、都市空間に大別する。

### (1) 都市軸

#### 1) 国土連携軸

第二名神高速道路と国道1号を位置づけ、近畿圏、中京圏などの交流を促進し、産業・観光・文化等の活力ある都市づくりをめざす。

#### 2) 広域連携軸

一般国道307号、422号、477号等の主要な幹線道路を位置づけ、周辺都市との連携を強化し、広域的な交流の強化をめざす。

### (2) 都市核

#### 1) 都市拠点・副都市拠点

水口町の中心地を都市拠点、土山町・甲賀町・甲南町・信楽町の中心地を副都市拠点に位置づける。都市拠点は商業・業務等を中心とする都市機能、副都市拠点は各地域の日常生活を支える商業・業務等とともに地域個性を活かした都市機能の集積を図る。

#### 2) 工業・流通業務拠点、新産業拠点

既存工業団地とインターチェンジ周辺の新たな産業用地を位置づけ、活力に満ちた産業の創造と多様な就業の場の確保を図れるように十分に検討する。

#### 3) 観光・歴史交流拠点

信楽インターチェンジ及び紫香楽宮跡遺跡群周辺を観光・歴史交流拠点（国際陶芸産業都市特区指定）に位置づけ、地域の環境を保全しつつ歴史的遺産や信楽焼等の伝統工芸を生かした観光や交流を促進する。また、自然と共存している青土ダム・野洲川ダム周辺を活かし観光客の誘導を図り、さらに甲賀流忍者や宿場町等の観光資源を活かした町づくりも併せて促進する。

#### 4) 医療・福祉等複合機能拠点

水口町域において、医療・福祉施設の充実や生涯学習、地域産業振興、居住等の多様な都市機能の誘致を方針として、医療・福祉等複合機能拠点の形成を検討する。

#### 5) 交通拠点

JR草津線貴生川駅周辺を交通拠点に位置づけ、鉄道相互やバス交通との乗換えが円滑に行えるように交通結節機能の充実を図る。

### (3) 都市空間

#### 1) 市街地ゾーン

現行の用途地域を市街地ゾーンに位置づけ、道路、下水道等の充実を図るとともに、多様な都市機能の集積と安全で安心できる生活空間づくりを図る。

#### 2) 田園ゾーン

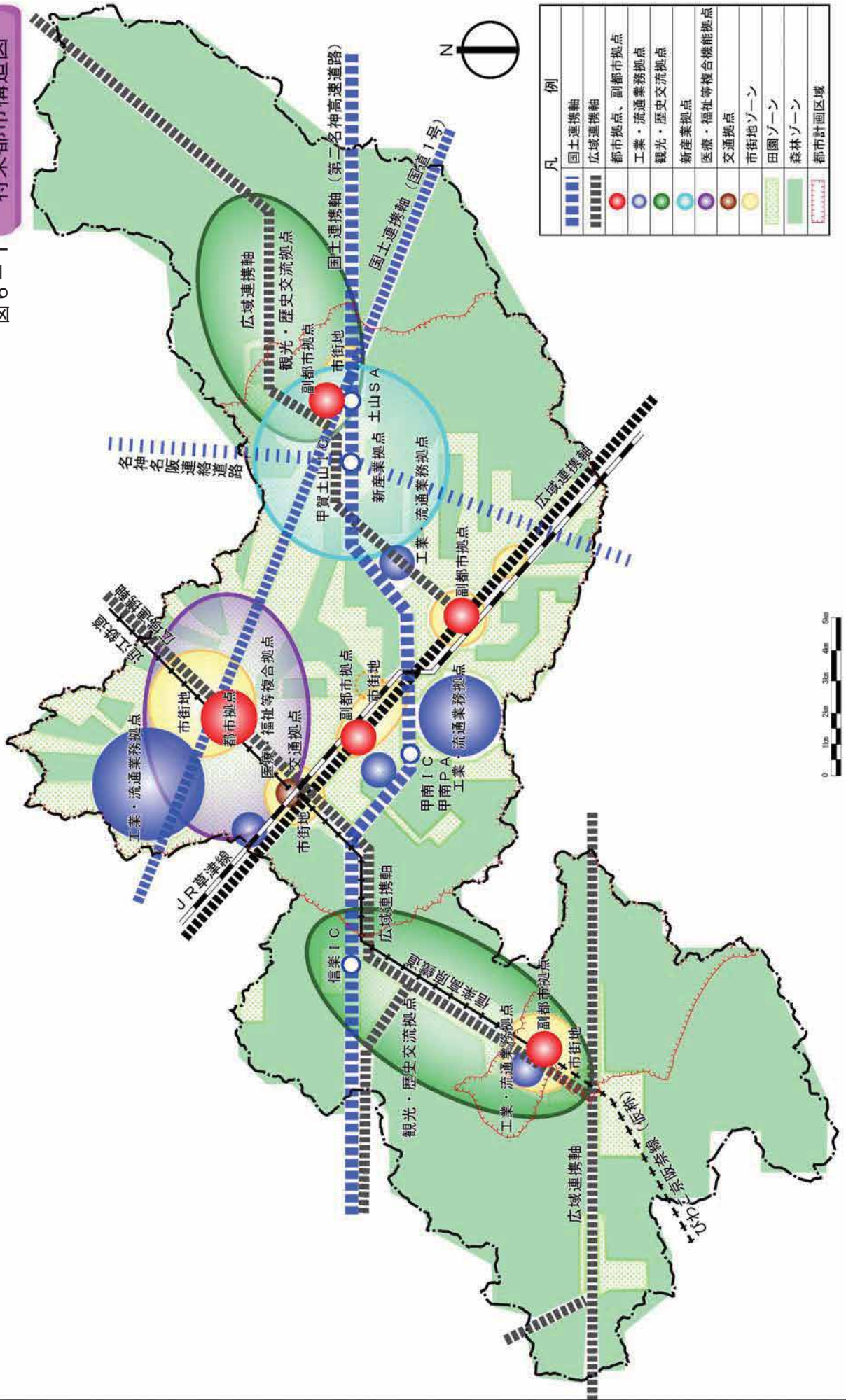
農地と集落地等が共存する地域を田園ゾーンに位置づけ、優良農地の保全を図るとともに、地域コミュニティの個性を保持し活力が発揮できる田園地域づくりを図る。

#### 3) 森林ゾーン

保安林や自然公園地域を中心とする山地を森林ゾーンに位置づけ、森林が有する水源かん養、治山治水、保健休養、自然環境のコントロール等の多面的機能が発揮し得るように保全を図る。

将来都市構造図

図6-1

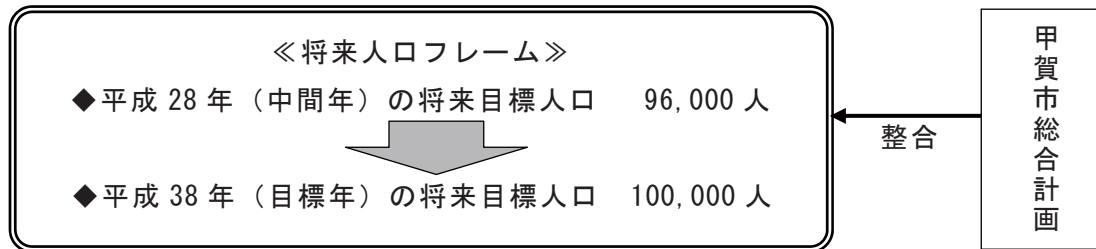


## 第7章 全体構想

### 1. 将来の都市フレーム

#### (1) 人口フレーム

平成28年における将来目標人口は、甲賀市総合計画との整合性を図るため96,000人と設定する。また、平成38年における将来目標人口は、甲賀市総合計画の考え方を踏まえて10万人と設定する。



#### (2) 土地利用フレーム

現行の市街地及び用途地域内において将来目標人口に対応する増加人口を収容することが可能であると推定できる。

### 2. 都市の整備方針

#### (1) 土地利用の方針

##### 1) 基本的な考え方

- ◆将来は統一的な都市計画区域により、総合的な土地利用規制誘導方策の導入をめざす。
- ◆市街地においては、用途地域制度を基本に適正な土地利用の規制誘導を図る。非市街地に該当する区域においては、適正な都市計画制度を適用し、自然環境の保全と農業との調和を図りつつ地域コミュニティの個性を保持しながら活力を発揮し得るよう、土地利用の規制誘導を図る。
- ◆市街化区域及び用途地域は、本市における土地利用の動向や課題に対応するため、より合理的で調和のとれたまちづくりに必要な見直しを図る。
- ◆都市拠点等の各種拠点においては、国土・広域連携軸を活かして複合的な都市機能の集積を図り、産業・交流都市としての土地利用を図る。
- ◆市街地においては、街道・歴史・伝統の文化を活かした住宅地の整備とともに空閑地等において計画的まちづくりを促進して良質な住宅地の利用を増進する。
- ◆工業系用途地域においては、既存の工業地の利用増進を図るとともに空閑地等において新規の工業地の整備を図る。
- ◆自然環境等の多面的機能を有する森林の保全を図る。
- ◆田園地域においては、優良農地を保全しつつ地域コミュニティの活力が発揮し得るよう集落環境の充実を図る。
- ◆インターチェンジ周辺等においては、自然環境・田園環境との調和を図りつつ国土連携軸等を活かして産業機能、観光・交流等の整備を計画的に図る。

## 2) ゾーン別土地利用の方針

### ①市街地部（市街化区域、用途地域）

#### i 魅力ある中心商業ゾーン（都市拠点）

水口町の市役所周辺地区は中心市街地であり、人々が楽しく回遊できる歩行者ネットワークの充実やわかり易く魅力ある街なみの形成を図る。

水口町名坂付近及び既存の商店街において、用途地域の見直し等により商業・文化交流・レジャー施設の保全を図る。

水口町のその他の国道1号沿道においては沿道型の商業・業務等の利用を適切に図る。

#### ii 個性ある商業ゾーン（副都市拠点）

土山町、甲賀町、甲南町、信楽町の中心地は、日常生活を支える都市機能の充実を図る。また、土山町中心地は街道文化を活用した観光機能、甲賀町中心地は薬業等の伝統産業機能、甲南町中心地は甲賀忍者等の歴史文化機能、信楽町中心地は信楽焼等の伝統工芸機能や観光機能の充実を図る。

#### iii 国土・地域交流軸を活かした産業ゾーン

水口町、甲南町、甲賀町等の工業・流通業務ゾーンは、第二名神高速道路、国道1号やアクセス道路の整備を促進するとともに、周辺環境に配慮した産業ゾーンとしての利用の増進を図る。

工業系空閑地を中心に良好な工業地の形成を促進する。また、甲賀土山インターチェンジ周辺において、新産業用地等の適正な土地利用を検討する。

また、既存の工業・流通業務ゾーン周辺や水口町の国道1号沿道において、周辺環境や環境の保全等に配慮して、新たな工業地の形成を促進する。

#### iv 町なかの伝統産業ゾーン

信楽町の信楽焼、甲賀町の薬業などの伝統産業が操業されている区域においては、特別用途地区等の指定により既存業種の工業や居住環境に影響が少ない工業施設の立地の誘導を図る。また、甲賀ブランドの強化や特色ある交流イベントの支援等により伝統産業の活性化を図る。

#### v 医療・福祉等複合機能ゾーン

水口町域において医療・福祉等複合機能拠点の形成を検討する。

#### vi 伝統的街なみの居住ゾーン

各町の中心地一帯や旧東海道沿道の住宅地においては、狭隘な道路や広場等の整備を推進するとともに、安全で愛着と誇りを持てる魅力ある居住地として活性化を図る。

#### vii やすらぎを感じる住宅ゾーン

用途地域内の空閑地を中心として市民と協働で計画的な市街地整備を促進し、安心でき快適な住宅地としての利用増進を促進する。

## ②非市街地部

i 地域コミュニティの活力を發揮する田園ゾーン

用途地域以外においては、生産基盤の充実を図るとともに地域住民等が共同活動による自然環境の保全や営農活動への取組の検討、農林漁業体験や自然体験などの都市と農村の交流を図り、優良農地と森林の保全を図る。集落地においては、地域コミュニティの活力が發揮し得るように、適切な土地利用の規制・誘導を検討する。

ii 良好な居住環境を保全する住宅開発地ゾーン

田園地域の住宅開発地においては、現在の良好な居住環境の保全を図る。また、良好な居住環境を保全、形成するため、必要に応じて地区計画等の指定を検討する。

iii 歴史環境と調和する観光・歴史交流・林間居住ゾーン

信楽インターチェンジ周辺や紫楽宮跡遺跡群一帯においては、歴史的遺産と自然環境の保全を基本とし、地域環境との調和を図りつつ観光・交流サービス地や良好な住宅地としての適切な土地利用の規制・誘導を図る。

iv 国道1号沿道土山ゾーン

土山町西部等の国道1号沿道においては、第二名神高速道路甲賀土山インターチェンジの供用開始に伴い立地条件が大きく変化することから、周辺の居住環境や農業環境との調和を図りつつ秩序ある沿道サービス地としての適切な土地利用の規制・誘導を検討する。

v 周辺環境と調和するレクリエーションゾーン

ゴルフ場等においては、周辺の自然環境や田園環境との調和を図りつつ、現在の環境の保全を図る。

vi 世代を超えた交流・レクリエーションの場を提供する公園ゾーン

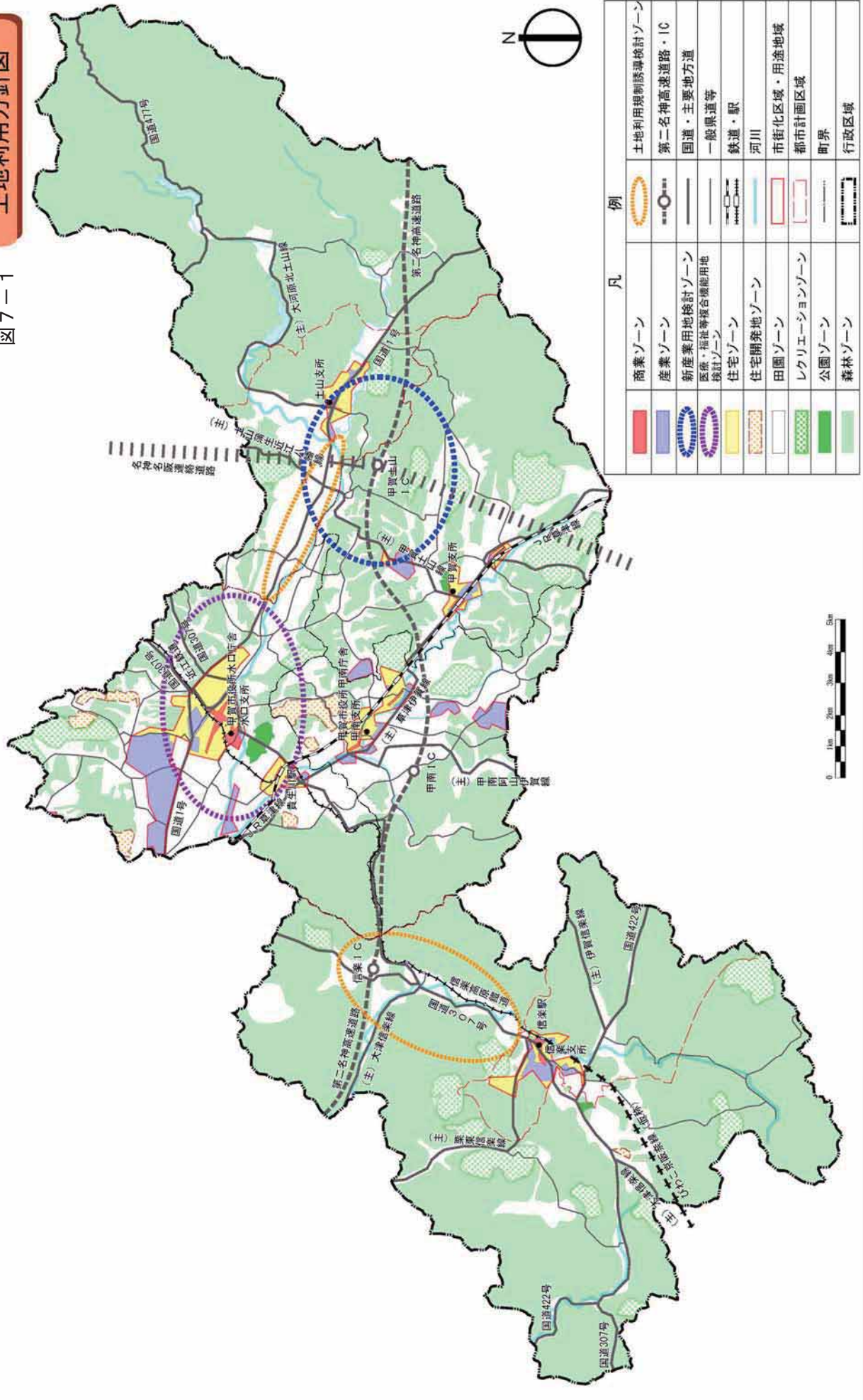
公園ゾーンにおいては、世代を超えた憩いや交流、レクリエーションの場として活用するとともに防災機能の充実を図る。

vii 豊かな自然環境を保全する森林ゾーン

自然公園地域や保安林区域を中心とする森林ゾーンにおいては、森林が有する水源かん養、治山・治水、保健休養、自然環境の保全等の多面的機能が發揮し得るように保全を図る。

# 土地利用方針図

図 7-1-1





## (2) 道路・交通体系整備の方針

### 1) 基本的な考え方

- ◆ 第二名神高速道路、国道 1 号等の国土幹線道路の整備を促進し、国土連携軸を活用した産業の誘致、観光・交流の活性化に資する。また、国土幹線道路へのアクセス道路の整備を推進する。
- ◆ 主要地方道等の主要な幹線道路の整備を促進し、地域交流の円滑化に資する。
- ◆ 都市計画道路の再編及び整備を推進し、市街地等の円滑な交通を確保する。
- ◆ 狭隘な生活道路は持続的に拡幅整備などを推進する。
- ◆ 都市拠点や鉄道駅等において安全で円滑に移動できる歩行空間の確保を図る。
- ◆ 鉄道の輸送能力の強化、運行本数の増便等による利便性の向上を促進する。
- ◆ 鉄道駅を中心とする公共交通ネットワークの強化を促進する。
- ◆ 都市拠点や鉄道駅等と、その他の地域を公共交通ネットワーク等で有機的に連絡し、安心して豊かに暮らせる都市空間の形成に資する。

### 2) 整備方針

#### ① 道路

##### i 国土幹線道路とアクセス道路の整備

第二名神高速道路の整備を促進するとともに、国道 1 号をはじめ、アクセス道路の整備を促進する。また、名神名阪連絡道路の整備計画を促進し、国土幹線道路網の充実を図る。

##### ii 地域連携を強化する主要な幹線道路の整備

市内及び隣接する地方都市と連絡する国道 307 号、主要地方道草津伊賀線、大津信楽線、甲賀土山線、県道水口甲南線等の主要な幹線道路の整備を促進し、地域連携の強化を図る。

##### iii 市街地を支える都市計画道路の再編及び整備

都市計画道路の見直し、再編を行うとともに、都市計画道路山伴中山線、笹が丘山線（山名坂線）、笹が丘伴中山線、葛木竜法師線、葛木希望ヶ丘線、甲賀駅前線等の都市計画道路の整備を図り、市街地の利便性の向上に資する。

##### iv 既成市街地等の狭隘道路の拡幅整備

狭隘な幅員の生活道路は沿道建築物の建替え等に合わせて拡幅整備を促進し、安全で快適な居住環境の充実に資する。

##### v 楽しく歩ける歩行者空間の整備

都市拠点等において楽しく歩ける歩行者空間ネットワークの形成を推進する。また、歩行者・自転車が利用しやすい安全で快適な道路ネットワークの形成に努める。

さらに、鉄道駅や都市拠点等のバリアフリー化を推進する。

#### ② 公共交通

##### i 鉄道の利便性の向上

J R 草津線は複線化の早期実現など、各鉄道の輸送力の強化、時間短縮を図るよう要請する。また、近江鉄道、信楽高原鉄道についても、沿線の市街化動向に併せて、J R と連携の強化を図り利便性の向上を促進するとともに、びわこ京阪奈線（仮称）構想を促進する。

ii 鉄道駅を中心とする公共交通等の利便性の向上

貴生川駅周辺において交通結節機能の強化を図る。また、J R 寺庄駅、J R 甲南駅において駅舎改築を図るとともに、鉄道駅を中心とする公共交通の利便性の向上を図る。

駅周辺において駐車場の整備を促進し、パークアンドライドを推進するとともに、駅周辺などに駐輪場の整備を図る。

iii 都市内をネットワークする公共交通の利便性の向上

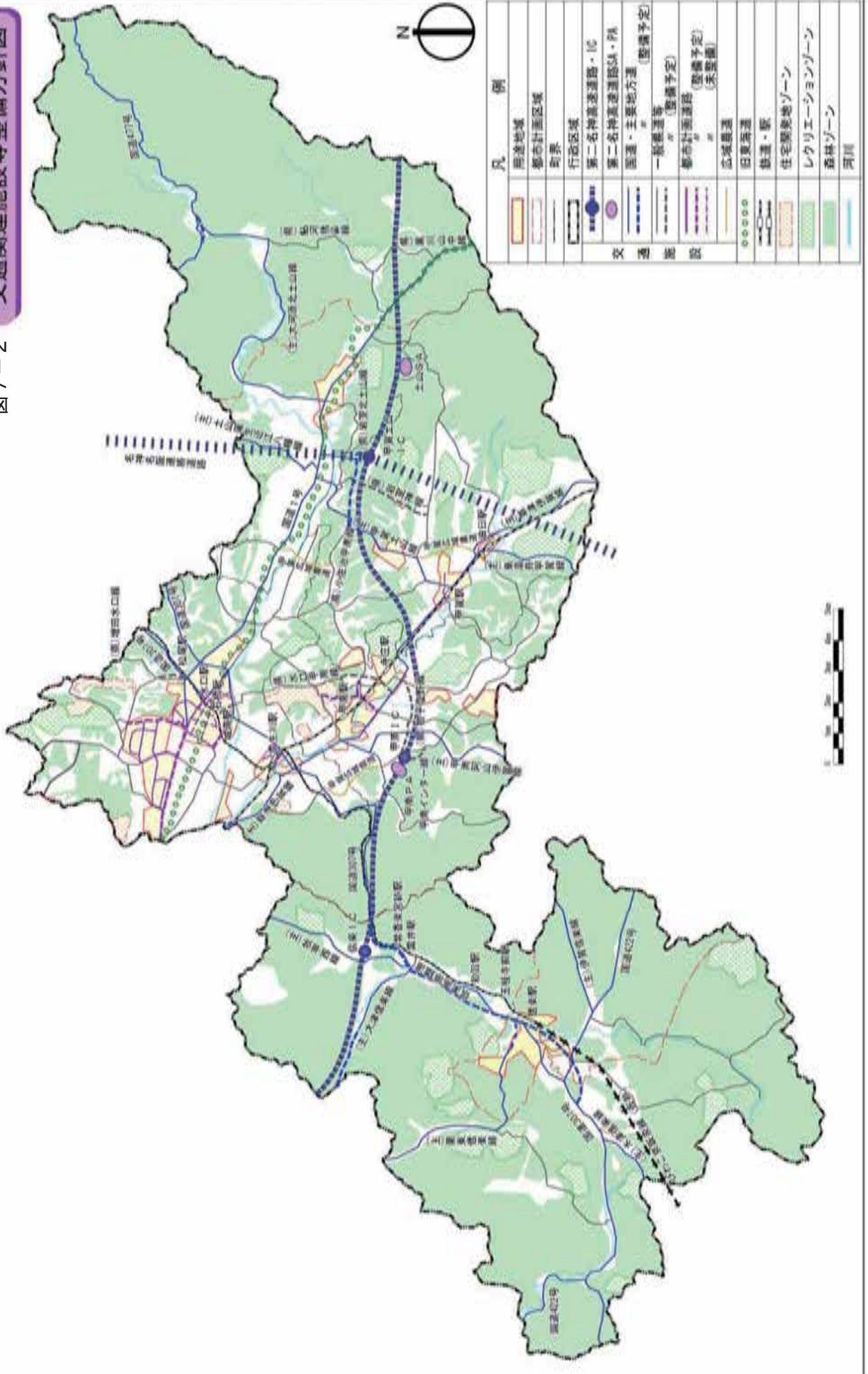
都市拠点及び副都市拠点での複合的な都市機能の集積に併せて、これらの拠点と市内各地域を連絡する公共交通の充実を検討する。また、低床バスへの切り替え等により、誰もが利用しやすい公共交通サービスの向上を図る。

iv 地域連携を図る公共交通等の利便性の向上

隣接する三重県の伊賀市と連絡する鉄道等の公共交通の強化や主要な幹線道路の整備を促進し、広域連携の充実を図る。

交通関連施設等整備方針図

図7-2



### (3) 公園・緑地整備の方針

#### 1) 基本的な考え方

- ◆市街地（用途地域）においては、既存の都市公園とともに市街地開発事業等により公園の適正な配置に努める。
- ◆市街地周辺部において、運動公園等のスポーツ施設の利用を促進する。
- ◆田園地域においては、集落地内の広場等の活用を図る。
- ◆市街地や田園地域の外周に位置する自然公園地域や森林等を本市の外輪を形成する緑地として位置づけ、保全を図る。
- ◆バリアフリー対応の公園や高齢者対応遊具の設置に努める。
- ◆三重県伊賀市との広域連携において広域防災拠点として公園整備を検討する。

#### 2) 整備方針

##### i 都市公園等の整備

みなくち総合公園（スポーツの森・こどもの森）、甲賀中央公園、甲南中央運動公園、信楽運動公園、あいの丘文化公園等の都市公園は、世代を超えた憩いや交流、レクリエーションの場としてバリアフリー化などにより充実を図る。また、みなくち総合公園を防災公園として機能の充実を図るとともに、都市公園等において災害時の避難地等として活用を図る。

また、土山運動公園等の整備を図るとともに、公園等の適正な配置を推進する。

##### ii 市街地周辺の公園・広場の保全、充実

野洲川緑地や鹿深夢の森などのスポーツ・レクリエーション施設については防災に供する広場としての充実を図るとともに、丘陵地の緑地等の保全を図り、憩いや交流、レクリエーションの場として活用を図る。

##### iii 田園地域における広場等の保全、充実

市街地以外では、集落地の広場等の保全、充実を図り、田園地域等の憩いや交流、レクリエーションの場として活用を図る。

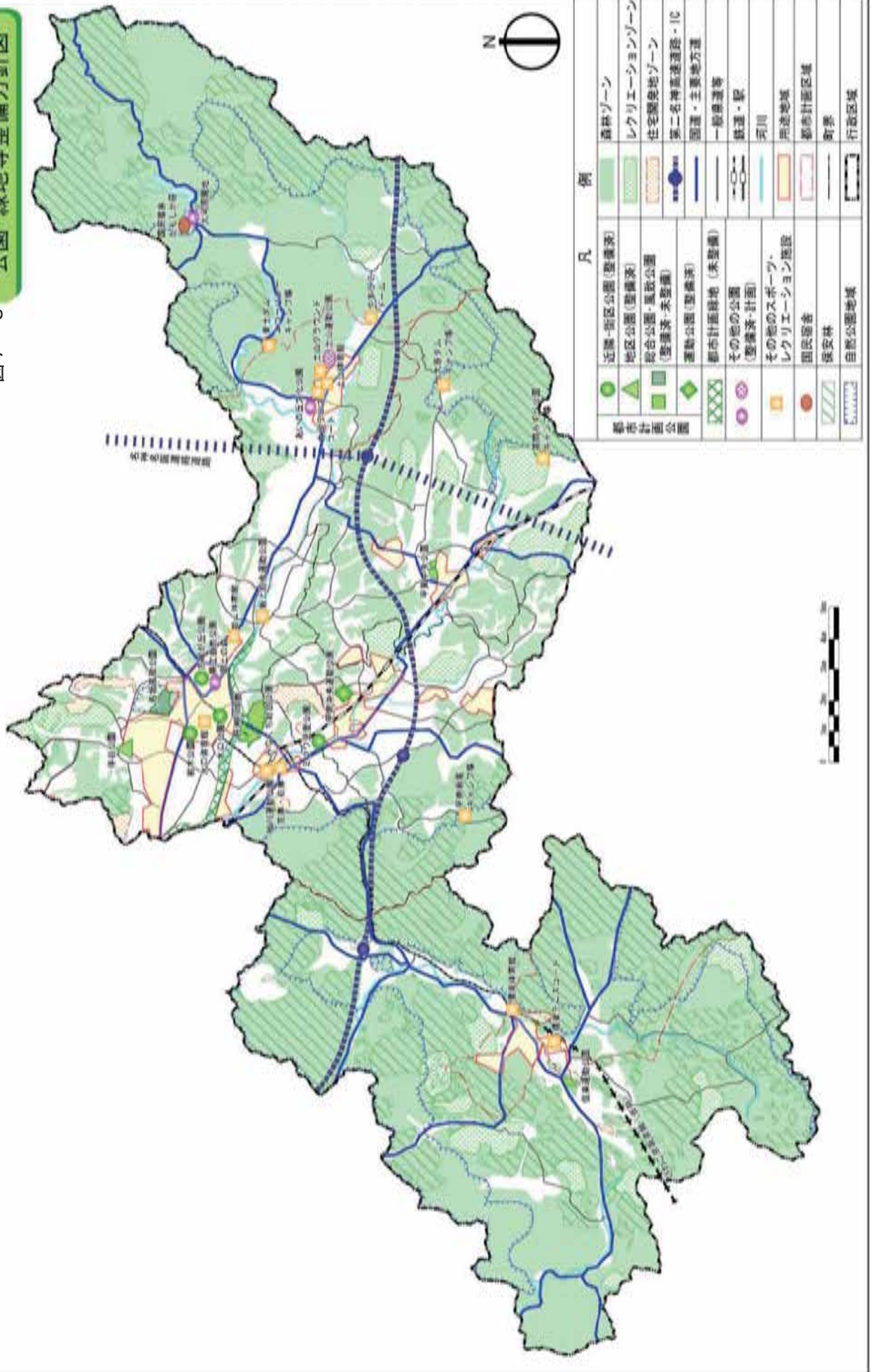
##### iv 都市内の緑化の促進

市街地や集落地等における社寺林や緑地等は、市民・企業との協働により身近な緑として保全、活用を図る。また、道路や公共施設の整備に際しては植栽に努めるとともに宅地内の緑化を推奨して、潤いとやすらぎのある都市の緑化を促進する。

##### v 森林等の緑地の保全

本市の外周部に連続する森林は、レクリエーション機能を含む多面的な機能を有することから、自然公園地域、保安林区域を中心に保全を図る。

図7-3 公園・緑地等整備方針図



## (4) 河川・供給処理施設整備の方針

### 1) 基本的な考え方

- ◆公共下水道（污水）の整備を推進するとともに、公共下水道事業認可区域以外では集落地を中心に農業集落排水事業を推進する。その他の地域においては合併処理浄化槽の設置により下水処理を促進する。
- ◆都市下水路等の整備を推進し、安全な都市環境の確保を図る。
- ◆市街地等を通る河川は治水対策を促進するとともに、都市内の潤い空間として整備を図る。

### 2) 整備方針

#### i 公共下水道等の整備推進

公共下水道については、琵琶湖流域下水道事業計画（湖南中部処理区）との整合を図りながら整備を推進する。公共下水道計画区域以外では、農業集落排水整備事業を推進するとともに、これらの地域以外では合併処理浄化槽の設置を促進する。

#### ii 都市下水路等の整備推進

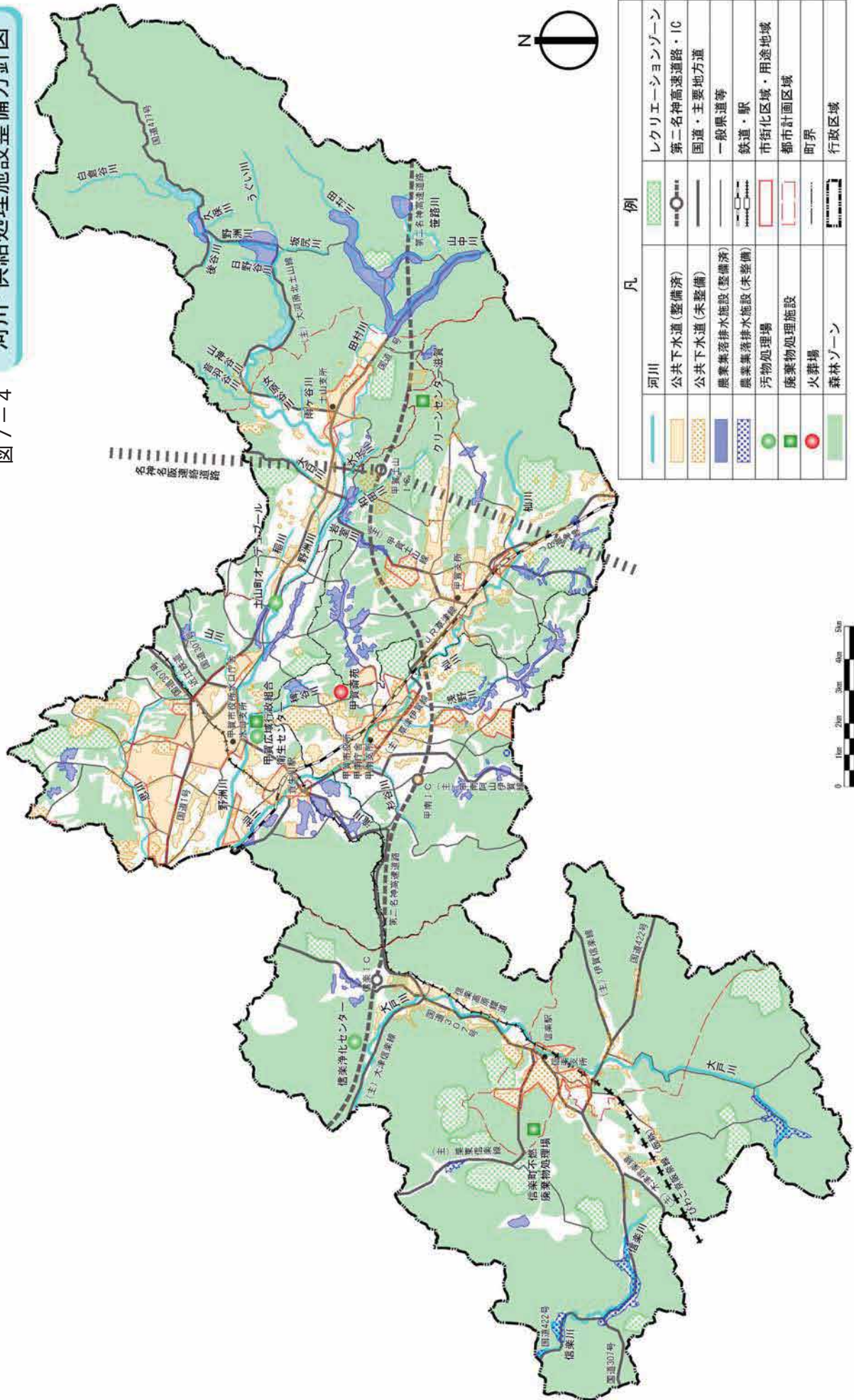
都市下水路については整備を推進し、雨水幹線の整備により浸水想定区域の解消を図る。

#### iii 河川の改修、環境の整備

河川整備計画に基づき、野洲川、思川、田村川、柚川、和田川、滝川、信楽川等の河川改修事業を促進するとともに、河川環境を保全しつつ治水上の安全性を確保する。

# 河川・供給処理施設整備方針図

図7-4



## (5) 都市環境形成、自然保全の方針

### 1) 基本的な考え方

#### ①都市環境形成

- ◆下水道整備や生活排水対策により、河川等の水質浄化を図る。
- ◆資源の再利用などにより、環境への付加の軽減に努める。

#### ②自然保全の方針

- ◆野洲川、杣川、大戸川をはじめとする水と緑の自然環境を保全する。また、市街地の外輪を形成する自然環境及び郷土景観を保全する。
- ◆用途無指定地域及び都市計画区域外においては、住宅地開発等に伴う緑地の確保や建築物の形態規制等により自然環境と調和を図るよう促進する。

### 2) 整備方針

#### ①都市環境形成

##### i 水環境の保全

下水道整備や生活排水対策により河川・水路の水質保全を図るとともに、雨水浸透施設の整備に努め、水環境の保全を図る。  
また、河川において水質の浄化等を図り、水と生物による循環システムの確立に努める。

##### ii リサイクル・再利用への取り組み

建設資材や産業廃棄物のリサイクルや再利用を促進する。  
市民意識の向上を図り再利用製品の利用等を促進する。  
また、公園などの樹木の枝や落ち葉を再利用する緑のリサイクルや、建設工事などに伴って発生する残土や残材のリサイクル等を検討する。

##### iii 環境基本計画の推進

環境保全に関する総合的・計画的な施策の体系である環境基本計画を推進する。また、太陽光発電等の自然エネルギー活用システムなどの各種事業を活用し、環境と調和した都市施設の整備を促進する。

#### ②自然保全

##### i 市街地等を取り囲む森林の保全

市街地や田園地域を取り囲む森林は、森林が有する多面的な機能が発揮できるように自然環境の保全を図る。また、野洲川、杣川、大戸川等の河川は、都市内の身近な自然環境を有する空間として保全を図る。

##### ii 市街地周辺の丘陵地の森林保全

市街地に隣接する野洲川緑地や丘陵地の森林について、都市内の身近な自然環境を有する空間として保全を図る。

##### iii 用途無指定地域等における適切な土地利用規制誘導による緑地の保全

土山都市計画区域、信楽高原都市計画区域の用途無指定地域や都市計画区域外においては、甲賀市開発事業等指導要綱などに基づいて適切な土地利用の規制誘導を行い、緑地の保全等を図る。



## (6) 市街地整備の方針

### 1) 基本的な考え方

#### ①市街地整備

- ◆中心地の各都市拠点においては、中心市街地の活性化に関する計画等を策定し、市街地の整備と商業の活性化を一体的に推進する。
- ◆鉄道駅周辺において、交通結節機能を充実するとともに日常生活圏の中心地として多様な機能が集積するまちづくりを促進する。
- ◆旧東海道を中心とする既成市街地において、災害に脆弱な老朽木造住宅の建て替え等を誘導し、伝統的な街なみ景観を再生した住宅地の再整備を促進する。
- ◆用途地域内の農地や低利用地・未利用地においては、市街地整備を促進する。
- ◆工業系用途地域周辺やインターチェンジ周辺の適地において、周辺環境との調和を図りつつ産業用地の整備を促進する。
- ◆水口町域において医療・福祉等複合機能用地を検討する。

#### ②住宅地整備

- ◆土地区画整理事業の実施済の区域においては、住宅建設等の促進を図る。
- ◆田園地域において、地域コミュニティの活力が発揮し得るよう、生活環境の維持・改善の観点から合理的かつ秩序ある土地利用を図るため、適切な土地利用の規制・誘導を検討する。
- ◆土山都市計画区域、信楽高原都市計画区域の用途無指定地域等においては、自然環境等と調和する適正な住宅地整備の規制誘導を図る。

### 2) 整備方針

#### ①市街地整備

##### i 中心地等の活性化

水口町の中心地においては、楽しく歩ける歩行空間を形成するため、歩道、案内情報板等の整備を図り、活性化を図る。また、国道1号沿道の商業地においては、用途地域の見直し等により保全を図る。土山町、甲賀町、甲南町、信楽町の中心地においても、賑わいのある商業・業務地の活性化を図る。

##### ii 鉄道駅周辺のまちづくり

J R 貴生川駅・甲賀駅周辺においては道路等の整備を図り交通結節機能の強化を図る。また、J R 寺庄駅、甲南駅周辺においては地域の交通拠点としてのまちづくりを図る。

##### iii 伝統的な居住地の再整備

旧東海道の沿道や各町中心地等の市街地においては、安全で利便性の高い居住地として再整備を促進する。

このため、狭隘道路の拡幅整備を細街路整備の計画や支援制度等、また、建築基準法等に基づく容積率・建ぺい率の緩和制度の活用を検討し、老朽木造住宅等の建替えを誘導し、居住環境の向上を促進する。

##### iv 密集市街地等の点検と改善

市街地等の調査等を実施し、客観的評価に基づく耐震耐火性の把握に努める。この結果に基づき、防災上危険な密集市街地等の耐震性・耐火性の向上に努める。また、甲賀市建築物耐震化促進計画に基づき住宅・建築物の耐震化を図る。

v 用途地域内の集团的農地や低・未利用地の整備

住居系用途地域内の農地や低・未利用地が多く残る地区において、良好な住宅地の整備を計画的に促進する。

また、工業系用途地域において、工業地の整備を計画的に促進する。さらに、工場適地に指定されている地域については十分な誘導方法等を検討する。

vi 甲賀土山インターチェンジ周辺の適地での新産業拠点の整備検討

第二名神高速道路甲賀土山インターチェンジ周辺において、新たな産業用地としての開発可能性について調査・検討を進める。

vii 医療・福祉等複合機能用地の整備検討

水口町域において、医療・福祉等複合機能用地としての開発可能性について調査・検討を進める。

viii インターチェンジ周辺における秩序ある市街地形成の規制・誘導の検討

甲賀土山インターチェンジ周辺の国道1号沿道において、適正な土地利用の規制・誘導方策を検討し、秩序ある市街地形成の規制・誘導を図る。

また、信楽インターチェンジ周辺の紫香楽宮跡遺跡群一帯において、環境保全を目標として適正な土地利用の規制・誘導方策を検討し、秩序ある市街地形成の規制・誘導を図る。

## ②住宅地整備

i 土地区画整理事業地区の住宅建設の促進

土地区画整理事業を実施した地区においては、公共下水道の整備促進等により、未利用地での住宅建設等を促進する。

ii 田園地域の持続的発展を支援する秩序ある住宅等の整備誘導の検討

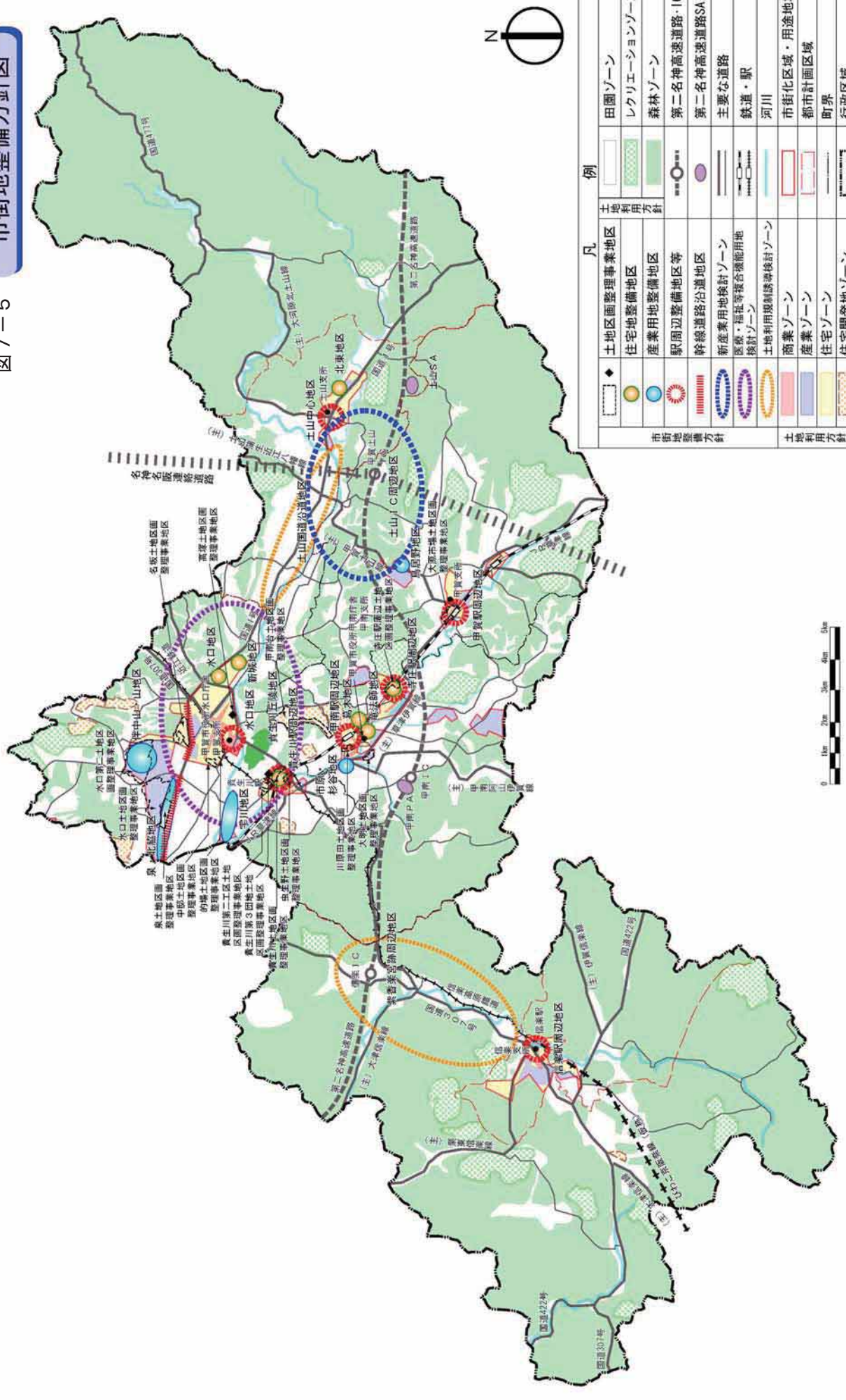
甲賀広域都市計画区域の市街化調整区域、土山都市計画区域及び信楽高原都市計画区域の用途無指定地域においては、集落地等を中心とする地域コミュニティが秩序ある住宅等の建設によって、持続的に発展できるとともに秩序ある居住環境が保全できるように、適正な土地利用の規制・誘導方策を検討する。

iii 用途無指定地域等における住宅地開発事業の適正な規制誘導

土山都市計画区域、信楽高原都市計画区域の用途無指定地域においては、甲賀市開発事業等指導要綱に基づき自然環境等と調和する適正な住宅地整備の規制誘導を図る。

# 市街地整備方針図

図7-5



## (7) 都市景観形成の方針

### 1) 基本的な考え方

- ◆中心地等においては、重点的に都市景観の形成を図る対象区域として“賑わいを感じる都市景観”の形成を図る。
- ◆旧東海道沿道等においては歴史文化を修復した、“潤いを感じる伝統的街なみ景観”の形成を図る。
- ◆住宅地を中心に、防犯等を考慮して“安心とやすらぎを感じる街なみ景観”の形成を図る。
- ◆第二名神高速道路のインターチェンジ付近や田園ゾーンにおいて、“心地よい郷土景観”の形成を図る。

### 2) 整備方針

#### i 都市拠点等における賑わいを感じる都市空間の形成

水口町の都市拠点や土山町、甲賀町、甲南町及び信楽町の副都市拠点において、歩行者空間や案内情報版等を整備するとともに沿道建築物のデザイン等を誘導して、賑わいを感じる都市空間として景観の形成を促進する。

#### ii 幹線道路沿道の秩序ある景観形成

水口町、土山町の国道1号沿道において、広告物の規制誘導方策等の導入を検討し、郷土の田園景観等に調和し、秩序ある街なみ景観の形成を促進する。

#### iii 旧街道沿いや文化財周辺の歴史的景観の保全、再生

旧東海道沿道において歴史的建造物の保全を図るとともに、歴史的景観の保全を図る。また、文化財の保存や周辺において景観の保全に努める。

#### iv 郷土の心地よい田園景観の保全

集落地と集团的農地が一体となっている田園地域において、幹線道路沿線の田園景観の保全を図る。

#### v 安心とやすらぎを感じる住宅地景観の形成

市街地等の住宅地において、防犯等の安全性に配慮し、安心して行き交い、暮らせる街なみ景観の形成を促進する。このため、市民と協働して防犯灯、街路灯の設置や町内パトロール等の実施を検討する。

#### vi インターチェンジ周辺における心地よい郷土景観の保全

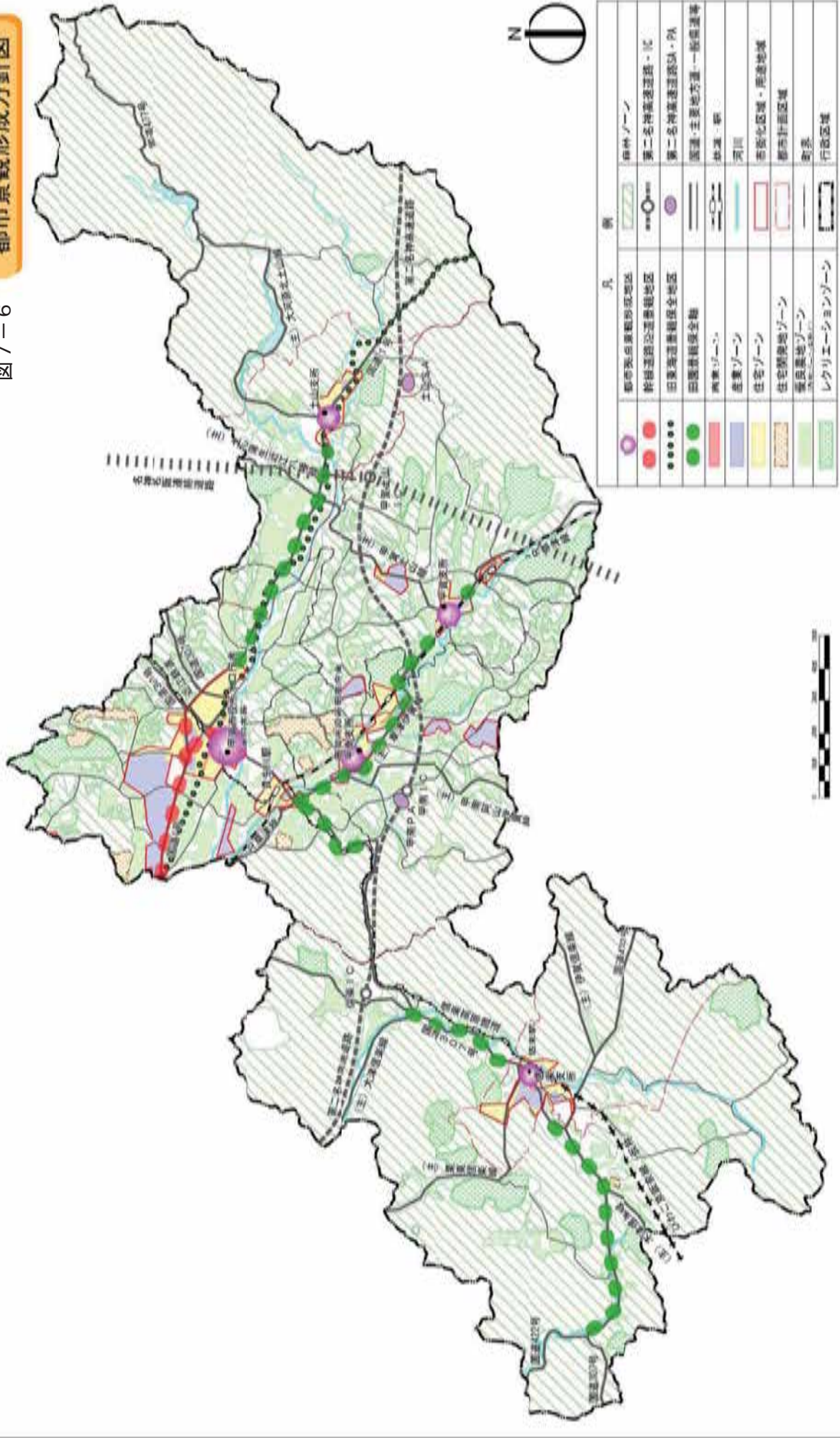
第二名神高速道路のインターチェンジ周辺において、本市の美しい自然景観や田園景観と調和する建築物や広告物の形態やデザイン等の誘導を図り、心地よい郷土景観の保全と形成を促進する。また、観光案内所やわかりやすい交通案内版の設置に努め、観光・交流の拡大をめざす。

#### vii 景観計画策定の検討

平成16年6月に景観法が制定された。本市においても都市景観に関しては、市街地や田園地域においてモデルタイプを設定して、都市景観の形成方針について記載するなど、景観計画の策定を検討する。

都市景観形成方針図

図7-6



## (8) 都市防災の方針

### 1) 基本的な考え方

- ◆土砂災害や地震等の自然災害への対策を図る。
- ◆都市型浸水に対する雨水排水や貯留・浸透等の流出抑制方策を促進する。
- ◆広域防災拠点の充実とともに、災害時の身近な避難場所の確保と避難施設の耐震・不燃化の向上を図る。
- ◆防災道路や幹線的な避難・支援路を確保するとともに、身近な避難路や消防活動の支援路となる区画道路の確保を推進する。
- ◆住宅・建築物の耐震化を図るとともに、重点的な地区での面的な整備と市民の活力を活かした建替えの促進等により防災性の向上を図る。

### 2) 整備方針

#### i 自然災害の防止

浸水が発生する可能性がある区域において、雨水排水や貯留システムを検討し、雨水流出の抑制を図る。

急傾斜地崩壊危険区域や土石流危険渓流区域等については防災施設の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の危険の周知、警戒・避難体制の整備を図る。また、治山・治水などの災害対策を推進する。

#### ii 防災ネットワークの形成

「みなくち総合公園」を防災公園として整備を図るとともに、各地域の地域防災拠点として「あいの丘文化公園」「甲賀中央公園」「甲南中央運動公園」「信楽運動公園」を位置づけ、防災機能の体系的な整備を図る。また、緊急輸送路網の構築を図るとともに、緊急輸送路の沿道には耐震・耐火建築物等の配置を促進する。

さらに、避難所となる建築物の耐震性の強化や防災設備の充実を推進するとともに、防災基盤となる道路、公園、緑地等について延焼遮断帯、避難路、避難所としての防災機能の整備に努める。

#### iii ライフライン施設の耐震化の促進

上・下水道施設の耐震化を推進するとともに、電気・ガス施設や電気通信施設の耐震化を要請し、災害時におけるライフライン関係施設の確保を図る。

#### iv 主要建築物等の耐震化・不燃化

市役所・支所、消防施設等の災害時の拠点となる施設や人々が多く集まる公共建築物等の耐震化・不燃化を推進する。

また、甲賀市建築物耐震化促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を図る。

#### v 市街地での耐震生や耐火性の調査と防災性の向上

市街地等の耐震性、耐火性や避難・消防活動のしやすさなどの把握に努め、この結果に基づき、都市計画制度を活用し、防災上危険な密集住宅市街地等の耐震性・耐火性の向上に努める。

## (9) その他共通する整備方針

### 1) 基本的な考え方

- ◆高齢化の進展に配慮したまちづくりを図る。
- ◆市民と行政の協働によるまちづくりの推進を図る。

### 2) その他の都市整備方針

#### i 人に優しいユニバーサルデザインの推進

高齢者の増加等に対応した人に優しい都市空間づくりをめざし、市役所等の公共施設、医療・福祉施設や主要道路等において、ユニバーサルデザインの導入を図るとともに、既存施設のバリアフリー化を図る。

また、観光施設や交流施設においてもユニバーサルデザインによる施設整備を促進する。

#### ii 交通弱者などに優しい移動手段の確保の方策の検討

高齢者等の交通弱者が鉄道駅を中心に公共施設、福祉施設、医療施設等の日常生活に関連が深い施設との間を円滑に移動できる歩行空間を確保するための整備を検討する。

これらの主要施設、鉄道駅、主要道路等のバリアフリー化を総合的に展開するため、「新交通バリアフリー法」に基づいた一体的な施設整備の方策を検討する。

#### iii 市民との協働によるまちづくりの啓発・支援

都市づくり・まちづくりは公共団体が主導するハードなものづくりから、市民参加によるソフトな人・組織づくりを中心に実現を図ることが重点となり、まちづくりは市民と公共団体等の協働で進めることが重要になってきている。

このため、まちづくりに対する市民意識の向上をめざして、まちづくり活動や制度等に関するパンフレットを作成し、市民への啓発に努める。

また、まちづくり活動の組織認定や計画策定の支援策、計画実現のための計画決定等に関するまちづくり条例や助成制度等の創設について検討する。

## 第 8 章 地域別構想

### 1. 地域区分の設定

#### (1) 地域区分の区分要素

地域別構想では、地域の特性に応じたまちづくり方針を策定する。  
 地域区分に際しては、1地域の規模が1～3校の中学校区のまとまりからなる旧町単位の5つの地域に区分する。

#### (2) 地域区分の考え方：5つの地域に区分

地域名	地域区分要因	地域コミュニティ等 (中学校区)
水口地域	旧水口町の地域である。野洲川、柚川が東から西へ流れ、低地部が開けている。国道1号、307号、主要地方道草津伊賀線等の主要な幹線道路が交差し、本市の中央で湖南地域等の玄関口に位置する。また、JR草津線、近江鉄道、信楽高原鐵道が結節する交通要衝である	○水口中学校・城山中学校・水口東中学校
土山地域	旧土山町の地域である。野洲川の上流部に位置し、国道1号が通っている。沿道に市街地や農地が立地し、3方を山地に囲まれている。	○土山中学校
甲賀地域	旧甲賀町の地域である。柚川の上流部に位置し、主要地方道草津伊賀線、JR草津線が通っている。柚川沿いの低地部に市街地や農地が連なり、概ね東西の2方向を山地に挟まれている。	○甲賀中学校
甲南地域	旧甲南町の地域である。柚川の下流部に位置し、主要地方道草津伊賀線、JR草津線が通っている。柚川沿いの低地部に市街地や農地が連なり、概ね東西の2方向を丘陵地や山林に挟まれている。また、南北の丘陵地には住宅地や工業団地の開発が行われている。	○甲南中学校
信楽地域	旧信楽町の地域である。国道307号、422号や信楽高原鐵道が通っている。大戸川、信楽川の流域で、河川沿いの谷部に集落地や農地が連なり、大戸川の上流部に市街地が形成されている。	○信楽中学校

図 8 - 1  
地 域 区 分 図





## 2. 地域別まちづくり方針

### (1) 水口地域

#### 1) 地域の現況

人口は約4万人で市全体の約42%を占め、人口の推移は市全体を上回る人口増加率が続いている。

市街地は旧東海道を中心に形成され、国道1号と国道307号の沿道に商業・業務地が立地し、周辺部に住宅地が広がっている。また、工業団地が丘陵地等において造成されているほか、貴生川駅周辺も住宅を中心とする市街地が形成されている。

#### 2) まちづくりの目標

《将来像》 多様な人・情報・文化が輝き、安心と活力に満ちるまち・水口

##### 《まちづくりの基本方針》

- i 豊かな自然環境と共生するまちづくり
- ii 甲賀市の文化・交流拠点と水口地域の集約型生活圏づくり
- iii 安全でやすらぎに満ちた居住環境づくり
- iv 多様な地域産業の活性化に資する産業基盤づくり
- v 活発な地域交流を支える交通基盤づくり

#### 3) まちづくり方針

##### 《土地利用方針》

i 魅力ある交流ゾーン<都市拠点：商業ゾーン>

水口町の市役所周辺地区は本市の複合的都市機能が集積する都市拠点として、魅力ある街なみの形成を図る。

水口町名坂、泉付近の国道1号沿道は、商業・文化交流・レジャー施設の保全を図る。その他の国道1号沿道においては沿道型の商業・業務等の利用を推進する。

ii 国道1号等を活かした産業ゾーン<産業ゾーン>

国道1号北部等の工業・流通業務ゾーンは産業ゾーンとしての利用の増進を図る。また、宇川地先の工業系空閑地を中心に良好な工業地の形成を促進する。

iii 伝統的街なみの居住地<住宅ゾーン>

水口町本町周辺は、安全で愛着を持てる居住地として活性化を図る。また、シンボルとなる複合交流施設の活用を図るとともに、道標や案内板、遊歩道、曳山展示・交流拠点等の整備や景観形成を促進する。

iv やすらぎを感じる住宅ゾーン

市街化区域内の住宅地においては、快適な住宅地としての利用増進を促進する。

v 地域コミュニティの活力を発揮する田園ゾーン

市街化調整区域においては、優良農地と森林の保全を図る。また、集落地においては、適切な土地利用の規制・誘導を検討する。

vi 住宅開発地ゾーン

市街化調整区域の住宅開発地においては、居住環境の保全を図る。

vii レクリエーションゾーン

ゴルフ場等においては、周辺の自然環境や田園環境との調和を図りつつ、現在の環境の保全を図る。

viii 森林ゾーン

丘陵地等の森林ゾーンは、多面的機能が発揮し得るように保全を図る。

ix 多様な都市機能の誘致等を図る医療・福祉等複合機能用地検討ゾーン

本地域において医療・福祉施設の充実や生涯学習、地域産業振興、居住等の多様な都市機能の誘致に向けて、医療・福祉等複合機能用地の形成を検討する。



## (2) 土山地域

### 1) 地域の現況

本地域の人口は平成17年で約9千人となり市全体の約10%を占め、人口推移は減少傾向になっている。また、高齢者比率は24.2%になっている。

市街地は国道1号沿いと並走する旧東海道沿いに連なっている。この周囲は水田や茶畑等の農地が広がり、その後背地や東部は森林となっている。

### 2) まちづくりの目標

《将来像》 多様な歴史文化が輝き、安心とやすらぎに満ちるまち・土山

#### 《まちづくりの基本方針》

- i 豊かな自然環境と共生するまちづくり
- ii 地域連携が確保された土山地域の生活拠点と集約型生活圈づくり
- iii 安心とやすらぎに満ちた生活環境づくり
- iv 地場産業の活性化に資する産業基盤づくり
- v 活発な地域交流を支える交通基盤づくり

### 3) まちづくり方針

#### 《土地利用方針》

i 個性ある商業ゾーン<副都市拠点：商業ゾーン>

土山町の中心地は、地域の商業・業務等の都市機能が集積する副都市拠点として、日常生活を支える都市機能の充実を図る。また、街道文化を活用した観光機能の充実を図る。

ii 沿道の地場産業ゾーン<産業ゾーン>

国道1号や大河原北土山線沿道は第二名神高速道路土山サービスエリアを核とし、生産環境の保全とともに甲賀ブランドの強化や特色ある交流イベントを支援して活性化を促進し、工場適地をはじめとする多様な地場産業ゾーンとして利用を図る。

iii 伝統的街なみの居住ゾーン<住宅ゾーン>

旧東海道沿道の伝統的街なみの市街地を中心として、歴史・文化資源を活用して街なみ景観の保全や再生を促進するとともに、安全で愛着と誇りを持てる居住地として活性化を図る。

iv 安全で快適を感じる住宅ゾーン

用途地域内の空閑地を中心として市民と協働で計画的な市街地整備を促進し、安全・快適でやすらぎを感じる住宅地としての利用増進を図る。

v 地域コミュニティの活力を発揮する田園ゾーン

用途地域以外の田園地域においては、生産基盤の整備を進めるとともに都市と農村の交流を図り、優良農地と森林の保全を図る。また、集落地においては、地域コミュニティの活力が発揮し得るように、適切な土地利用の規制・誘導を検討する。

vi 国道1号沿道ゾーン

土山町西部等の国道1号沿道は、第二名神高速道路甲賀土山インターチェンジの供用開始に伴い土地利用上の立地条件が大きく変化することから、秩序ある環境を形成する沿道サービス地としての規制・誘導を検討する。

vii レクリエーションゾーン

ゴルフ場等においては、周辺の自然環境や田園環境との調和を図りつつ、現在の環境の保全を図る。

viii 森林ゾーン

森林ゾーンは、多面的機能が発揮し得るように保全を図る。



### (3) 甲賀地域

#### 1) 地域の現況

本地域の人口は平成17年で約1万1千人となり、市全体の約12%を占め、減少傾向にある。また、高齢者比率は25.6%で市全体を上回っている。

市街地は杣川と並走する主要地方道草津伊賀線沿いに形成されているほか、杣川支流沿いの平地に集落地が点在している。

#### 2) まちづくりの目標

《将来像》 多様な歴史・文化が輝き、魅力とやすらぎに満ちるまち・甲賀

##### 《まちづくりの基本方針》

- i 豊かな自然環境と共生するまちづくり
- ii 地域連携が確保された甲賀地域の生活拠点と集約型生活圏づくり
- iii 安心とやすらぎに満ちた生活環境づくり
- iv 地場産業の活性化に資する産業基盤づくり
- v 活発な地域交流を支える交通基盤づくり

#### 3) まちづくり方針

##### 《土地利用方針》

##### i 個性ある商業ゾーン(副都市拠点)

J R 甲賀駅周辺の中心地は、地域の商業・業務等の都市機能が集積する副都市拠点として、日常生活を支える都市機能の充実を図る。また、菓業等の地場産業機能の充実を図る。

##### ii 第二名神高速道路や主要な幹線道路網を活かした多様な産業ゾーン

工業・流通業務ゾーンは、菓業などの地場産業の操業環境の確保を図るとともに、甲賀ブランドの強化や特色ある交流イベントを支援して活性化を図る。また、第二名神高速道路甲賀土山インターチェンジ周辺において新たな産業ゾーンとしての利用を検討し、多様な産業の振興を図る。

##### iii 伝統的な居住地<住宅ゾーン>

J R 甲賀駅や J R 油日駅周辺の伝統的な住宅地においては、狭隘な道路の拡幅や広場等の整備を推進するとともに、街なみ景観の保全や再生を促進し、安全で愛着と誇りを持てる魅力ある居住地として活性化を図る。

##### iv 地域コミュニティの活力を発揮する田園ゾーン

市街化調整区域においては、農道・農業用排水施設等の適正な維持管理に努め、都市と農村の交流を図り、優良農地と森林の保全を図る。また、集落地においては、地域コミュニティの活力が発揮し得るように、都市計画制度等により適切な土地利用の規制・誘導を検討する。

##### v レクリエーションゾーン

ゴルフ場等においては、周辺の自然環境や田園環境との調和を図りつつ、現在の環境の保全を図る。

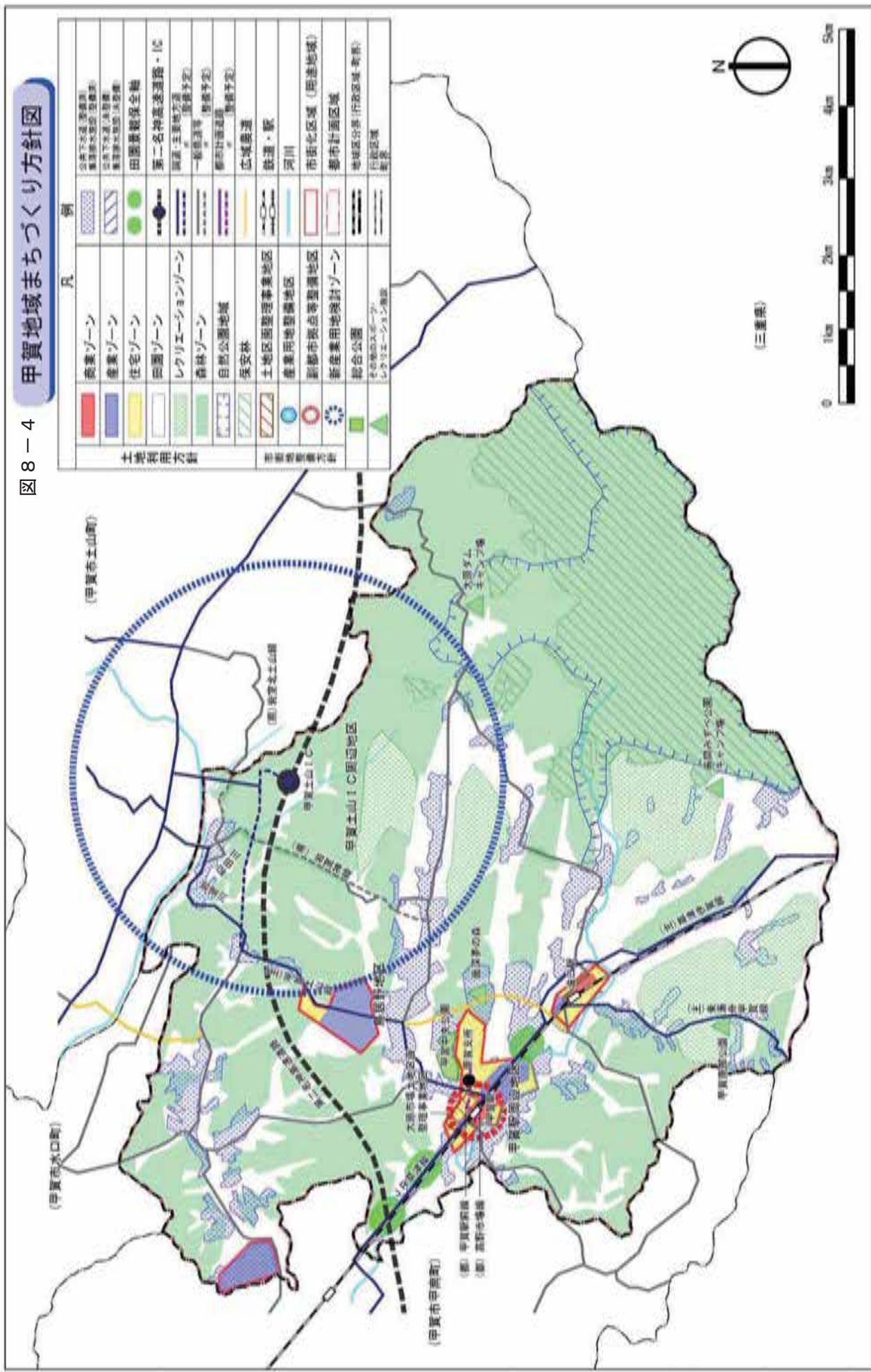
##### vi 森林ゾーン

森林ゾーンは、多面的機能が発揮し得るように保全を図る。

図 8-4

甲賀地域まちづくり方針図

凡 例	
商業ゾーン	分譲型大規模商業施設、複合型大規模商業施設
産業ゾーン	工場型大規模商業施設、複合型大規模商業施設
住宅ゾーン	田園景観保全軸
公園ゾーン	第二名城高速道路・IC
レクリエーションゾーン	国道・主要地方道（道幅予定）
森林ゾーン	一般道等（道幅予定）
自然公園地域	都市計画道路（道幅予定）
保安林	広域農道
土地活用整理事業地区	鉄道・駅
産業用地整備地区	河川
副都心拠点等整備地区	市街化区域（旧地域域）
新産業用地誘致ゾーン	都市計画区域
総合公園	地域区分界（行政区域境界）
多目的交流ゾーン	行政区域
レクリエーションゾーン	新設



(三重県)

## (4) 甲南地域

### 1) 地域の現況

本地域の人口は平成 17 年で約 2 万人となり市全体の約 22%を占め、人口推移は増加傾向率が続いている。高齢者比率は 18.6%である。

市街地は主要地方道草津伊賀線沿いに形成され、その周辺部に農地が広がっている。また、工業団地が中心部より東南の工場用地と杣川沿いの東西にあるほか、丘陵地に建設されている。

### 2) まちづくりの目標

《将来像》 多様な産業文化が輝き、快適でやすらぎに満ちるまち・甲南

#### 《まちづくりの基本方針》

- i 豊かな自然環境と共生するまちづくり
- ii 地域連携が確保された甲南地域の生活拠点と集約型生活圈づくり
- iii 快適でやすらぎに満ちた居住環境づくり
- iv 地場産業の活性化に資する産業基盤づくり
- v 活発な地域交流を支える交通基盤づくり

### 3) まちづくり方針

#### 《土地利用方針》

i 個性ある商業ゾーン<副都市拠点:商業ゾーン>

J R 甲南駅付近の中心地は、地域の商業・業務等の都市機能が集積する副都市拠点として、日常生活を支える都市機能のさらなる充実を図る。また、J R 寺庄駅付近は交通アクセスの利便性を活かした商・住のバランスのとれた発展を図る。

ii 第二名神高速道路等を活かした多様な産業ゾーン

甲南町の工業・流通業務ゾーンは、周辺環境に配慮した産業ゾーンとしての利用の増進を図る。また、市原・杉谷地区などにおいて、工業系空閑地を中心に良好な工業地の形成を促進する。さらに、広域的な優れた交通条件を活かして多様な産業ゾーンの利用を促進する。

iii 快適でやすらぎを感じる住宅ゾーン

J R 甲南駅、寺庄駅周辺の住宅地においては、安全で快適な居住地として活性化を図る。また、市街化区域内の住居系用途地域の空閑地を中心として市民と協働で計画的な市街地整備を促進し、安全で快適な住宅地としての利用増進を促進する。

iv 地域コミュニティの活力を発揮する田園ゾーン

市街化調整区域においては、農道・農業用排水施設等の生産基盤の整備を進めるとともに都市と農村の交流を図り、優良農地と森林の保全を図る。また、集落地においては、地域コミュニティの活力が発揮し得るように、適切な土地利用の規制・誘導を検討する。

v 住宅開発地ゾーン

市街化調整区域の住宅開発地においては、居住環境の保全を図る。

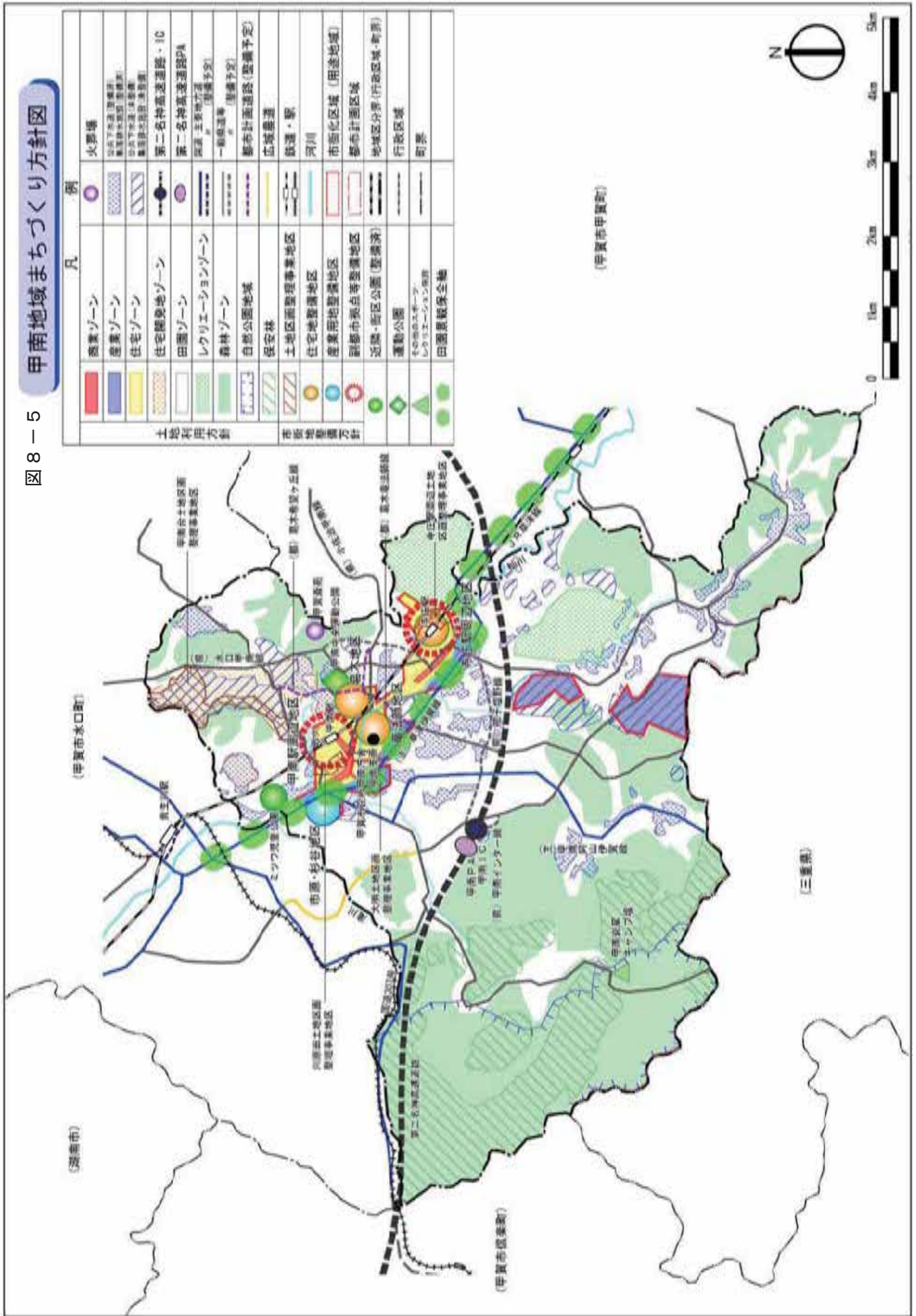
vi レクリエーションゾーン

ゴルフ場等においては、周辺の自然環境や田園環境との調和を図りつつ、環境の保全を図る。

vii 森林ゾーン

森林ゾーンは、多面的機能が発揮し得るように保全を図る。

図 8-5 甲南地域まちづくり方針図





## (5) 信楽地域

### 1) 地域の現況

本地域の人口は平成17年で約1万4千人となり市全体の約15%を占め、人口推移は減少傾向になっている。また、高齢者比率は23.9%になっている。

市街地は信楽駅を中心に形成されているほか、大戸川、信楽川沿いの谷部に集落地が点在している。谷部には水田や茶畑等の農地が連なり、周囲は森林となっている。

### 2) まちづくりの目標

《将来像》 固有の伝統文化が輝き、憩いと魅力に満ちるまち・信楽

#### 《まちづくりの基本方針》

- i 地域資源を活用した観光・交流の基盤づくり
- ii 地域連携が確保された信楽地域の生活拠点と集約型生活圏づくり
- iii 安心とやすらぎに満ちた生活環境づくり
- iv 活発な地域交流を支える交通基盤づくり
- v 豊かな自然環境と共生するまちづくり

### 3) まちづくり方針

#### 《土地利用方針》

#### i 個性ある商業ゾーン(副都市拠点)

信楽高原鉄道信楽駅の周辺は、地域の商業・業務等の都市機能が集積する副都市拠点として、日常生活を支える都市機能の充実を図る。また、信楽焼等を活かした観光機能の充実を図る。

#### ii 町なかの伝統産業ゾーン

信楽焼等の伝統産業が操業されている区域においては、生産環境の保全を図るとともに既存業種の工業や居住環境に影響が少ない工業施設の立地の誘導を図る。また、日本を代表する陶器産地として魅力を高め、観光の振興と甲賀ブランドとして伝統産業の活性化を図る。

#### iii 伝統的街なみの居住ゾーン<住宅ゾーン>

信楽駅を中心とする伝統的な地場産業用地や住宅地においては、狭隘な道路等の整備を推進するとともに街なみ景観の保全や再生を促進し、安全で愛着と誇りを持てる魅力ある居住地として活性化を図る。

#### iv 地域コミュニティの活力を発揮する田園ゾーン

用途地域以外の田園地域においては、生産基盤の整備を進めるとともに都市と農村の交流を図り、優良農地と森林の保全を図る。また、集落地においては、地域コミュニティの活力が発揮し得るように、適切な土地利用の規制・誘導を検討する。

#### v 住宅開発地ゾーン

住宅開発地においては、居住環境の保全を図る。

#### vi 歴史環境と調和する観光・歴史交流・林間居住ゾーン

信楽インターチェンジと紫香楽宮跡遺跡群一帯においては、歴史的遺産と自然環境の保全を基本とし、地域環境との調和を図りつつ観光・交流サービス地や良好な住宅地としての適切な土地利用の規制・誘導を図る。

#### vii レクリエーションゾーン

ゴルフ場等においては、周辺の自然環境や田園環境との調和を図りつつ、環境の保全を図る。

#### viii 森林ゾーン

森林ゾーンは、多面的機能が発揮し得るように保全を図る。

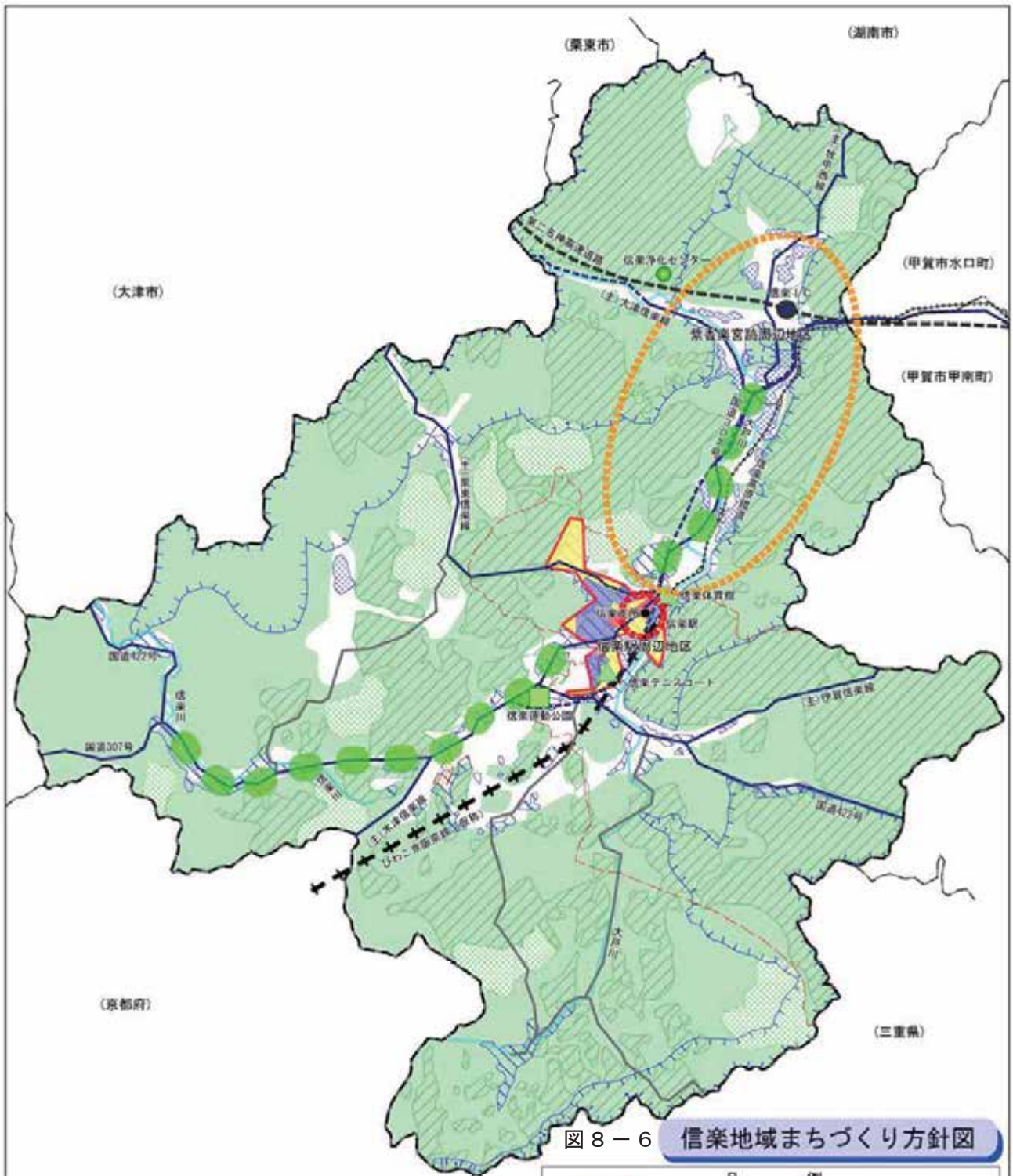


図 8 - 6 信楽地域まちづくり方針図

凡 例	
	商業ゾーン
	産業ゾーン
	住宅ゾーン
	住宅開発地ゾーン
	田園ゾーン
	レクリエーションゾーン
	森林ゾーン
	自然公園地域
	保安林
	副都市拠点整備地区
	土地利用規制誘導検討ゾーン
	汚物処理場
	総合公園（都市計画公園）
	その他のスポーツ レクリエーション施設
	公共下水道（整備済）
	高規格下水道（整備済）
	公共下水道（未整備）
	集約排水施設（未整備）
	田園景観保全軸
	第二名神高速道路・IC
	国道・主要地方道 （整備予定）
	一般県道等 （整備予定）
	鉄道・駅
	河川
	用途地域
	都市計画区域
	地域区分界（行政区域・町界）
	行政区域 町界

## 第9章 実現化に向けて

### 1. 実現化方策の検討

#### (1) 適正な土地利用の誘導

将来都市像の実現のためには、全体構想や地域別構想でも示したとおり、地域の実情に即した適正な土地利用の誘導が求められる。

特に、本市は合併による新市の都市づくりが求められていることを踏まえて、各町中心部の都市拠点等に多様な都市機能の集積した快適な都市空間を形成するとともに、周辺部の地域コミュニティと歴史文化・自然環境を維持・継承し均衡ある「まちづくり」を目指していることから、これらを実現するための総合的な土地利用規制・誘導方策として、都市計画区域の統合や区域区分制度の適正な活用、用途地域の指定・変更が必要になっている。

#### (2) 整備手法の検討

都市計画マスタープランに基づき、市民との協働による計画的かつ効率的な都市施設の整備を図り、甲賀市の歴史文化と国土連携軸に位置する都市発展の個性を活かした「まちづくり」を進めることが必要である。そのためには、限られた財源の中で整備目的や事業要件に応じて用意されている国の事業手法や制度を適切に活用していくことが一層重要となる。

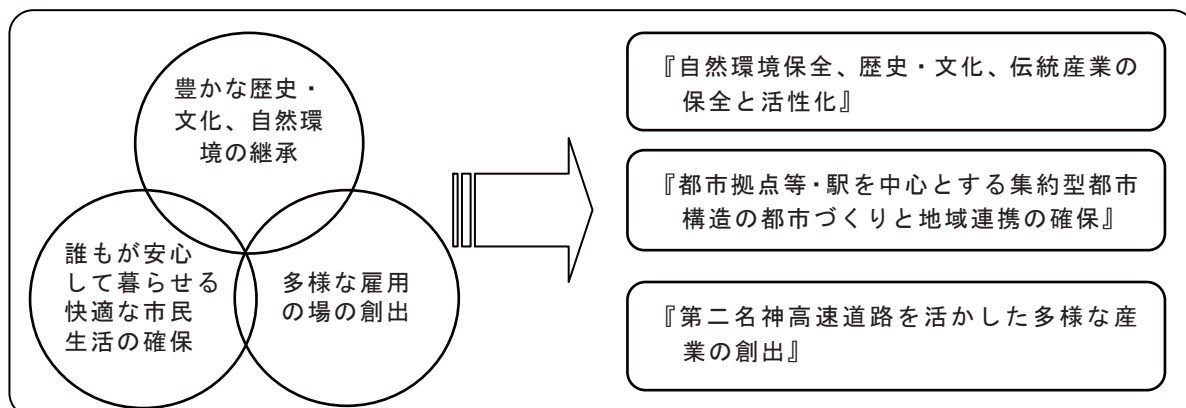
### 2. 実現化に向けての取り組み

#### (1) 将来都市像の実現化を図るための先導的プロジェクトの推進

将来像である「ひとが輝き、住みよさと活力に満ちる あい甲賀」の実現を図っていくためには、豊かな歴史・文化や自然環境を継承し、誰もが安心して暮らせる快適な市民生活の確保と多様な雇用の場の創出を図っていくことが必要である。

そのためには、これまで本市において検討されてきた様々な計画の中で特に重要と考えられるプロジェクトについて優先的に推進していく必要がある。

#### 【先導的プロジェクト】



## (2) 市民と行政の協働によるまちづくり

これからのまちづくりにおいては、市民と行政との「パートナーシップ」を基本理念に、市民と行政がお互いの役割分担を理解し、各々の責任を担っていくことが必要である。

また、社会の潮流は、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へ価値観が変化し、環境やまちづくりに対する意識や関心が高まっている。このことから「協働のまちづくり」の必要性は、これまで以上に大きくなっている。

こうした中、地方分権の進展により地方自治体においては、行政の透明性と市民との対話を重視し、政策課題等の解決にあたることが求められている。

本市においても、市民と行政との協働、市民参加・参画、情報公開・提供・適正な計画の見直しを行政運営の柱として掲げ、市民参加による市政の運営を図っていくこととしている。

今後は、本市がめざす都市像の実現のため、より一層の市民の積極的なまちづくりへの参加を促していくとともに、各種公共事業における行政の説明責任の向上と、効率的・効果的な事業の実施ならびに検証を推進する。

## 用語の説明

## 用語の説明

### 【か行】

#### ●開発行為

主として建築物の建築又はコンクリートプラントやゴルフコース等特定工作物の建設に供する目的で「土地の区画形質の変更」を行うもの。

#### ●環境基本計画

環境負荷の軽減、自然との共生及びアメニティの創出を図った質の高い都市環境の形成の指針を示す計画であり、市町村が策定するものである。

#### ●河川整備計画

河川整備基本方針に沿って、具体的な河川工事及び河川の維持についての計画を 20～30 年間を目標に定めるもので、その作成にあたっては、地域住民や河川等の専門家及び地方公共団体の長の意見を聴きながら作成されるもの。

河川整備基本方針は、河川を管理する国や県が、その河川の流量や環境、維持管理等の基本的な方針を河川審議会の意見を聴きながら定めるもの。

#### ●急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条に基づき指定された土地をいう。指定地内の急傾斜地の崩壊を防ぐため、一部の行為については許可が必要になる。

#### ●区域区分

市街化区域と市街化調整区域との区分のこと。市街化区域は、すでに市街地を形成している区域、及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域である。

#### ●景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律（平成 17 年 6 月全面施行）。

都道府県、指定都市等又は都道府県知事と協議して景観行政をつかさどる景観行政団体（市町村）は景観計画を策定するものとし、住民等は景観計画の提案をすることができる。

#### ●国土幹線道路

全国的な高速自動車交通網を形成するため、国土を縦貫または横断する高速自動車専用道路。

#### ●国土利用計画

国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、市町村の区域について定める国土の利用に関する計画で、市町村における土地利用に関する行政の指針となるもの。

## 【さ行】

### ●集約型都市構造

都市圏内の一定の地域を、都市機能の集積を促進する拠点（集約拠点）として位置づけ、集約拠点と都市圏内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市構造（集約型都市構造）。これを実現することで、都市圏内の多くの人にとっての暮らしやすさと都市圏全体の持続的な発展を確保することが可能となる。

### ●新交通バリアフリー法

「新交通バリアフリー法」（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）は、鉄道駅やバスターミナルなどの公共交通機関を対象とする「交通バリアフリー法」（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）と、デパートや旅客施設（鉄道駅等）などのバリアフリー化をめざす「ハートビル法」（高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）を統合し、高齢者や障害者が移動しやすいまちづくりを一体的に進めることを目的とするもので、2006年6月に成立した。

## 【た行】

### ●地域コミュニティ

地域社会、共同生活体のことで、市民が地域で共同し、よりよい生活条件や社会環境を実現するための組織。

### ●地区計画

住民の生活に結びついた「地区」を単位として、良好なまちづくりを進める都市計画の手法。「地区レベルでのまちづくりの方針（ビジョン）」や「道路、公園の配置や建物の用途や高さ、容積率、壁面の位置等」について、地区の特性に応じてきめ細かく定めるもの。

### ●都市計画区域マスタープラン

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めたもの。都市計画の目標、区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の決定の有無及び定めるときはその方針、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業（土地区画整理事業など）に関する主要な都市計画の決定の方針などを定めている。

### ●都市計画区域

都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。  
市町村の中心の市街地を含み、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域が指定される。

### ●土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、この区域に指定されると市町村は警戒避難体制の整備をすることになっている。

## 【は行】

### ●パークアンドライド

鉄道駅付近に駐車場を設け、利用者がそこで鉄道に乗り換えて目的地に向うシステム。

### ●バリアフリー

障害者や高齢者等が円滑に生活できるように、建築物等の障壁を取り除くこと。移動平面の段差の解消や音声案内、点字表示の設置などを行う。

## 【や行】

### ●ユニバーサルデザイン (universal design)

あらゆる年齢、背格好、能力の人が利用可能なように、まちづくりや商品のデザインに関し、誰もが利用しやすいデザインをはじめから取り入れておこうとする試み。例えば、子供や高齢者、障害者から健常者まで誰でもどこかに座れてコミュニケーションが図れるように、一つの場所に配置された様々な高さのベンチなどがこれに当たる。

### ●用途無指定地域

都市計画区域内において用途地域を指定していない地域。



---

## 甲賀市都市計画マスタープラン（概要版）

---

発行日 平成 19 年 3 月  
発 行 甲賀市  
編 集 甲賀市建設部都市計画課  
〒528-8502  
滋賀県甲賀市水口町水口 6053  
TEL 0748-65-0650 (代)  
協 力 昭和株式会社

○甲賀市公園条例

平成16年10月1日

条例第136号

改正 平成17年12月22日条例第85号

平成19年9月10日条例第44号

平成20年3月11日条例第18号

平成21年3月31日条例第43号

(設置)

第1条 地域住民の心身の健全な発達及び連帯意識の向上を図るため、甲賀市公園(以下「公園」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「公園」とは、都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童公園以外の市長が定める公園をいう。

(名称及び位置)

第3条 公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(公園施設)

第4条 前条に規定する公園の施設の内容は、別表第2のとおりとする。

2 公園施設の利用日及び利用時間は、別表第3のとおりとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第5条 公園の施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第6条 市長は、施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしない。

(1) 公園内における秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 公園の施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益に

なると認められるとき。

(4) その他公園施設の維持管理上支障があると認められるとき。

(行為の禁止)

第7条 公園の利用者は、公園内において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の利用者の利用を妨害したり、騒音を発する等他人に迷惑を及ぼすこと。

(2) 専ら私的営利を目的とすること。

(3) 施設を損傷し、又は汚損すること。

(4) 公共の福祉に反すること。

(5) 指定の場所以外の場所へ車を乗り入れること。

(6) その他公園の管理運営上不相当と認められること。

2 市長は、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、退場を命ずることができる。

(使用料)

第8条 公園の有料施設を利用しようとする者は、別表第4に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は特に必要と認めるときは、別に定めるところにより、前条の使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第11条 利用者が、故意又は過失によって施設又は設備品を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(監督処分)

第11条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な処置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 公園の保全又は公衆の公園利用に著しい支障が生じたとき。
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第11条の3 市長は、前条第2項に基づき工作物等を保管することができる。又保管した工作物等は、次に掲げるものを公示する。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除去した日時
- (3) 保管した工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するために必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第11条の4 市長は、次に掲げる方法により公示を行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち、特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者

その他当該工作物等について権限を有する者（第11条の7において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨をインターネットの本市ホームページに登載すること。

2 市長は、所定の保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け関係者に閲覧させることにより、前項第1号の規定による掲示に代えることができる。

（工作物等の価額の評価の方法）

第11条の5 市長は、工作物等の価額の評価を行おうとする場合は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要と認めるときは、工作物等の価額の評価に関し、専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続き）

第11条の6 市長が保管した工作物等の売却は、甲賀市財務規則（平成16年甲賀市規則第33号）又は甲賀市建設工事執行規則（平成16年甲賀市規則第38号）に準じ、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付すことが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

（工作物等を返還する場合の手続き）

第11条の7 市長は、保管した工作物等（第11条の6の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、所定の受領書と引換えに返還するものとする。

（指定管理者の指定等）

第12条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公園及び公園施設の管理に関する次の各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を指定管理者に行わせることができる。

（1） 公園及び公園施設の利用に関する業務

（2） 有料公園施設の利用料金（地方自治法第244条の2第8項に規定する

料金をいう。)の収受に関する業務

(3) 公園及び公園施設の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、公園及び公園施設の運営に関して市長が必要と認める業務

2 前項の規定により、市長が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第5条、第6条、第7条第2項、第9条及び第10条第2項の規定の適用については、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

3 第1項の規定により、市長が指定管理者に管理業務を行わせる場合において、当該指定管理者はあらかじめ市長の承認を得て、第4条第2項に規定する利用日又は利用時間を変更し、若しくは臨時に閉園日を定めることができる。

(利用料金)

第13条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第4の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の水口町運動公園の設置及び管理に関する条例(昭和58年水口町条例第11号)、土山町緑地の設置および管理に関する条例(昭和63年土山町条例第3号)、大河原緑地広場等の設置および管理に関する条例(平成元年土山町条例第5号)、今宿運動公園の設置及び管理に関する条例(平成6年土山町条例第34号)、やまびこ公園の設置および管理に関する条例(平成12年土山町条例第31号)、甲賀町甲賀工業団地コア・パークの設置等に関する条例(昭和63年甲賀町条例第21号)、甲賀西工業団地多目的広場の管理運営規則(平成12年甲賀町規則第22号)又は甲賀町青野川砂防みずべ公園の設置及び管理に関する条例(平成9年甲賀町条例第8号)の規定

によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成 17 年条例第 85 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 指定管理者に公園及び公園施設の管理業務を行わせる場合において、当該業務を行わせる日前に、この条例による改正前の甲賀市公園条例の規定により市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の利用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の甲賀市公園条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

付 則（平成 19 年条例第 44 号）

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年条例第 18 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年条例第 43 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

名称	位置
甲賀市柚川運動公園	甲賀市水口町貴生川 5 7 0 番地
甲賀市野洲川運動公園	甲賀市水口町水口 6 3 7 8 番地
甲賀市伴谷総合運動公園	甲賀市水口町伴中山 1 0 2 6 番地
甲賀市岩上総合運動公園	甲賀市水口町巖峨 2 9 9 2 番地
甲賀市柏木ふれあい運動公園	甲賀市水口町宇田 1 3 1 番地
甲賀市つつじが丘公園	甲賀市水口町新城 7 8 7 番地 4 2
甲賀市松尾台 1 号公園	甲賀市水口町松尾 1 0 1 9 番地 5
甲賀市松尾台 2 号公園	甲賀市水口町松尾 7 4 4 番地 1 6 9
甲賀市さつきが丘西公園	甲賀市水口町さつきが丘 1 5 番地

甲賀市西内貴公園	甲賀市水口町貴生川一丁目 1 9 9 番地
甲賀市高塚公園	甲賀市水口町高塚 5 5 7 4 番地
甲賀市あいの丘文化公園	甲賀市土山町北土山 2 2 2 7 番地
甲賀市あいの森ふれあい公園・青土ダムエコーバレイ	甲賀市土山町青土 1 番地 1
甲賀市ブルーリバーパーク	甲賀市土山町鮎河 2 6 4 2 番地
甲賀市やまびこ公園	甲賀市土山町猪鼻 3 1 6 番地
甲賀市大河原緑地広場	甲賀市土山町大河原 1 1 2 5 番地 1
甲賀市高間みずべ公園	甲賀市甲賀町油日 2 2 1 6 番地
甲賀市甲賀工業団地コア・パーク	甲賀市甲賀町神保 4 9 番地、甲賀市甲賀町鳥居野 1 2 1 番地 5
甲賀市甲賀西工業団地多目的広場	甲賀市甲賀町隠岐 2 5 7 9 番地 1 7
甲賀市甲賀創健館	甲賀市甲賀町大久保 5 0 7 番地 2
甲賀市矢川橋柚川河川公園	甲賀市甲南町杉谷 2 6 4 番地 7
甲賀市深川市場柚川河川公園	甲賀市甲南町深川市場 2 2 2 2 番地 1
甲賀市野田柚川河川公園	甲賀市甲南町野田 1 7 0 番地 2
甲賀市隼人川みずべ公園	甲賀市信楽町黄瀬 9 7 3 番地 1

別表第 2 (第 4 条関係)

名称	施設の内容
甲賀市柚川運動公園	グラウンドゴルフ場 ゲートボール場 ソフトボール場 自由広場
甲賀市野洲川運動公園	ゲートボール場 自由広場
甲賀市伴谷総合運動公園	野球場 自由広場
甲賀市岩上総合運動公園	野球場 自由広場



甲賀市柏木ふれあい運動公園	野球場 自由広場
甲賀市つつじが丘公園	自由広場
甲賀市松尾台1号公園	自由広場
甲賀市松尾台2号公園	自由広場
甲賀市さつきが丘西公園	自由広場
甲賀市西内貴公園	自由広場
甲賀市高塚公園	自由広場
甲賀市あいの丘文化公園	展示広場 文化広場 お祭り広場
甲賀市あいの森ふれあい公園・青土ダムエコバレイ	バンガロー テントサイト 炊事施設 体験施設 野外ステージ サイクルポート
甲賀市ブルーリバーパーク	円形広場 三角広場
甲賀市やまびこ公園	自由広場
甲賀市大河原緑地広場	テニスコート
甲賀市高間みずべ公園	テントサイト 管理棟（研修室）
甲賀市甲賀工業団地コア・パーク	自由広場
甲賀市甲賀西工業団地多目的広場	自由広場
甲賀市甲賀創健館	フィットネススタジオ 薬膳栄養指導実習室 健康相談室
甲賀市矢川橋柚川河川公園	自由広場
甲賀市深川市場柚川河川	自由広場

公園	
甲賀市野田杣川河川公園	自由広場
甲賀市隼人川みずべ公園	自由広場

別表第3（第4条関係）

施設名	閉園日	利用時間	備考
あいの丘文化公園		午前8時30分から午後10時まで	
あいの森ふれあい公園 青土ダムエコーバレイ	11月1日から翌年4月30日まで		簡易宿泊施設
ブルーリバーパーク		午前8時30分から午後10時まで	
高間みずべ公園	12月1日から翌年3月31日まで		テントサイト管理棟
矢川橋杣川河川公園		4月1日～9月30日 午前8時30分から午後6時まで 10月1日～3月31日 午前8時30分から午後4時30分まで	
甲賀創健館	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで	

別表第4（第8条、第13条関係）

- 1 岩上総合運動公園及び柏木ふれあい運動公園夜間照明使用料

施設名	使用料	備考
夜間照明	1時間当たり 500円	

## 2 あいの森ふれあい公園・青土ダムエコーバレイ使用料

施設名	利用単位	使用料
バンガロー	1日 1棟	5,000円
	休憩 1棟 1時間	500円
テントサイト	1区画	3,000円
炊事施設	1人（休憩のみ）	400円
体験施設	1日 1室	7,500円
	1棟	21,000円
	休憩 1室 1時間	500円
野外ステージ（広場含む）	1棟 1時間	2,000円
	8：30～12：00	1,000円
	12：30～17：00	1,000円
サイクルポート	17：30～22：00	2,000円
	1台 1時間	1,000円

### 注

- 「1日」とは、午後3時から翌日の午前10時までをいう。
- 「休憩」とは、午前11時から午後2時までをいう。

## 3 あいの丘文化公園使用料

施設名	利用時間	8：30～12：00	13：00～17：00	17：30～22：00
	展示広場	0	1,000円	1,000円
文化広場		1,000円	1,000円	2,000円
お祭り広場		1,500円	1,500円	3,000円

## 4 ブルーリバーパーク使用料

施設名	利用時間	金額
円形広場	9：00～12：00	1,000円
	13：00～17：00	1,000円

	17:30～22:00	2,000円
三角広場	9:00～12:00	1,000円
	13:00～17:00	1,000円
	17:30～22:00	2,000円

注 入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、総入場料の10%に相当する金額を徴収する。ただし、その額が5,000円に満たないときは5,000円とする。

#### 5 大河原緑地広場（テニスコート）使用料

施設名	時間	使用料	備考
テニスコート	8:30～22:00	1面、1時間当たり 200円	規定時間外に利用する場合は、1時間につき200円を徴収する。
夜間照明	17:30～22:00	1面、1時間当たり 600円	

#### 6 高間みずべ公園使用料

施設名	区分	昼間 (午前10時～午後4時)	夜間 (午後4時～翌日午前10時)	備考
	テントサイト (1区画)		2,000円	

施設名	区分	半日 (5時間未満)	1日 (5時間以上)	備考
	管理棟(研修室)		3,000円	

注 昼間、夜間をそれぞれ引き続き使用するときの使用料は、それぞれの使用料額を加算した額とする。ただし、2泊以上の場合は、泊数×3,000円とする。

#### 7 甲賀創健館使用料

施設名	金額		
	午前	午後	夜間

	午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで
フィットネススタジオ	800円	1,000円	1,600円
薬膳栄養指導実習室	800円	1,000円	1,600円
健康相談室 1	500円	700円	1,200円
健康相談室 2	500円	700円	1,200円